

## 第28回 地方法人課税のあり方等に関する検討会 議事次第

平成27年10月21日(水)  
15:00～16:30  
合同庁舎2号館7階 省議室

### 1 開会

### 2 議事

#### 地方法人課税のあり方等についてのヒアリング

- ・ 日本労働組合総連合会
- ・ 全国市長会
- ・ 全国町村会

### 3 閉会

#### 配布資料

- (資料1-1) 「地方分権にふさわしい地方税財政の改革」をめざして  
＜日本労働組合総連合会資料＞
- (資料1-2) 2016年度 重点政策 ＜日本労働組合総連合会資料＞
- (資料2-1) 平成28年度 都市税制改正に関する意見(抄)  
＜全国市長会資料＞
- (資料2-2) 平成28年度 都市税制改正に関する意見＜全国市長会資料＞
- (資料2-3) 高岡市の概要 ＜全国市長会資料＞
- (資料3-1) 十津川村の概要 ＜全国町村会資料＞
- (資料3-2) 平成28年度 政府予算編成及び施策に関する要望(抄)  
＜全国町村会資料＞
- (資料4-1) 地方税収の偏在の状況 ＜事務局資料＞
- (資料4-2) 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)  
＜事務局資料＞

## 「地方分権にふさわしい地方税財政の改革」をめざして

### ～目 次～

1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」
2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政の改革
3. 法人所得課税の改革

第28回「地方法人課税のあり方等に関する検討会」

2015年10月21日



日本労働組合総連合会(連合)

# 1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」

## 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けた政策パッケージ

「働くこと」につなげる5つの「安心の橋」を架けよう!

誰もが働き、つながることのできる、希望と安心の社会へ

私たちのくらしは、多くの人たちが働き、互いに支え合うことで成り立っています。しかし、失業や就職難、家庭の事情など、働きたくても働けない状況にある人が増え、社会から排除されたり、孤立している現実があります。就労をめぐる様々な困難を取り除き、「働くこと」を通じて社会に参加できるルート、「働くこと」につなげる5つの「安心の橋」を整備していくことが求められています。

### 橋Ⅰ 教育と働くことをつなぐ

- すべての子どもたちに学ぶ機会を保障
- 誰もが排除されないインクルーシブ教育システムの構築
- 働くことの意義・生きる知恵を学ぶ機会の拡充
- 学ぶ場から働く場への円滑な移行支援
- いつでも学び直しができる環境整備

「異団の連続」を断ち切り、学ぶ場から働く場へ円滑に移行できる制度を確立します!

### 橋Ⅱ 働くかたちを変える

- 「期間の定めのない直接雇用」を基本に完全雇用が実現
- 雇用政策と一体となった産業政策の推進で良質な雇用創出
- 働く側が選択できる働き方の多様化を実現
- 公正なワークルールの整備
- 集約的労使関係システムの構築

ライフステージに応じた柔軟でディーセントな働き方を整備します!

職業紹介、職業訓練、所得保障の一体的支援でスムーズな復職をサポートします!

### 橋Ⅳ 失業から就労へつなぐ

- 復職・就労支援のパッケージ戦略の構築
- 4層のセーフティネットの構築
  - すべての労働者に雇用保険・健康保険を適用(第1のセーフティネット)
  - 雇用保険の給付対象とならない人への支援制度拡充(第2のセーフティネット)
  - 生活保障制度の確立(第3のセーフティネット)
  - 住居と医療の保障(第4のセーフティネット)

地方分権を進め、公平な負担に基づく持続可能な社会の基盤をつくります!

### 橋Ⅲ 家族と働くことをつなぐ

- 働き続けることができる公平・公正なワークルールの実現
- 男性の家事・育児や地域づくりへの参加促進
- 妊娠、出産、子育て、介護を支えるサービスや所得保障の拡充
- 性やライフスタイルに中立的な制度改革
- 生活の基盤である居住保障と医療保障の確立

子育てや介護を社会全体で支え、男女平等参画社会を構築します!

高齢者の知識や経験を社会に活かし、老後の安心を保障する制度を構築します!

### 橋Ⅴ 生涯現役社会をつくる

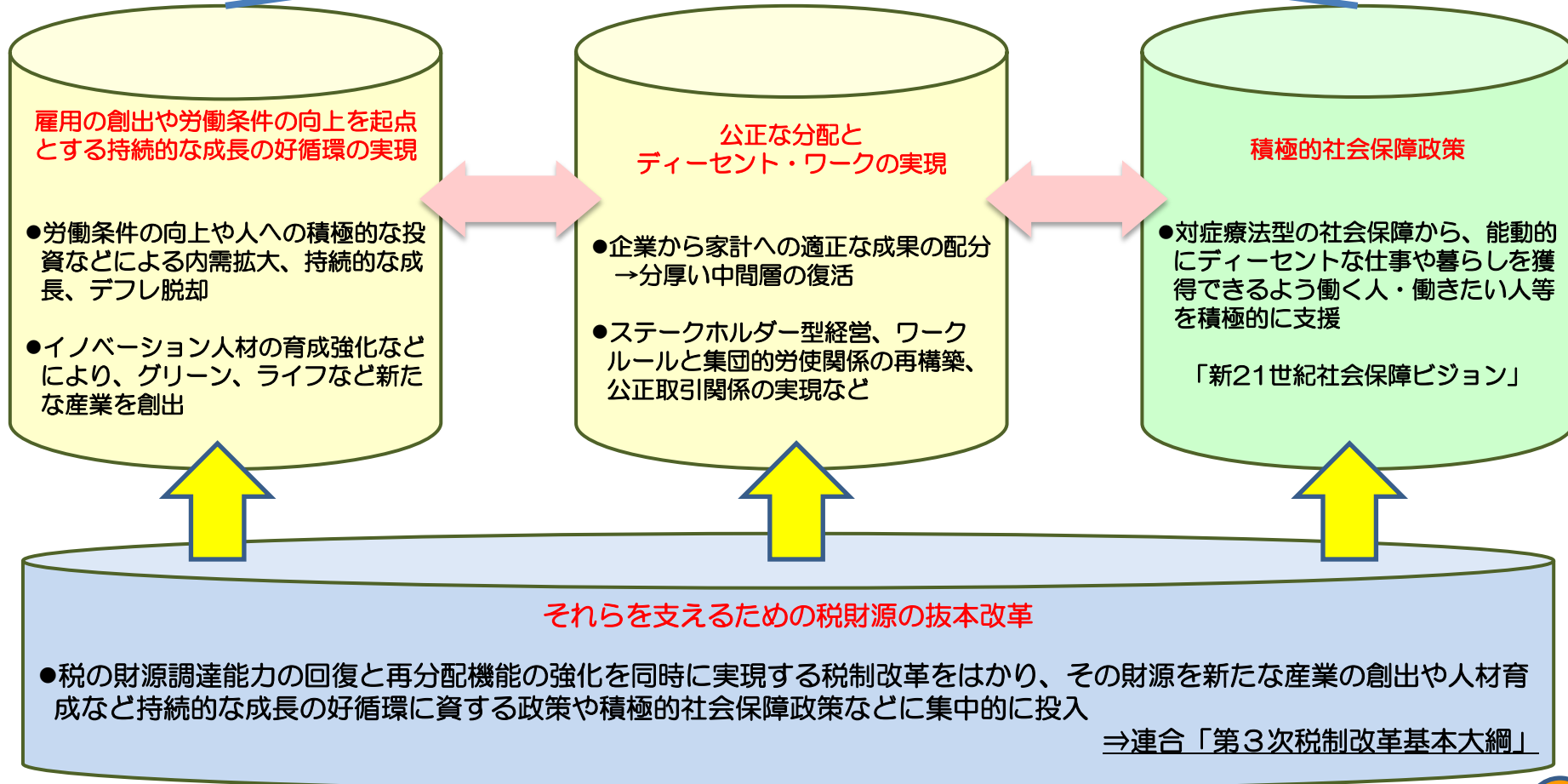
- 社会的貢献や文化活動など幅広い活躍をサポート
- 信託の所得保障制度(公的年金、企業年金など)の整備
- 地域での医療・介護へのアクセス保障

### 基盤 「働くことを軸とする安心社会」を支える

- 信託における政府の実現と地方分権の推進
- 「新しい公共」の促進(NPO、協同組合、社会的企業との協働)
- 負担を分かち合う公平・連帯・納得の税制の確立
- CSR(企業の社会的責任)の推進
- 低炭素社会への転換とグリーン・ライフなど新たな産業・雇用の創出
- 雇用創出や労働条件の向上を起点とする持続的な成長の好循環の実現

# 1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える基盤

## 「働くことを軸とする安心社会」の実現



# 1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える税制改革のビジョン

## ◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」のポイント

### いまの問題点

税財政を通じた  
所得再分配機能の低下

負担と給付の不均衡

変化に対応できない  
硬直的な財政

### 第3次税制改革基本大綱の基本スタンス

税の財源調達能力の回復と再分配機能の強化を同時に実現する税制改正をはかり、その財源を新成長戦略に資する経済政策や積極的社会保障政策等に集中的に投入する。

### 改革の理念とポイント

公平

連帯

納得

- ①消費税「偏重」としない「所得・資産・消費」課税のバランスのとれた税体系とする。
- ②所得税を基幹税として再構築し所得再分配の機能強化をはかる。
- ③消費税は社会保障制度の維持・強化に全額充当する。
- ④地方分権や社会保障の充実のための安定的な地方税体系を構築する。

# 1. 連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える税制改革のビジョン

## ◇ 連合「第3次税制改革基本大綱」具体的な提言(2011年6月)

○「公平」「連帯」「納得」という改革の理念に基づいた具体的な提言は以下のとおりである。

### 1. 納税者の立場に立ったわかりやすい税制

・情報公開と租税教育の強化 ・「納税者権利憲章(仮称)」の制定 ・申告納税選択制の導入 ・マイナンバー導入に向けた環境整備 など

### 2. 所得税の再構築

・課税最低限の引き上げ ・給付つき税額控除の導入(勤労税額控除、消費税税額控除) ・税率構造の見直し ・金融所得課税の強化  
・人的控除の組み換え(所得控除から税額控除・社会手当化へ) ・給与所得控除の見直し(特定支出控除の範囲拡大など)

### 3. 資産課税(相続税・贈与税等)の強化

・バブル経済以前の水準まで相続税を強化し、格差の拡大・固定化を是正する

### 4. 消費税の社会保障安定財源化

・消費税を社会保障財源化し、その維持・強化のために2020年度を目途に税率を段階的に引き上げる  
〔消費税(国税)は、基礎年金、高齢者医療、介護、少子化対策(現物給付)の維持・強化に要する財源として、段階的に引き上げる  
地方消費税は、一般財源とし、地方における社会保障給付費の増加およびその機能強化等に対応して段階的に引き上げる〕  
・消費税の逆進性緩和策(課税最低限以下の層を中心に消費税負担分を還付する「消費税税額控除」)  
・制度的欠陥の是正(インボイス方式の導入、簡易課税制度や免税点の廃止など)

### 5. 地方税財政の改革

・地域による偏りが小さく安定的な地方税体系(社会保障給付の機能強化に対応した地方消費税の段階的引き上げ等)  
・原則、地方交付税制度と現行交付税の水準を維持 ・国庫補助負担金の改革

### 6. 法人所得課税の改革

・原則、全ての雇用者に社会保険を適用 ・外形標準課税対象法人の拡大 ・租税特別措置の見直し  
・税法における中小企業の定義見直し ・中小法人等の軽減税率引き下げ(基本税率の1/2水準) ・雇用促進税制等の活用

### 7. その他の提言内容

・自動車関係諸税の軽減・簡素化等 ・地球温暖化対策のための税、既存税制のグリーン化 ・「新しい公共」を支える税制 など

## 2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政の改革

### <1> 基本的な考え方

- 行政サービスの約6割は地方自治体が担っているが、その財政基盤は脆弱である。
- 地方分権の推進と公共サービスの維持・強化に対応した地方税財政改革を推進する必要がある。

#### 現状の問題点

- 国依存の財政基盤
- 地域間の財政力格差の拡大

#### 地方税財政の 改革

#### 改革のめざすもの

- 住民自らが地域に必要なサービスを選択・享受できる仕組みづくり
- 社会保障の機能強化に必要な財源の確保

## 2. 地方分権とバランスのとれた地方税財政の改革

### <2> 具体的な提言

#### 1 地方税制改革

- 地方への新たな税財源配分を行い、地方税財政の充実をはかる。具体的には、地域間の偏在性が相対的に小さく、税収が安定的な地方税体系をめざし、法人住民税(法人税割)と消費税(国税のうち地方交付税財源に充当されている部分)の税源交換を検討する。
- 法人税については、応益性も重視し、外形標準課税の対象法人を拡大するなどの改革を行う。
- 国と地方の役割分担、社会保障制度改革、税財政改革の進捗状況等を踏まえ、将来的には、国と地方で50対50の税源配分をめざす。

#### 2 地方交付税の改革

- ①によって地域間財政力格差の縮小を進めるとともに、地方交付税については、地域間の財政調整とナショナル・ミニマムを担保するために、引き続き、現行の仕組みと交付税水準を維持する。
- なお、消費税を社会保障財源に全額充当するため、地方交付税の算定から消費税(国税)を除外し、新たに相続税を加える。中期的には所得税の再構築や自然増収等を中心に必要財源を確保することとするが、当面不足する財源については、国で責任を持って手当てする。



### 3. 法人所得課税の改革

#### <1> 基本的な考え方

- 少子高齢社会を支え合うために広く国民負担を求めるなか、企業にも社会的責任に見合った負担が求められる。
- 地域社会の活性化や分厚い中間層の復活などの観点から中小企業やディーセント・ワークを税制面から支援する。

#### 現状の問題点

- 赤字法人が恒常的に6割を超え、法人課税の負担に偏りがある
- 景気による振れが大きい
- 租特の政策効果の検証が不十分

#### 法人所得課税 の改革

#### 改革のめざすもの

- 企業の社会的責任に見合った負担
- 中小企業やディーセントワークを支援

### 3. 法人所得課税の改革

#### <2> 具体的な提言

##### 1 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料の負担を実現する

- 法人税率の引下げは、引下げ分が企業における国内投資や雇用・所得の拡大に充てられること及び代替財源の確保を大前提とし、過去に実施済の減税措置の政策効果を検証・公表する。なお、代替財源の確保については、法人税の枠内における税収中立をはかることを基本とする。
- 法人事業税は、法人の事業活動と地方の行政サービスとの幅広い受益関係に着目して課税されている税金であるため、外形標準課税の対象法人を拡大する。
- ※中小企業においては賃金抑制につながる恐れがあるため、業績回復状況など実施時期を慎重に見極めつつ、適用する際には雇用安定控除を拡大する。
- 2008年より暫定的な措置として導入されている地方法人特別税は廃止する。
- 欠損金の繰り越し控除を控除前所得の5割に制限し、控除期間を15年程度に延長する。

### 3. 法人所得課税の改革

#### <2> 具体的な提言

##### 1 企業の社会的責任に見合った税・社会保険料の負担を実現する

- 租税特別措置について、適用状況や政策効果等を検証し、有効と認め難いものは廃止するとともに、有効なものは延長または恒久化するなど不断の見直しをはかる。
- グローバル企業の租税回避防止のため、各国政府は政策協調のもと課税の適正化に向けた対策を強化する。
- 社会保険を原則すべての雇用者に適用する(ペイロールタックス化)。

##### 2 中小企業やディーセント・ワークを支援する改革を行う

- 中小企業基本法にあわせる方向で、税法における中小企業の定義を見直す。
- 中小法人に対する法人税の軽減税率を基本税率の1/2の水準とする。
- 雇用促進税制や所得拡大促進税制について政策効果を検証し、より効果的な制度となるよう必要に応じて見直す。また、中小企業の「人に対する投資」を支援するための支援策を拡充する。
- 法定雇用率を上回って障がい者を雇用する企業、重度障がい者などを多数雇用する企業に対して法人事業税を減税する。



資料 1 - 2

# 2016年度 2015.7-2016.6 重点政策

連合は、「働くことを軸とする安心社会」に向けて、  
政策実現に全力で取り組みます。

1. 「2016年度 連合の重点政策」ダイジェスト …… P2
2. 最重点政策 …… P4
3. 「2016年度 連合の重点政策」(全文) …… P17

## 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- 1.復興財源の確保および被災自治体への継続的支援
- 2.被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化
- 3.防災性・環境性能が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現
- 4.放射性物質により汚染された廃棄物・表土の迅速な処理
- 5.放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物・加工食品に関する安心・安全の確保
- 6.安心して学び遊べる教育環境の整備

## 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて

### 1 持続可能で健全な経済の発展

- 1.経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業・地域産業への支援強化
  - ・経済成長や雇用創出効果の高い分野への施策の集中
  - ・まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略において、産官学金労などによる個別施策へのチェック・修正が確実に実施されるための地方自治体への支援・助言の強化
- 2.安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現
  - ・再生可能エネルギー・省エネの推進などに対する政策的な支援
  - ・原子力規制委員会で策定された新規規制基準の厳格適用
- 3.「公平・連帯・納得」の税制改革の実現
  - ・納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章の制定
  - ・税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し
  - ・消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者対策の実施
  - ・租税特別措置の見直しやグローバル企業の租税回避の防止
  - ・自動車関係諸税の抜本的な軽減・簡素化
  - ・地方財政への影響に配慮した税財源の確保

### 2 雇用の安定と公正労働条件の確保

- 1.安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化
  - ・労働者の救済に繋がらない解雇の金銭解決制度の導入反対
  - ・労働基準監督官の増員など、国・地方自治体における労働行政の充実・強化
  - ・雇用形態に関わらない均等待遇原則の法制化の検討
- 2.派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化
  - ・派遣期間制限の撤廃などの労働者保護を後退させる労働者派遣法の改悪反対、労働者保護の視点からの法改正の実施
- 3.改正労働安全衛生法の実効性の確保
- 4.労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し
  - ・「時間外労働限度基準」告示の法律への格上げ、特別条項付き36協定締結時の上限時間規制の法定化
  - ・「休憩時間(勤務間インターバル)規制」の導入
- 5.失業から良質な雇用に早期に復帰・移行できるセーフティネットの構築および拡充
- 6.若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化
  - ・ハローワークや地域若者サポートステーションなど就職支援体制の維持・向上、学校との連携強化
  - ・高齢者の継続雇用後の有期労働契約非更新事由の限定などを指針に明記
  - ・障がい者の差別禁止や合理的配慮の具体化と「過重な負担」の判断基準厳格化
- 7.すべての労働者に対する職業能力開発の充実・強化
  - ・専門実践教育訓練の拡充・強化
- 8.適正な水準への最低賃金の早期引き上げと監督行政の強化
- 9.雇用における男女平等と女性活躍の推進
- 10.男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 11.ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現
  - ・仕事と育児・介護の両立に資する育児・介護休業法の改正
- 12.外国人労働者の雇用改善と外国人技能実習制度の見直し
  - ・外国人労働者の人権の尊重および、労働者保護の確保ならびに在留資格などの安易な緩和反対
  - ・技能実習制度の運用厳格化と安易な分野拡大・期間延長反対

### 3 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

- 1.持続可能な社会保障改革の推進
  - ・社会保障給付のあり方に関する制度の特性に応じた丁寧かつ慎重な検討
  - ・医療機関の機能分化や連携強化の推進
  - ・介護保険制度における軽度者について、保険給付の対象からの除外反対

## 3

### 2.「地域包括ケアシステム」の構築に向けた医療機関の機能分化および医療と介護の連携強化

- ・「地域包括ケアシステム」の構築と普及・定着
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の改善と認知症の人に対するサービスの拡充
- ・地域医療介護総合確保基金の有効活用と検証

### 3.医療・介護人材の勤務環境・処遇改善

- ・看護職員の夜勤負担の軽減など勤務環境の改善による人材の定着
- ・介護労働の社会的地位の向上および処遇改善による定着促進ならびに介護職員処遇改善加算の確実な算定と増額
- ・技能実習制度への介護職の追加反対

### 4.保険者機能が発揮される医療保険制度の確立

- ・県・市町村などの保険者機能が発揮されるような国民健康保険改革
- ・高齢者医療制度の抜本改革の検討および医療保険給付範囲の縮小反対

### 5.子ども・子育て新制度の着実な実施

- ・幼児教育・保育の質の改善に向けて、1兆円超程度の財源確保
- ・子ども・子育て新制度の実施状況の把握とすべての子どもに対する良質な育成環境の保障
- ・保育労働者の着実な処遇改善

### 6.生活困窮者自立支援制度の着実な実施

- ・生活困窮者自立支援制度にかかる自治体の実施体制の検証
- ・学習支援をはじめとした任意事業の実施自治体の拡大と国庫補助率の改善

### 7.老後の生活を支える安心と信頼の公的年金制度の構築

- ・年金積立金の運用については、専ら被保険者の利益のためとし、年金財政上必要な運用利回りを長期的な観点から安全かつ確実に確保
- ・GPIFのガバナンス体制について、労使代表などが参画した合議制の実現
- ・マクロ経済スライドについて、賃金・物価の伸びの範囲内にとどめるとともに、基礎年金は対象から外すなどの低年金者対策の検討
- ・短時間労働者への被用者保険の適用拡大のさらなる推進
- ・現行の財政フレームの再検証および抜本的な改革議論の推進

## 4

# 社会インフラの整備・促進

### 1.安心・安全な社会とまちづくりの推進

- ・防災・生活・安全・交通・観光に関連した社会資本の優先的・効率的な推進

- ・空き家対策を行う地方自治体への財政支援

## 5

# くらしの安心・安全の構築

### 1.国内外における環境保全と地球温暖化対策の強化・推進

- ・「グリーン経済」への転換と公正な移行
- ・すべての締約国が参加する公平で実効性のある温暖化対策の新たな法的枠組みの実現
- ・省エネや環境・エネルギー技術の深化・革新による温室効果ガスの削減

### 2.食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- ・食料自給力の向上と、食の安全・安心の確保
- ・農林水産業の経営基盤ならびに競争力の強化と、成長産業化の推進

### 3.消費者の視点に立った消費者政策の推進

- ・地方消費者行政の組織体制の充実ならびに機能強化
- ・消費者の自立につながる幅広い消費者教育の実施

### 4.総合的な防災・減災対策の充実

- ・地域における「共助」の構築支援と地方防災会議委員などの多様化の確保
- ・災害防止に向けた重点的な森林管理と斜面の崩壊等防止工事などの強化

## 6

# 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

### 1.新しい公共と民主的で透明な公務員制度改革の推進

- ・多様な担い手が地域課題を共有し対話できる場の設置による「新しい公共」の推進
- ・労働基本権を保障する民主的な公務員制度改革の実現
- ・臨時・非常勤職員への労働契約法・パート労働法の趣旨の適用

### 2.地方分権改革の推進

- ・国と地方の役割・権限の見直しや財源保障の充実を通じた地域の自主性を尊重した公共サービスを提供できる体制の拡充
- ・地方財政計画の策定や地方交付税の算定に際しての決定プロセスの透明化

### 3.公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

- ・公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を基準とする公契約の適正化

### 4.「人権侵害救済法(仮称)」の制定と人権救済機関の設置

### 5.教育の機会均等の保障と労働教育のカリキュラム化の推進

- ・「貧困の連鎖」の防止に向けた教育の原則無償化と教育の機会均等の保障
- ・労働教育のカリキュラム化の推進と学習指導要領への記載の充実
- ・養護教諭の複数配置とスクールカウンセラー等の常勤配置

## 7

# 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

### 1.社会対話の促進と中核的労働基準の遵守

- ・G20アンタルヤ・サミット(2015年11月)および日本が議長国となる2016年G7サミットにおける質の高い雇用を伴う包摂的成長に向けた実効性ある政策の策定

### 2.貧困撲滅と持続可能な開発に向けた取り組みの推進

- ・ポスト2015年開発目標の達成への貢献

# 最重点政策

「2016年度 連合の重点政策」の策定にあたり、その実現に向けた運動にメリハリをつけることを目的に、重点政策の中から「最重点政策」を設定した。

2016年度（2015年7月～2016年6月）における実現にこだわり、政府・政党への働きかけ、審議会・国会審議対応、街宣活動などを通じた世論喚起など、連合本部・構成組織・地方連合会が一体となって幅広い運動を展開していく。

1

## 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- ・ 本格復興に向けた復興事業計画の策定および必要な財源の確保
- ・ 雇用創出事業への支援措置の継続と雇用のミスマッチ解消に向けた就職支援強化
- ・ 被災者の居住環境の改善、独居高齢者の「見守り活動」への支援強化
- ・ 保護者と子どもへの包括的支援のための養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充

P 5

2

## 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- ・ 税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し
- ・ 消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者対策の実施
- ・ 自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保

P 7

3

## 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直しと労働者保護ルールの堅持・強化

- ・ 特別条項付き36協定締結時の上限時間規制の法定化と「休息时间（勤務間インターバル）規制」の導入
- ・ 解雇の金銭解決制度の導入などの解雇規制の緩和反対
- ・ 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等への適切な対処に資する労働行政の充実・強化

P 9

4

## すべての労働者の雇用の安定と職業能力開発の充実・強化

- ・ 労働者派遣法における派遣期間制限の撤廃などの阻止と労働者保護の視点からの法改正の実施
- ・ 雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化
- ・ 専門実践教育訓練の拡充・強化

P 10

5

## 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- ・ 男女雇用機会均等法の実効性確保の徹底
- ・ 「女性活躍新法」にかかる実効性ある省令・指針の整備とポジティブアクションに関する施策の促進
- ・ 仕事と育児・介護の両立に資する育児・介護休業法の改正

P 11

6

## 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

- ・ 財政制約を口実にした社会保障の給付抑制を行わず、質の高い効率的な制度への改革推進
- ・ 医療機関の機能分化、医療と介護の連携強化、看護職員の勤務環境改善の推進
- ・ GPIFにおける、労使代表等が参画し意思決定する合議制の導入に向けたガバナンス体制の見直し
- ・ 短時間労働者への被用者保険のさらなる適用拡大

P 13

7

## 格差・貧困の解消に向けた政策の推進

- ・ 子ども・子育て新制度の着実な実施のための、1兆円超程度の財源確保
- ・ 生活困窮者自立支援制度における、国庫補助率拡大などによる任意事業実施自治体の拡大
- ・ 教育の機会均等実現に向け、教育の原則無償化、高等教育における給付型奨学金制度の拡充

P 15

# 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

## 本格復興に向けた復興事業計画の策定および必要な財源の確保

被災地では、2015年3月末時点でもおよそ23万人もの被災者が避難生活を強いられている。加えて、急速な円安と復興需要の高まりの影響もあって、建設資材が高騰するとともに、労働需給の逼迫により人材不足が顕著となっている。

そのため、防災集団移転や災害公営住宅等、安定した生活のための復興事業は大幅に遅れており、本格復興はまだまだ道半ばといわざるを得ない。

また、被災自治体では復興事業を担う公務人材の不足は深刻さを増し、高齢化による社会福祉関連支出も急速に増加している。

そうした状況の中であって、東日本大震災からの復興・再生を引き続き、日本再生のための最重要課題と位置づけるとともに、2016年度以降の集中復興期間の終了後の復興計画においてもこれまでと同様、政策面、財政面に対する国の全面的なバックアップと、さらなる復興の加速が何よりも必要である。

## 雇用創出事業への支援措置の継続と雇用のミスマッチ解消に向けた就職支援強化

被災地において、震災以降、緊急雇用や雇用創出といった雇用確保のための事業が実施され、被災3県の雇用情勢が震災前の水準に戻つつあるものの、沿岸部を中心に雇用のミスマッチなどの課題が生じている。復興を着実に前進させるためには、産業復興と雇用政策を一体的に推進していくことが求められる。

具体的には、被災地域での税額控除などで企業誘致を促進する「復興特区制度」や民間資金の十分な活用などにより、地域を担う産業の再生あるいは新規産業の立ち上げをはかるとともに、市町村、民間企業などと連携を強化し、地域産業の振興をはかるなど、安定的な雇用創出を踏まえた中・長期的な地域全体の復興計画を引き続き推進・支援していくことが必要となる。

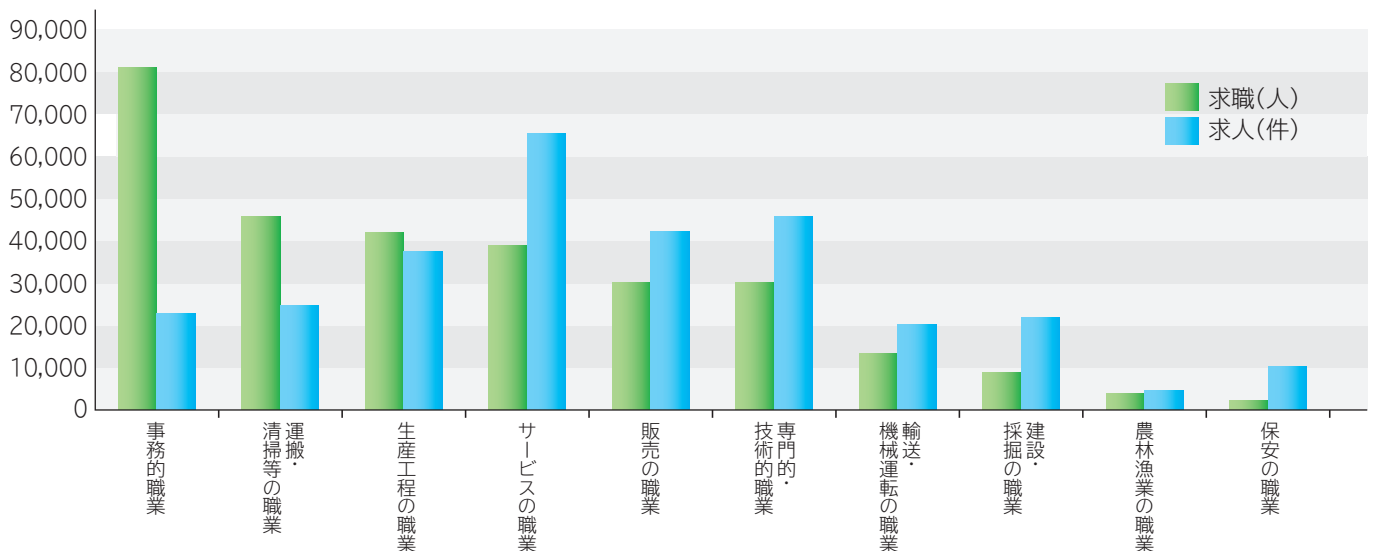
また、復興構想の策定や復興計画の推進にあたっては、復興が新たなステージに進みつつあり、地方自治体及び労使を含む地域住民の意見を十分に反映させていくことが不可欠である。

### 東日本大震災からの復興の状況と見通し

	2013年度末時点 (2013年12月～2014年3月)	2014年度末時点 (2014年12月～2015年3月)	2015年度末(2016年3月) (集中復興期間終了)
避難者	約26万人	約22万9千人	—
災害廃棄物処理 ※避難指示区域を除く	岩手県:100% 宮城県:100%	福島県:94%	福島県:100%
海岸対策	着工:68%	着工:77%	—
住宅の自主再建	11.1万件	11.7万件	—
防災集団移転・区画整理等	着工:84% 完成:4%	着工:94% 完成:11%	完成:48%
災害公営住宅 ※福島の前進率は暫定値	着工:65% 完成:9%	着工:85% 完成:16%	完成:65%
医療施設	入院受入の回復:93%	入院受入の回復:95%	—
学校施設	—	災害復旧事業完了:96%	災害復旧事業完了:99%

注1:2015年度末は、予定・見込み 注2:-は、未公表  
出所:復興庁「復興4年間の現状と課題」2015年3月

### 岩手県の職業別の求人・求職の状況 (2014年度)



出所:岩手労働局資料より連合作成



# 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

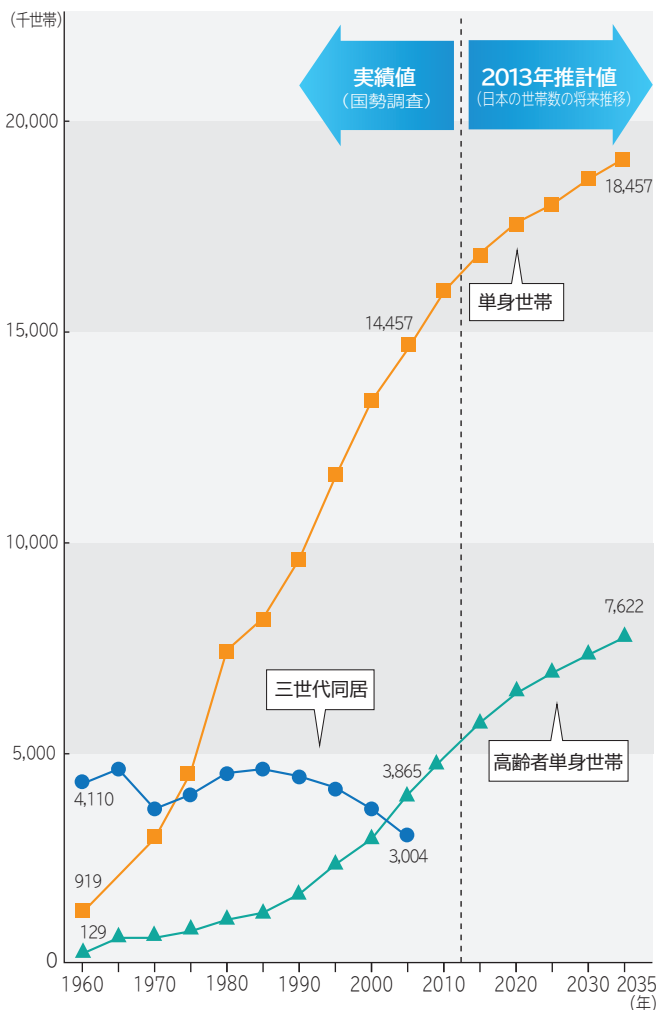
## 被災者の居住環境の改善、独居高齢者の「見守り活動」への支援強化

自力での住宅再建や、災害公営住宅の入居等により仮設住宅から退去者が増え、コミュニティの維持が困難となる地域が増えることが懸念されている。

被災者の居住の安定を確保するため、地域の実情に応じて、仮設住宅の集約化や、仮設住宅から災害公営住宅への移転を進める必要がある。また、転居に伴う費用等に対する助成を行う必要がある。

今後、単身・高齢者のみ世帯や認知症の全国的な増加を踏まえ、被災地における孤独・孤立化を防ぐため、行政や医療、介護、福祉サービス提供事業者、NPOなどが協働するアウトリーチ型の「見守り社会」や心のケアなどの相談体制の拡充に向けた活動支援の強化が求められる。地域による支え合いや社会保障サービスの提供体制の充実を新たなまちづくりの中に位置づけ、地域コミュニティの再生をはかることが重要である。

### 単身世帯(高齢者単身世帯)、三世帯同居の推移



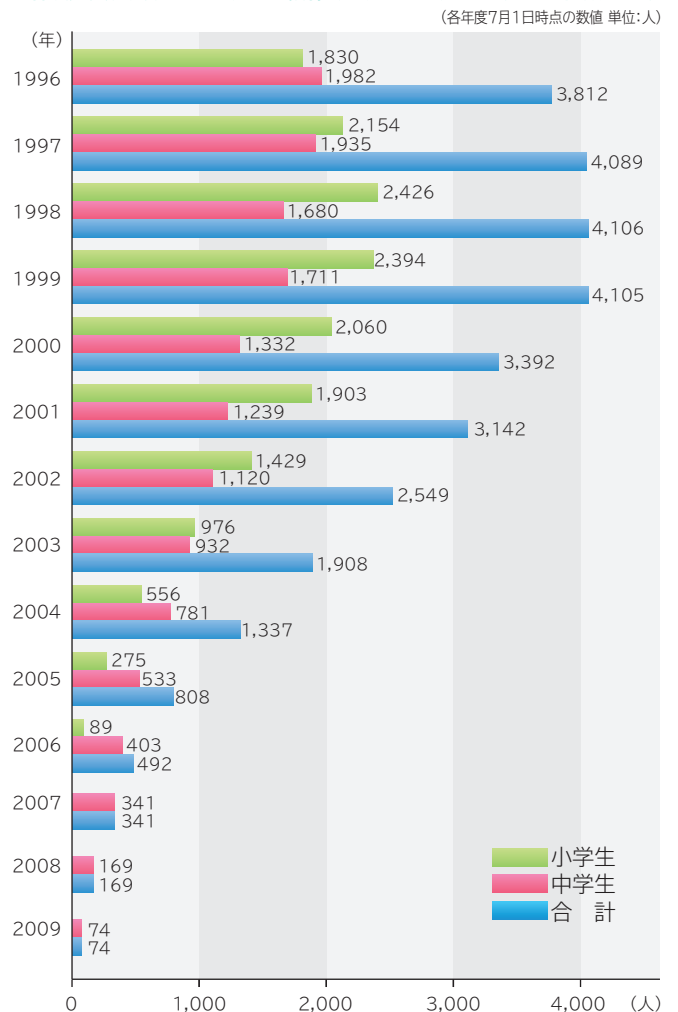
注1:集計の出発点となる基準人口は、総務省統計局「国勢調査」(2005年)に調整を加えて得たものである。  
 注2:三世帯同居とは、「夫婦と子どもと両親から成る世帯」「夫婦と子どもと片親から成る世帯」を合計したものである。  
 注3:高齢者単身世帯の1960年は世帯主の年齢が70歳以上、1965年以降は世帯主の年齢が65歳以上の単身世帯である。  
 出所:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推移(全国推計)(2013年1月推計)」

## 養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充 —被災した子どもの心のケアの対応体制の充実—

東日本大震災後に、政府は「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」として、被災した子どもの心のケア、教職員や保護者への助言などの課題に対応するため、臨床心理士や精神科医などのスクールカウンセラーを教育委員会や幼小中高の各学校に派遣し、子どもが安心して学校生活を送るための教育相談体制を整備してきた。阪神・淡路大震災では、3年後に情緒不安定や体調不良を訴える子どもの数がピークを迎えた。

この教訓を踏まえ、東日本大震災の被災地においては、子どもがこれまで以上に安心して相談しやすくするため、各学校における相談室や専用電話の設置、養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラーの常勤化などによる対応体制の充実が必要である。

### 阪神淡路大震災後、心のケアに教育的配慮を必要とした児童生徒数の推移



出所:兵庫県教育委員会調べ

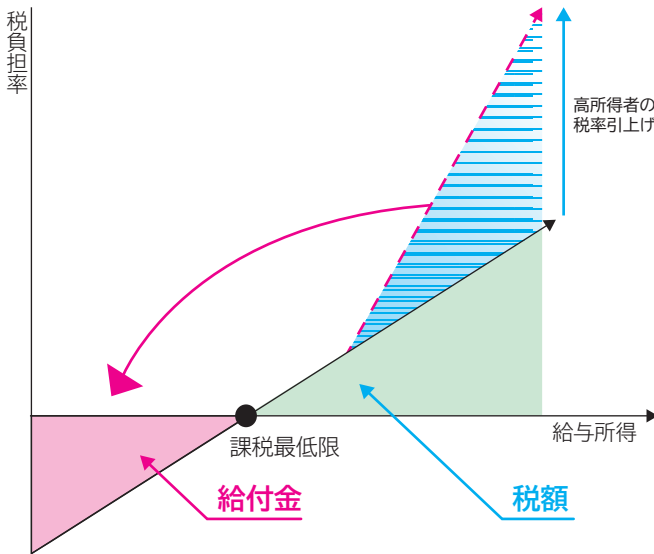
# 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

## 税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し

景気回復の恩恵は、生活者・働く者には広く行き渡っていない。真の経済好循環を実現するためには、税制や社会保障制度を通じた所得の再分配政策を強化し、国民生活の底上げ・底支え、格差是正をはかる必要がある。具体的には、基幹税である所得税や、相続税・贈与税の累進性強化、金融所得課税の強化、非課税所得者への給付金制度（給付付き税額控除）の導入などを通じて税による所得再分配機能の回復・強化をはかるべきである。

所得再分配機能の強化や制度の簡素化の観点からは、所得税の人的控除をできるだけ社会保障給付や各種支援施策等に振り替える必要がある。残す人的控除は、高所得者に有利な所得控除を税額控除に改めるとともに、低所得層の負担軽減効果を高めるべきである。

### 所得税による所得再分配機能の強化(イメージ)



出所:連合作成

### 高所得者に有利な「所得控除」の見直し

所得控除は、高所得者に有利な制度である。同じ38万円の所得控除を適用した場合、高所得者が10万円を超える負担軽減(所得税の限界税率40%の場合で15.2万円)になるのに対して、低所得者への軽減効果は2万円弱(同5%の場合で1.9万円)である。これを例えば3.8万円の税額控除(一律定額)に変えることで、低所得層の負担軽減効果を高めることができる。また、社会保障給付に振り替えれば、課税最低限以下の層への所得再分配効果を高めることができる。



政府は「女性が輝く社会」の実現に向けて、女性の就労に対して抑制的な制度の見直しをはかるとし、配偶者控除の見直しや社会保険の適用拡大などを議論している。

社会保険料負担に関わる「130万円の壁」については、制度上の問題(世帯単位での「手取りの逆転現象」の発生)があるため、その解消に向けて短時間労働者に対する社会保険の適用拡大をすすめるべきである。

しかし、「103万円の壁」の原因の一つとされている配偶者控除については、配偶者特別控除の創設により制度上の問題は既に解消されている。配偶者控除の課題は、価値観が多様化し家族の形態や働き方が変化する中で時代にあった制度にすることである。この観点から、配偶者を他の扶養親族と区別せず、配偶者控除を扶養控除へ整理統合することが適当である。

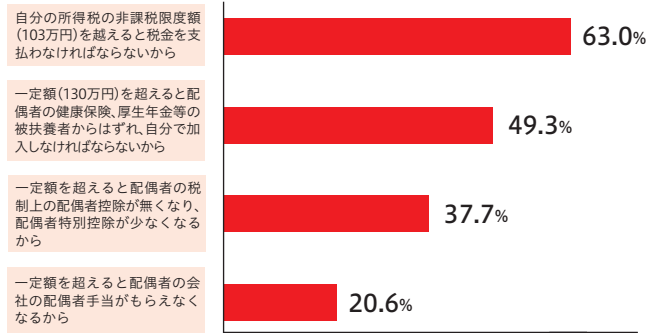
### 人的控除の組み替え(概要)

現行制度(所得控除)	改革の方向性		(税額控除)			
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得制限	
基礎控除	38万円	33万円	税額控除化し実質的に増額	7.6万円	6.6万円	なし
配偶者控除	38万円	33万円	扶養税額控除に統合	統合		
扶養控除			所得制限を設けた税額控除			あり(平均所得以下に設定)
0~15歳	児童手当(振替済)					
16~18歳	38万円	33万円	高校実質無料化(振替済)			
23~69歳	38万円	33万円	子育て支援策、児童扶養手当の拡充等 就労支援、第2のセーフティネットの整備等	19~69歳 3.8万円	3.3万円	
特定扶養控除			教育費税額控除を分離、残りは扶養税額控除に統合	新設: 教育費税額控除(年齢制限無し)		
19~22歳	63万円	45万円	奨学金の拡充等	2.5万円	1.2万円	なし

※枠囲みは税制から社会保障給付に振り替えるもの  
出所:連合「第3次税制改革基本大綱」

### 配偶者がいる女性パート労働者の就業調整理由

調整をしている人の多くが、自分自身や配偶者に対する税や社会保険料の負担を気にしながら働いている(下図参照)。



出所:厚生労働省「2011年パートタイム労働者総合実態調査」より連合作成。複数回答。

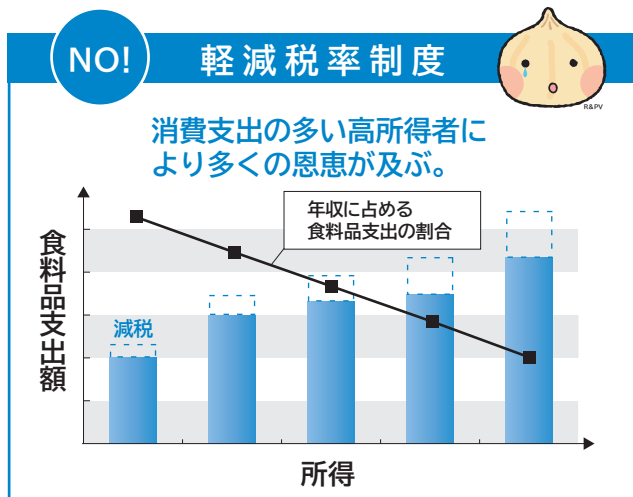
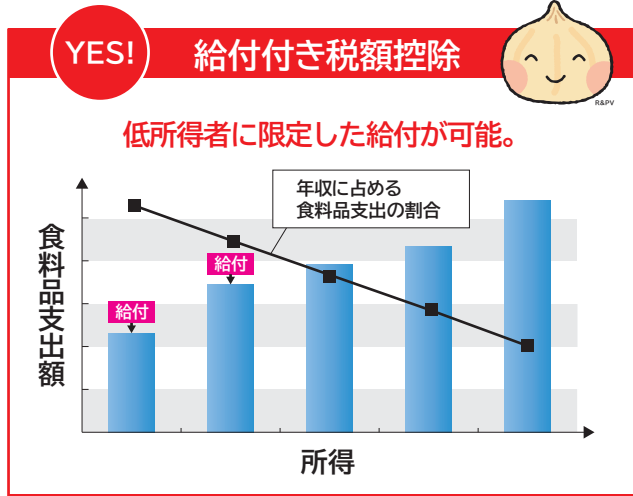
# 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

## 消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者対策の実施

消費税は、少子高齢社会を支え合うための社会保障財源と位置づけられ、必要となる税財源に対応して段階的な引き上げが進められている。消費税は、経済力が等しい人は等しく負担すべきであるという「水平的公平」に有効である一方で、所得の少ない家計ほど消費税の負担割合が高くなるという「逆進性」が生じる問題を有している。この逆進性対策には、単一税率のもと、低所得世帯を対象に、扶養者数に応じて、最低限の基礎的消費にかかる消費税負担相当分を定額で還付する「給付付き税額控除」を導入すべきである。現在与党で検討されている食料品などを対象とする「軽減税率」は、高所得者ほど多くの恩恵が及ぶとともに、対象品目の線引きの難しさや大幅な収減を伴うことなど問題が多い制度である。

### 消費税の逆進性とは

低所得者は、年収に占める食料品支出割合、すなわち、消費税負担割合が高い。高所得者は、食料品支出額が多いものの、食料品支出割合、すなわち、消費税負担割合は低い。



出所：連合作成

## 自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保

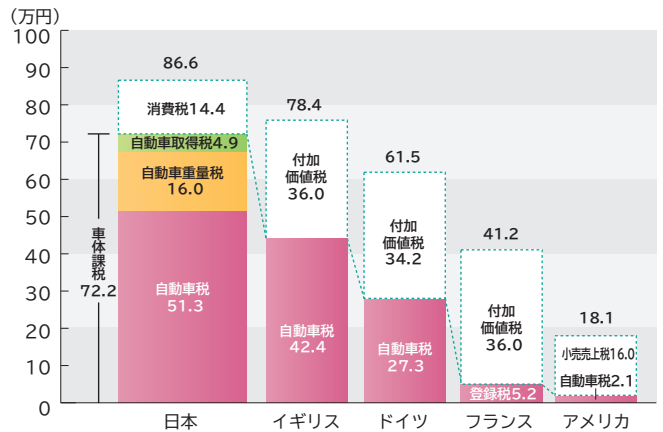
自動車には多くの税金が課されている。高度成長期以降に順次新設され複雑化した。それらの多くは道路網整備のため特定財源化されてきたが、2008年に一般財源化され、課税根拠が失われている。また、自動車は、地域の不可欠な足であり、複数保有の多い地方ほど家計負担が重いことから、連合はその見直しを求めてきた。政府は、2014年4月から自動車取得税を軽減し、消費税率10%への引き上げ時には廃止する一方で、2015年度以降、軽自動車税の増税や自動車税における新制度の導入を決めた。これらは、負担軽減として不十分であり、簡素化にも反する。まずは、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める必要がある。また、その際には、地方における必要な税財源の確保が求められる。

### 自動車関係諸税の複雑な体系

	取得	保有	走行
ガソリン車	自動車取得税(地方税)	自動車重量税(国税)	自動車税(地方税) (注)揮発油税(国税)
ディーゼル車			軽油引取税(地方税)
軽自動車		軽自動車税(地方税)	(注)揮発油税(国税)

注：地方揮発油税(国税)も併せて課税されている。※下線を付した税目は、車体課税。  
出所：総務省資料より連合作成

### 自動車利用者の車体課税負担に関する国際比較



前提条件：①排気量1800cc ②車両重量1.5トン以下 ③車体価格180万円 ④JC08モード燃費値：15.3km/ℓ (CO<sub>2</sub>排出量：152g/km) ⑤フランスはパリ市、アメリカはニューヨーク市 ⑥フランスは課税馬力8 ⑦13年間使用(平均使用年数：自動車検査登録情報協会データより) ⑧為替レート：1ユーロ140円、1ポンド181円、1ドル111円(2014年4月～2015年3月の平均)

注1：2015年4月時点の税体系に基づく試算。  
注2：各国の環境対策としての税制政策(軽減措置等)は加味していない。  
注3：各国の登録手数料は除く。  
注4：フランスは2000年をもって個人所有に対する自動車税は廃止。  
出所：日本自動車工業会調べ

# 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直しと労働者保護ルールの堅持・強化

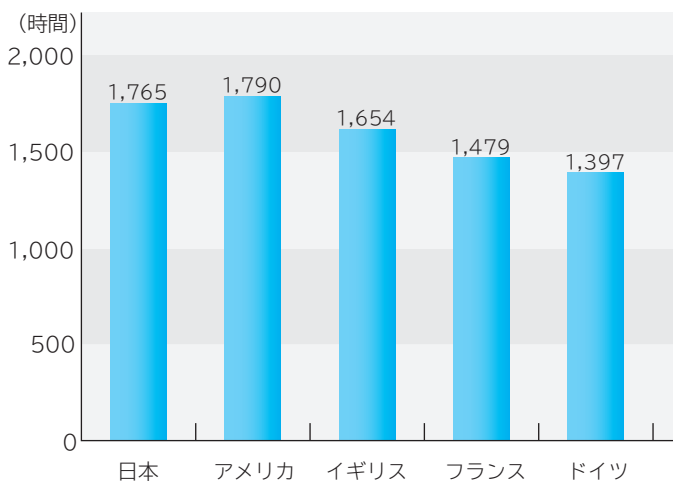
「雇用社会」であるわが国の経済を再生するには、労働者が健康・安全を確保しながら安定した雇用のもとで働き続けられる環境の整備こそ必要である。しかし、政府は成長戦略の名のもとに労働時間規制や解雇規制といった労働者保護ルートを緩和しようとしている。

労働時間制度について、政府は、いわゆるホワイトカラー・エグゼンプションである「高度プロフェッショナル制度」の創設や裁量労働制の対象業務拡大といった規制緩和を提案している。しかし、長時間労働が常態化し、いまだ過労死で毎年100人超の方が亡くなっている現状にかんがみれば、労働者の健康被害の予防とワーク・ライフ・バランスの確保をはかる観点から、すべての労働者を対象に36協定締結時の上限時間規制の法定化や「休息时间（勤務間インターバル）規制」の導入といった実効性ある長時間労働抑止策が採られるべきである。

また、解雇規制については、わが国は外国に比べ解雇規制が厳しいとの誤った認識に基づき、使用者による解雇の自由化を求める動きが強まっている。具体的には、判決で解雇無効が確定した場合に、労働者を職場に復帰させないよう、会社が補償金の支払いを前提に労働契約の終了を裁判所に請求できる「解雇の金銭解決制度」の導入が「金銭救済」という名にすりかえられて検討されている。しかし、雇用の安定を守り、労働者が安心して働き続けられる環境を作るためには、このような解雇規制の緩和は行うべきでない。

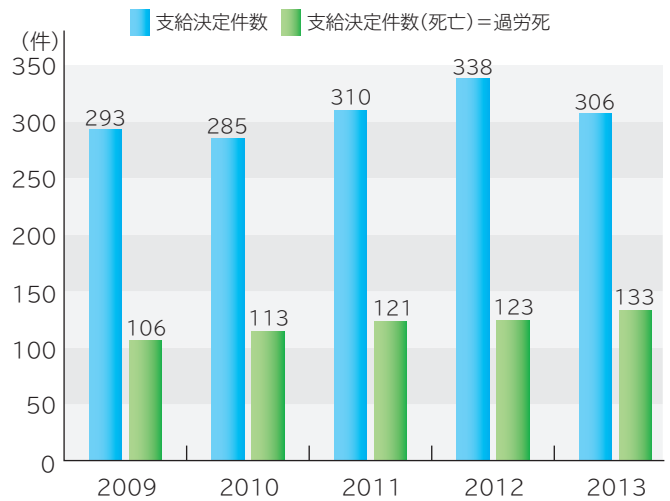
なお、労働者保護ルールの堅持・強化といった法制上の取り組みを行うだけでなく、過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等へ適切に対処していくための労働行政の充実・強化もあわせて行われるべきである。

長時間労働の実態



出所:OECD(iLibrary)2012年

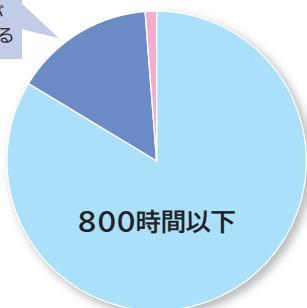
過重労働による労災支給決定件数



出所:厚生労働省 2013年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」

特別条項付き36協定で定められた年間特別延長時間の割合

「801時間以上」で締結している割合が16.2%となっている



出所:厚生労働省 2013年度 労働時間等総合実態調査結果

EU諸国の労働時間法制(量的上限規制・勤務間インターバル規制)

イギリス・フランス・ドイツ	
労働時間の量的上限規制	時間外労働も含め、原則として週48時間の量的上限規制を、安全衛生規制として設定
勤務間インターバル(休息)規制	24時間につき連続11時間の休息時間を設けることが義務づけられている

出所:2014年9月30日第116回労働政策審議会労働条件分科会配付資料より連合作成

# 4

## すべての労働者の雇用の安定と職業能力開発の充実・強化

すべての労働者が人間らしい暮らしを営みつつ充実した職業生活を送れるようにするためには、雇用の安定と賃金等の処遇の改善及びキャリアアップ等に資する職業能力開発の充実・強化が必要である。

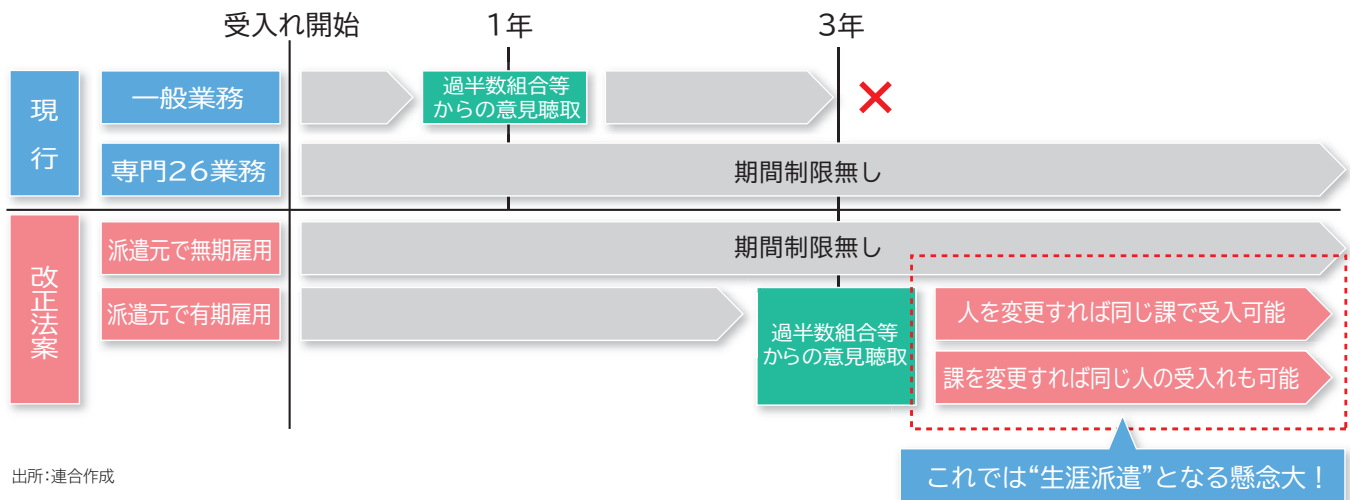
2008年秋に起きた「派遣切り」等の問題を踏まえると、派遣労働者の雇用安定と処遇改善に向けた取り組みが直ちに採られるべきである。しかし、政府は、2014年の通常国会以降三度にわたって、そうした要請に逆行する労働者派遣法改正案を国会に提出している。同改正案では、現行最長3年とされている派遣期間の制限が実質的に撤廃される一方、派遣労働者の処遇改善に向けた実効性ある対策は何ら講じられていない。こうした内容では、わが国に常態的な間接雇用法制が実質的に導入され、低処遇のままに放置された派遣労働が拡大してしまう懸念が極めて大きい。

派遣労働者の保護をより一層はかるには、「派遣労働は臨時的・一時的な働き方である」との原則に基づき、派遣期間制限の撤廃は行うべきでなく、派遣先の労働者との均等待遇原則を導入する法改正こそ行うべきである。

なお、処遇改善の必要性は、派遣労働者に限らず、非正規労働者に広く当てはまる課題であり、雇用形態に関わらない均等待遇原則の法制化も同時に行うべきである。

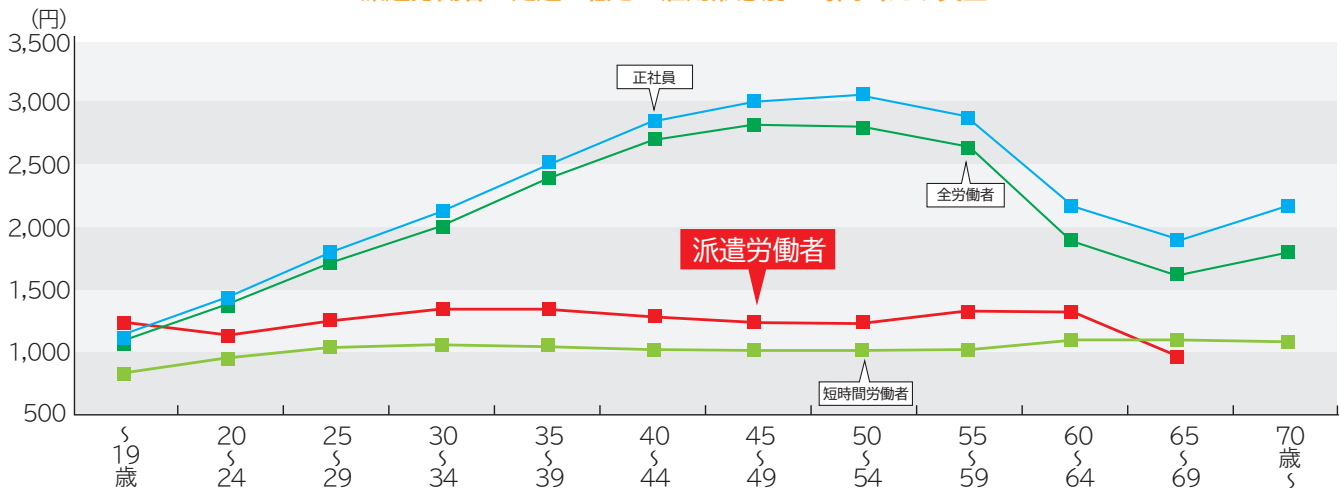
労働者のキャリアアップを支援する専門実践教育訓練については、開設されている講座に地域的な偏りが見られることから、すべての対象者が受講できるよう、講座開設の地域偏在を早期に解消することが必要である。また、講座の内容についても、幅広い労働者を対象とする講座の指定・開設など、職業能力開発を充実・強化することが必要である。

### 新たな派遣期間制限のイメージ



出所:連合作成

### 派遣労働者の処遇の低さ—雇用形態別の時間当たり賃金



注1:派遣労働者について、年齢区分「65歳以上」を「65～69」に計上。  
 注2:全労働者(派遣含む)、正社員、短時間労働者については、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(2008年)、派遣労働者については、同省「派遣労働者実態調査」(2008年)  
 出所:厚生労働省 雇用政策研究会報告書(2010年)

# 5

## 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

女性の活躍が謳われる現在においても、性差別は後を絶たない。連合の「第2回マタニティハラスメント(マタハラ)に関する意識調査」は、昨年に引き続き女性に対する職場のマタハラ被害の実態を浮き彫りにした。そうした中、2014年10月23日、最高裁においてマタハラに関する画期的な判決が下された。この判決によって、マタハラの規制を厳格化する解釈通達を2015年1月に厚生労働省が発出するなど、マタハラをはじめとするハラスメントの撲滅は、社会的なうねりとなっている。

一方、週50時間以上働く長時間労働者の割合が、先進国の中で男女ともに高水準となっていることは、日本社会全体の問題となっている。長時間労働は「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担意識が招いた働き方であり、

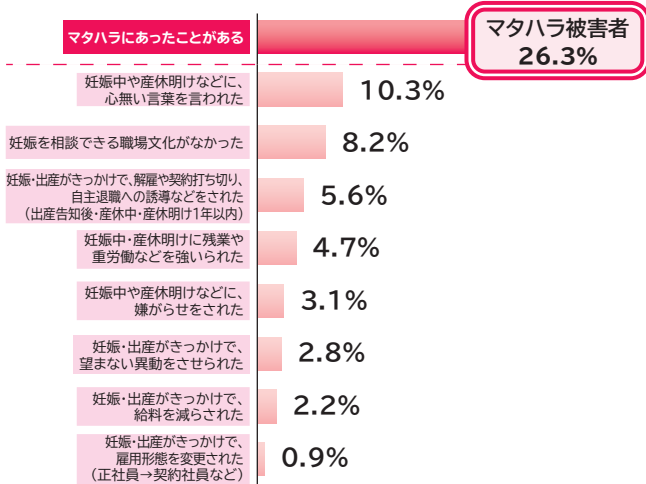
長時間労働の是正は女性の活躍を推進する上での大きな課題であるとも言える。政府の掲げる「2020年まで指導的地位に占める女性30%」を実現するためにも、長時間労働をはじめとする、女性の活躍を阻む職場環境・慣行の改善が欠かせない。各企業・団体の労使の努力を後押しする、実効的な法制度が求められている。

その際忘れてはならないのは、今や女性労働者の中で多数派となった非正規雇用労働の課題を、女性活躍の取り組みの中心に置くことである。多くの女性労働者が、生計を維持するための賃金を十分に得ることもできない不安定な雇用の下にあっては、指導的地位に就く女性を増やすことなど成し得ない。すべての女性が活躍できる環境整備こそ、今求められている取り組みである。

### Q.あなた自身職場で「マタハラ」の経験はありましたか？

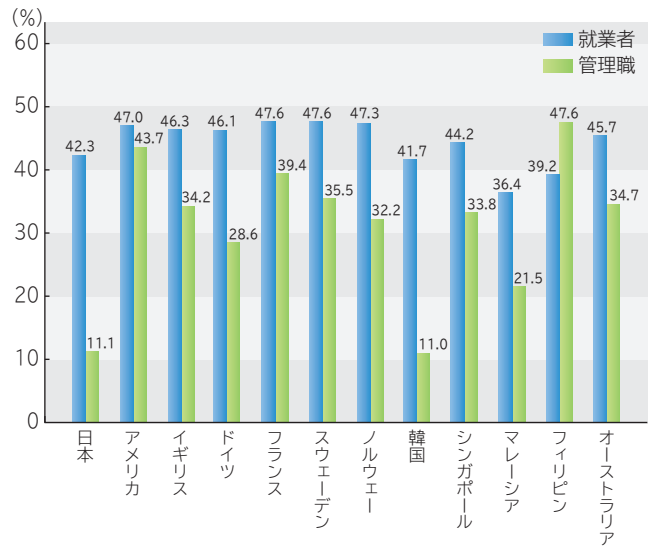
また、それはどのような「マタハラ」でしたか、選択肢からお選びください。

(複数回答可、妊娠経験者のみ回答 n=319)



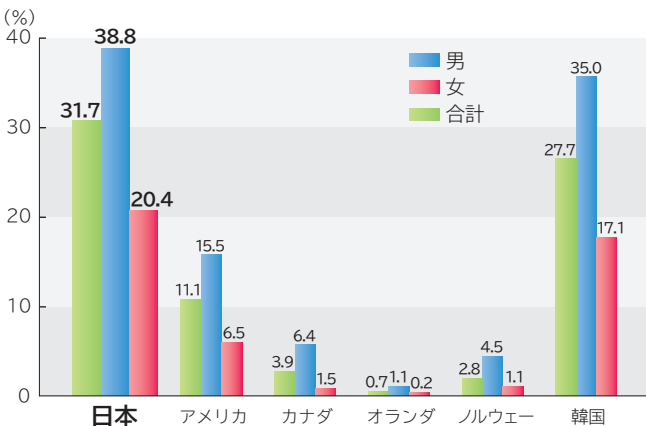
出所:連合 第2回マタニティハラスメントに関する意識調査

### 就業者及び管理職に占める女性の割合(2012年)



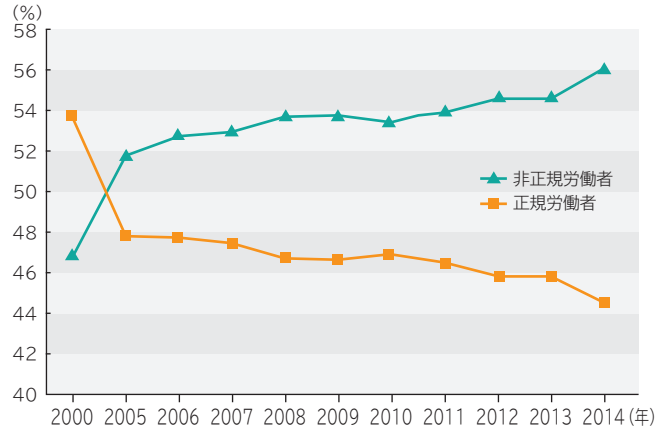
出所:JILPT「データブック国際労働比較2014」

### 長時間労働者の割合(国際比較)



※長時間とは、週50時間以上をさす  
出所:JILPT「データブック国際労働比較2014」

### 女性労働者における正規雇用と非正規雇用の推移



出所:総務省「労働力調査(詳細集計)」、2000年のみ総務省「労働力調査(特別調査)」

# 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

育児・介護休業法や、次世代育成支援対策推進法などの法改正により、労働者の仕事と生活の両立支援に関する環境整備は一定の前進がはかられている。

しかしながら、依然として約6割の女性が第1子出産を機に退職していること、中でもパート・派遣社員は、正規職員と比較して育児休業を利用した継続就業率がきわめて低水準となっているなど、未だ多くの課題が存在している。

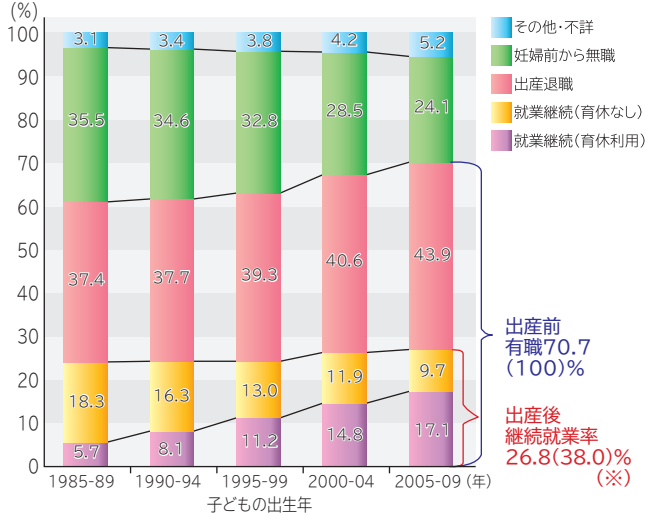
介護に関する状況についても、要介護者数が増加の一途をたどっているだけでなく、家族の介護や看護による離職者も年間10万人を超えるなど、深刻な課題となっている。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」（2013年3月）によれば、介護を機に仕事を辞めた理由として「仕

事と介護の両立が難しい職場だったため」と回答した割合が男女ともに6割超となっている。一方で、JILPT「仕事と介護の両立に関する調査」結果速報（2015年1月）では、介護開始時の勤務先に介護休業制度がある場合や、休業制度が分割取得できる場合は、離転職割合が低くなるという結果がでている。

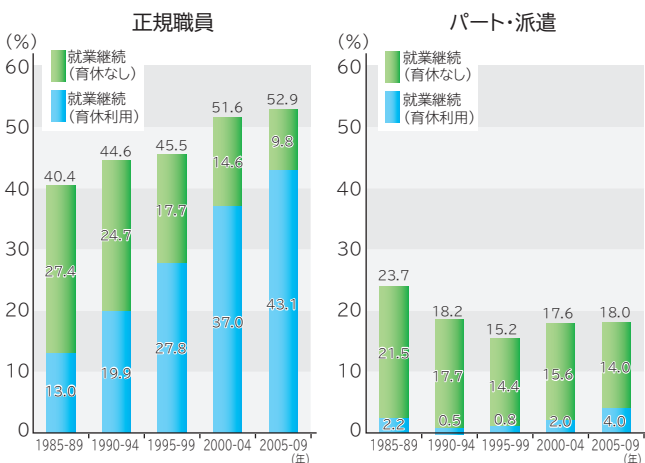
女性が活躍できる社会を実現していくためにも、男女がともに安心して仕事と生活を両立できる環境の整備が必要である。性別や雇用形態に関わらず仕事と育児・介護を両立するための実効性ある育児・介護休業法の見直しと、男性の働き方の見直しなどを含めた職場風土の醸成、両立支援策の周知徹底が求められる。

継続就業の状況



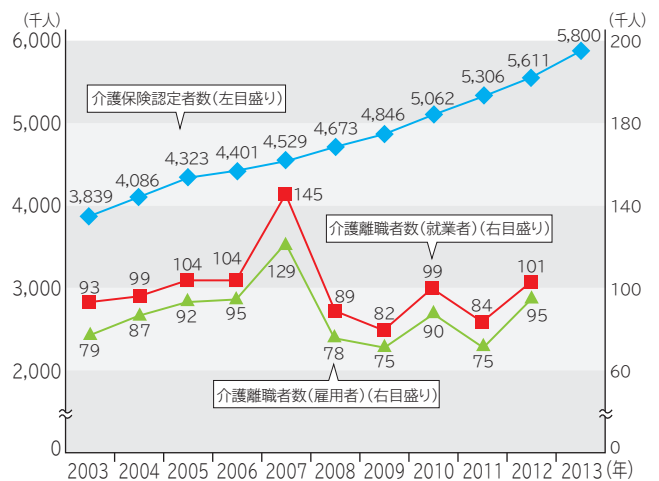
※( )内は出産前有職者を100として、出産後の継続就業者の割合を算出  
出所:国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」

第一子出産前後の妻の継続就業率・育児休業利用状況 (第一子出生年別・正規職員・パート・派遣別)



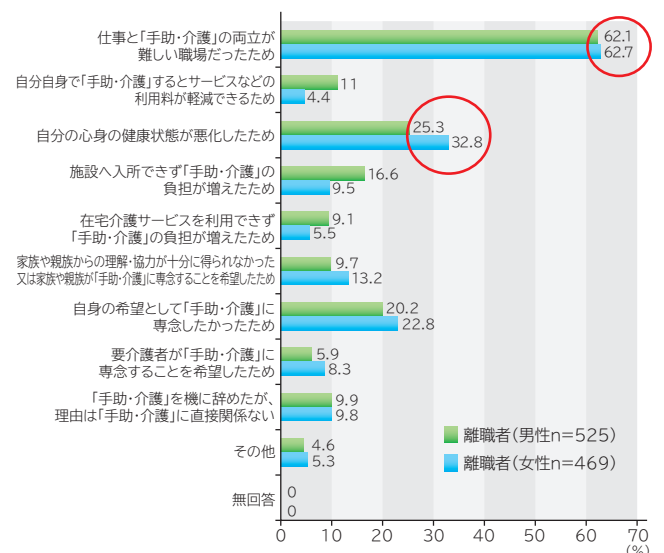
注1:初婚どうしの夫婦について、第12回(2002年)~第14回(2010年)調査の第1子が1歳以上15歳未満の夫婦を合わせて集計。  
注2:妊娠時に就業していた妻に占める出産後に就業を継続していた妻の割合。  
注3:出産前後の就業経歴 就業継続(育休利用)—妊娠判明時就業—育児休業取得—子ども1歳時就業 就業継続(育休なし)—妊娠判明時就業—育児休業取得なし—子ども1歳時就業  
出所:国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2010年)

要介護者数と介護離職者数の推移



出所:介護保険認定者数:厚生労働省「介護保険事業状況報告」(2011年までは年報で各年度末の数字。2012年、2013年は月報で11月時点の数字。「介護保険認定者」とは、介護保険制度における要介護認定又は要支援認定を受けた者をいう。介護離職者数:総務省「就業構造基本調査」(2007年、2012年)。2002年10月~2007年9月は2007年調査、2007年10月~2012年9月は2012年調査。「介護離職者」とは「前職を「介護・看護のために」に離職した者」をいう。

手助・介護のために仕事を辞めた理由



出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「仕事と介護の両立に関する実態把握のための調査研究事業報告書」(2013年3月)

# 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

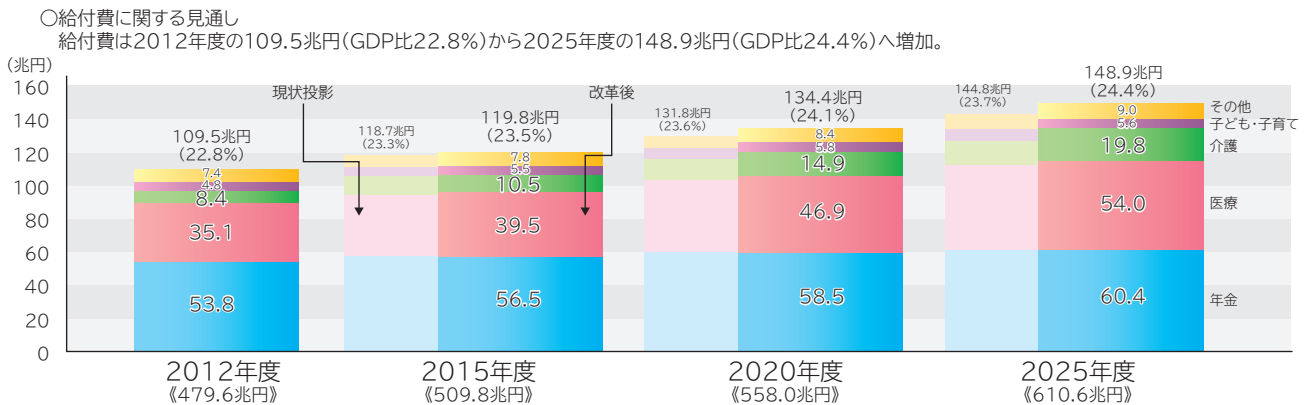
## 財政制約を口実にした社会保障の給付抑制を行わず、質の高い効率的な制度への改革推進

少子・高齢化の急速な進展や、就業構造の変化に伴う不安定雇用の増加など安定的な社会の支え手の減少によって、日本の社会保障制度の基盤が大きく揺らいでいる。安倍政権下では、2020年度の財政健全化の達成に向けた具体的な計画において社会保障給付の徹底的な見直しが検討されている状況にあるが、現場実態を無視した社会保障給付の抑制をすれば、混乱を招き、ひいては制度の崩壊にもつながりかねない。すべての人が健康で文化的な生活を送るための所得を得て税金や社会保険料を負担し、支え合う「働くことを軸とする安心社会」を実現するため、全世代支援型の社会保障を構築することが急務である。

## 医療機関の機能分化、医療と介護の連携強化、看護職員の勤務環境改善の推進

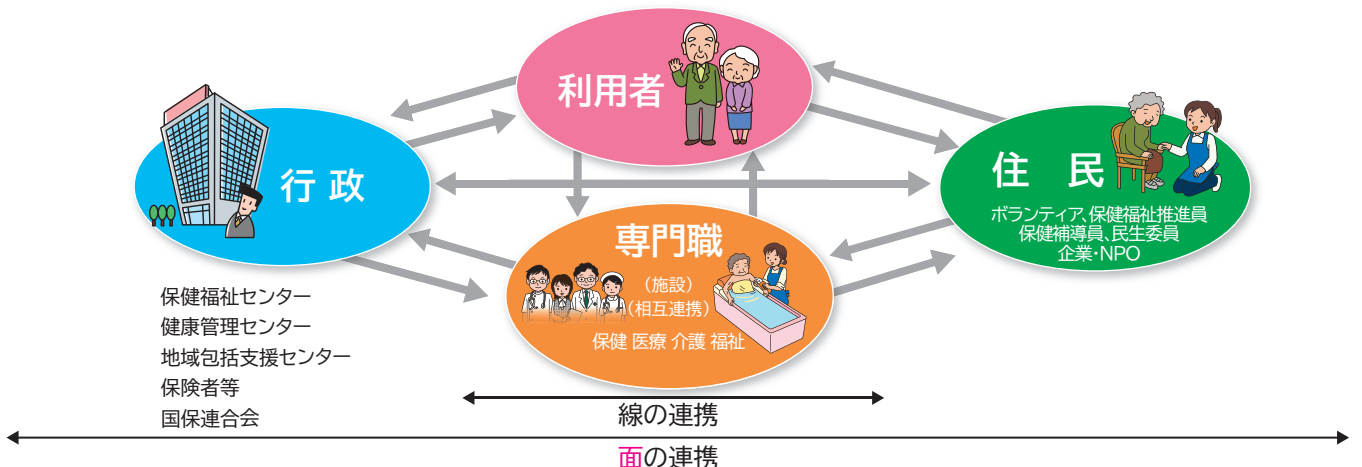
誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにするためには、患者本位で質の高い医療提供体制を構築し、2025年を念頭においた「地域包括ケアシステム」を実現することが必要である。そのため、各地域で必要な医療機能を把握し、医療機関の機能分化と連携強化を着実に推進する必要がある。また、夜勤負担や長時間労働の是正、仕事と家庭の両立支援などを充実し、新規養成・定着・復職支援の3本柱による人材確保対策の実行が急務である。

社会保障に係る費用の将来推計について  
《改定後(2012年3月)》



注1:「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。  
(ただし、「II 医療介護等」②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策)および「III 年金」の効果は、反映していない。)  
注2:上図の子ども・子育てでは、新制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。  
注3:( )内は対GDP比である。《 》内はGDP額である。  
出所:厚生労働省

## 地域包括ケアシステムのネットワーク -地域連携システム、点から線へ、線から面へ-



出所:連合「安心と信頼の医療と介護の2015中央集会」山口 昇 公立みつぎ総合病院特別顧問 講演資料より(地域包括ケアシステムの実践イメージ図)



# 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

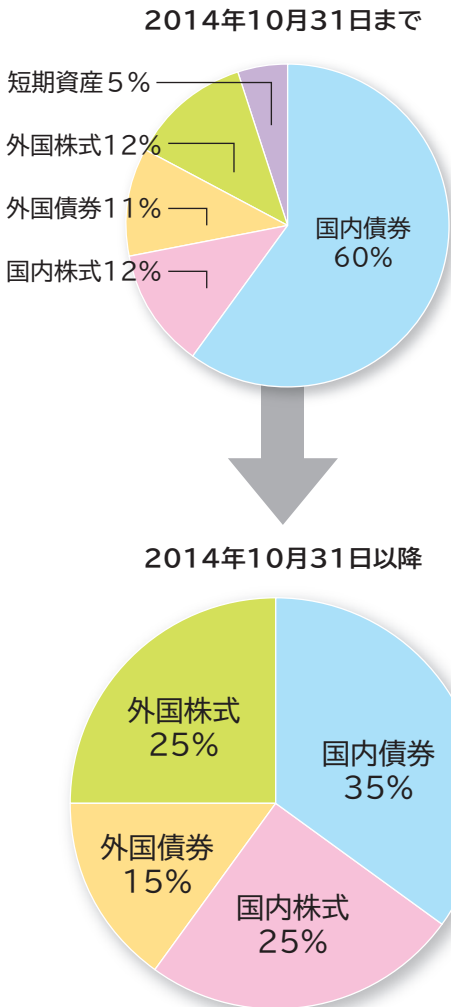
## GPIFにおける、労使代表等が参画し意思決定する合議制の導入に向けたガバナンス体制の見直し

公的年金積立金運用の目的は、厚生年金保険法第79条等では、「専ら被保険者の利益のため」とされている。また、厚生年金・国民年金の積立金は被保険者が拠出した保険料の一部である。このことから、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の年金積立金の運用に係る組織運営など、その意思決定機関に労使代表が入るのは当然であり、かつ過半数を占めるべきである。

しかしながら、現在のGPIFは、独立行政法人であるがゆえに理事長独任制であり、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制を有していない。このことから、労使をはじめとするステークホルダーの参画の下、合議制により意思決定する仕組みを構築する必要がある。

なお、政治からの独立を口実に、厚生労働大臣の関与を弱めようという意見もあるが、積立金は公的年金制度の一部であり、かつ保険者としての厚労大臣がGPIFのガバナンス体制に関与していくのは当然である。

### 年金積立金基本ポートフォリオの変遷



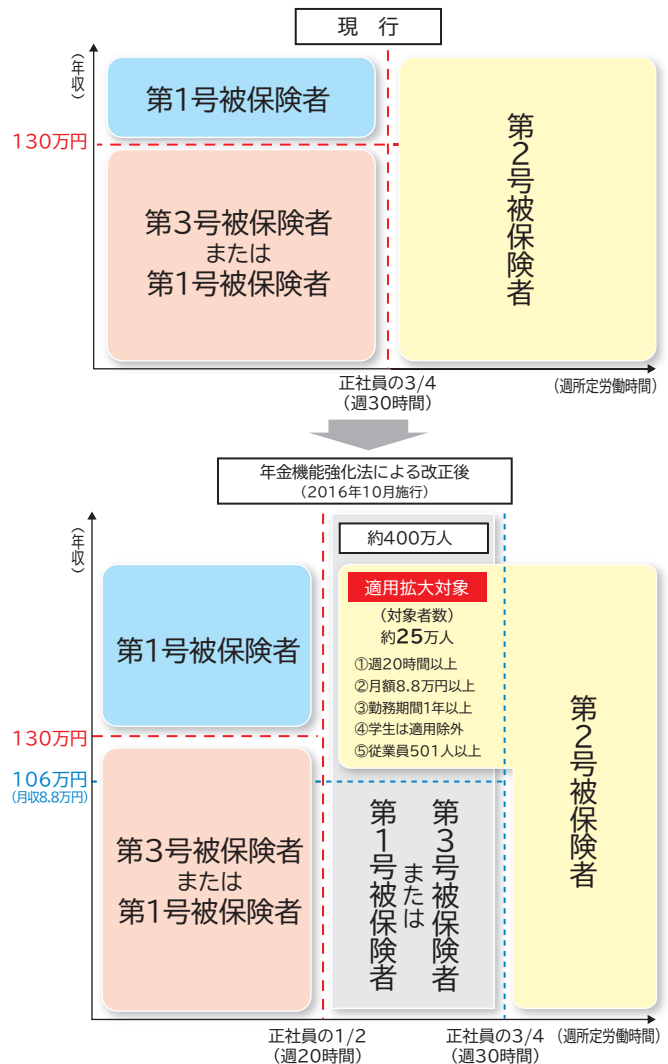
出所:GPIF資料をもとに連合作成

## 短時間労働者への被用者保険のさらなる適用拡大

連合は、パート・派遣労働者や中小・個人事業所等のすべての雇用労働者の均等待遇に向けて、すべての雇用労働者に厚生年金を原則適用する制度に改めることを目標としている。

2016年10月からは、25万人を対象に適用拡大がされるが、民主党政権時代に提案された、45万人の適用拡大を目指していた法案に比べて限定的である。2013年12月に成立した社会保障改革プログラム法案では、国会議の意見によって、適用範囲拡大が明記されていることから、早急に具体的な検討に入るべきである。また、2016年の適用拡大にあたっては、対象者への適用の徹底が求められる。

### 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 (2016年10月施行)



出所:厚生労働省

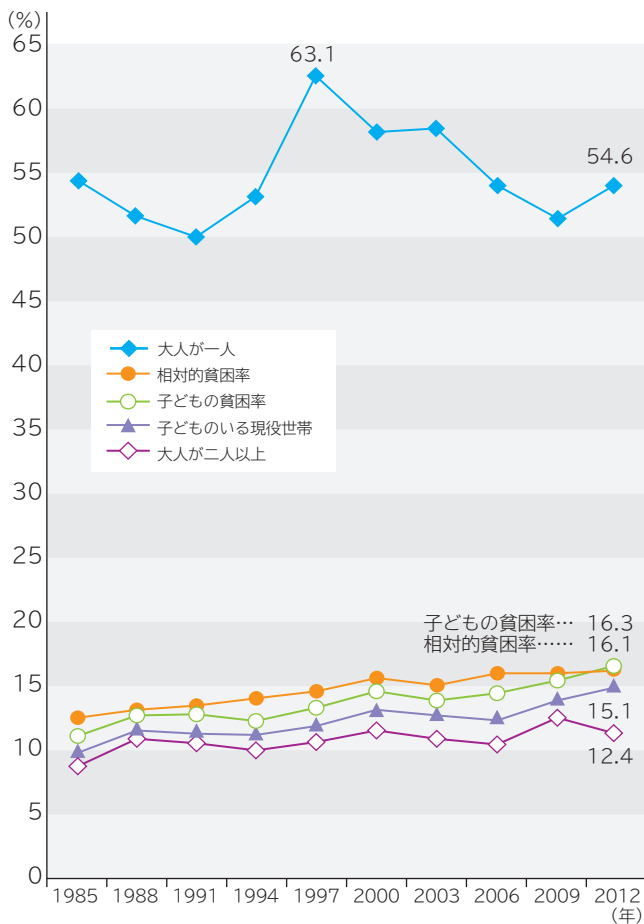
# 格差・貧困の解消に向けた政策の推進

## 子ども・子育て新制度の着実な実施のための、1兆円超程度の財源確保

男女がともに安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向け、子ども・子育てを社会全体で支える総合的な支援体制が求められる。しかし、都市部を中心とした待機児童(全国の待機児童は2014年4月時点で2万1371人)、保育士の処遇悪化による人材不足、地域における不十分な子ども・子育て支援体制など、子ども・子育て支援の仕組みは質・量ともに不足している。財源については、1.1兆円を確保するべきところが2015年度は0.5兆円にとどまった。そのため、民間保育士等の給与改善や職員配置の改善、放課後児童クラブ常勤職員の処遇改善などが不十分であるため、更なる財源確保が必要である。

日本の「子どもの貧困」はOECDの先進国中下から4番目で、過去最悪を更新している。ひとり親家庭の過半が貧困であり、中でも母子世帯においては、約66%が貧困となっている。親の貧困が引き継がれるという「貧困の連鎖」を断ち切ることが急務である。

### 貧困率の年次推移



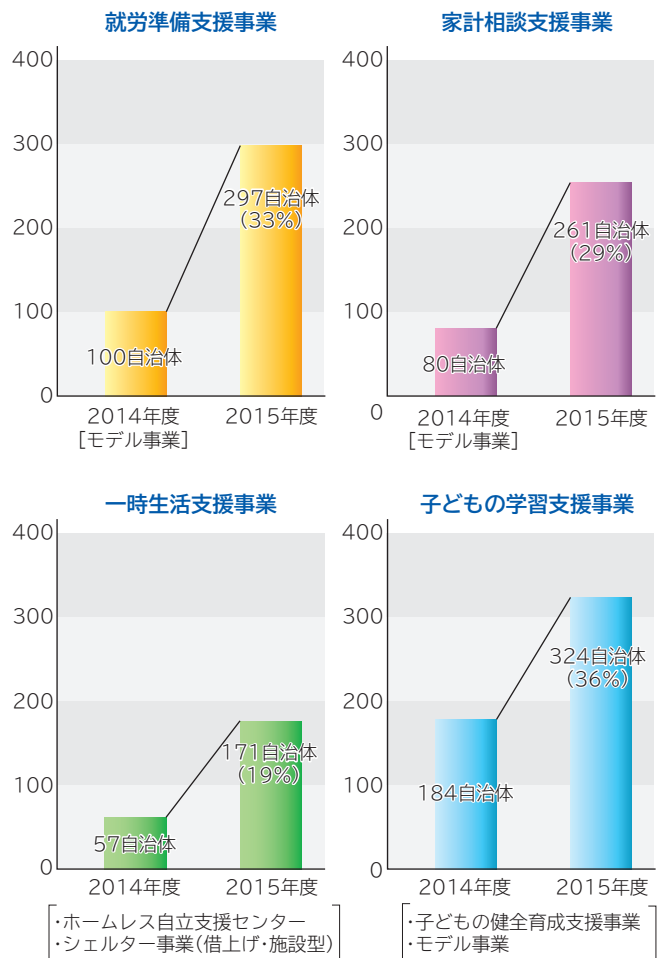
注1:1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 注2:貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 注3:大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 注4:等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。  
 出所:厚生労働省

## 生活困窮者自立支援制度における、国庫補助率拡大などによる任意事業実施自治体の拡大

2015年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対して支援を早期に行うことで生活困窮状態から脱却し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした新しい制度がスタートした。これにより生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化がはかられることとなるが、新制度の事業が必須と任意で区分され、国の補助金に差がつくことによって、自治体間の取り組みに差が生じる。このことから、支援法の任意事業が必須事業とともに実施されるよう、地域ニーズに応じた支援を確実に行うことと同時に、任意事業の財源の改善を行うことが必要である。

### 生活困窮者自立支援・任意事業の実施状況について

厚生労働省において実施した事業実施意向調査(2014年10月実施)と比較すると、2015年度の任意事業の実施自治体数は、モデル事業等から増えるものの、30%程度に止まる見込み。



出所:厚生労働省

# 格差・貧困の解消に向けた政策の推進

## 教育の機会均等実現に向けた、教育の原則無償化、 高等教育における給付型奨学金制度の拡充

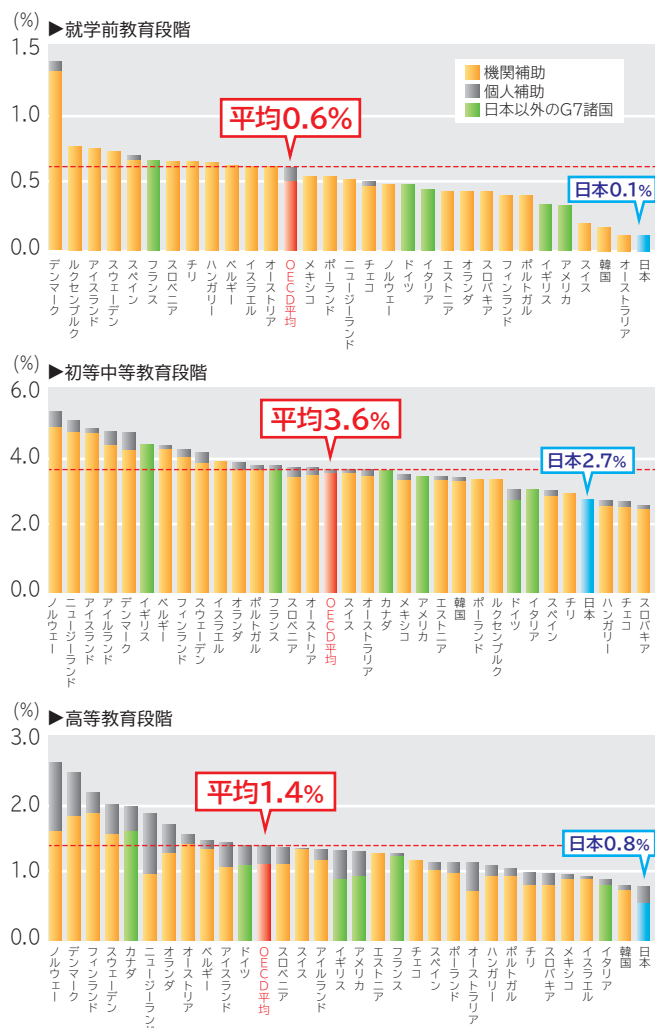
2014年7月、厚生労働省が発表した2012年時点の「子どもの貧困率」は、16.3%と過去最悪を更新し、6人に1人の子どもが貧困の状態で生活していることが明らかになった。学校では、上履きを買えずに裸足で過ごす子どもや、体操着が買えずに体育を見学する子ども、夏休みなどの長期休暇中には給食が食べられず痩せてしまう子どもなど、貧困の状態にある子どもたちは深刻な実態に置かれている。

このような子どもたちは、学習する意欲を持たず、学校を卒業した後は安定した仕事に就くことができず、貧困の連鎖に陥ってしまうとの指摘がある。こうした状況を打開するには、家庭の経済状況の格差が子どもたちの進学機会や学力の格差を生まないよう、教育の原則無償化に向けて公的支出を拡充し、教育の機会均等を保障する必要がある。しかし、2014年8月に閣議

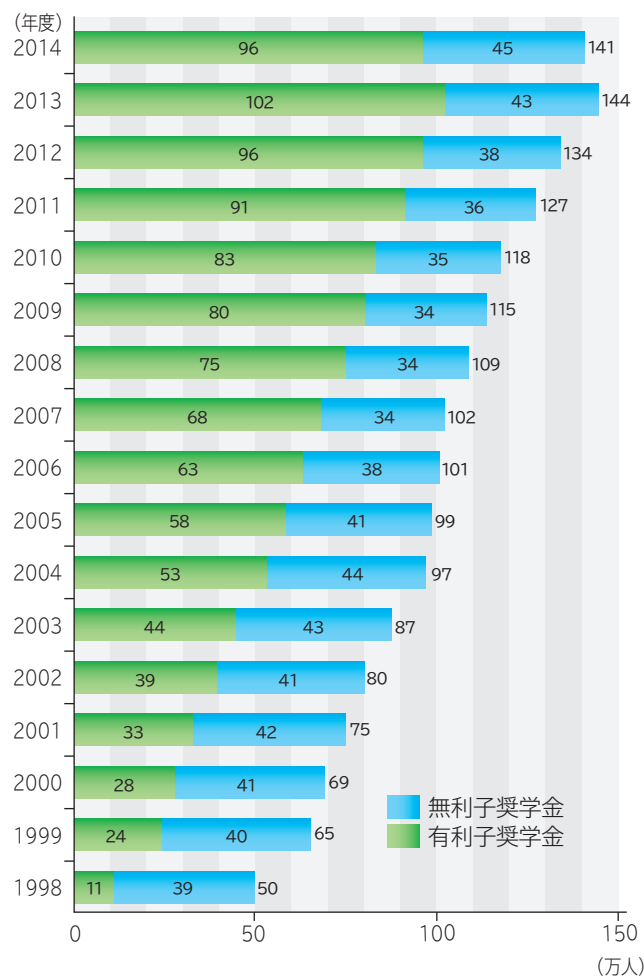
決定された「子どもの貧困対策大綱」では、幼児教育の無償化や、家庭への直接的な支援となる給付型奨学金制度の拡充などは見送られた。

連合は、教育政策の1番目の柱に、「社会的共通資本である教育は原則として無償とし、すべての子どもが学ぶための教育機会の保障と環境整備を推進する」との考え方を掲げている。まずは、就学前教育の無償化や、義務教育における学校給食の完全実施と無償化、高等学校に通うすべての生徒の授業料の無償化、あるいは高等教育における給付型奨学金を拡充することで、GDPに占める教育への公財政支出の割合（3.8%）がOECD加盟国中5年連続最下位である現状を改善し、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障すべきである。

教育への公財政支出の国際比較(対GDP比)



奨学金貸与人口の推移



出所:OECD「図表でみる教育」(2014年版)

出所:文部科学省

# 2016年度 連合の重点政策

(2015年7月~2016年6月)

## I 連合の重点政策の位置づけと構成

### 1. 位置づけ

「2016年度 連合の重点政策」は、2015年6月頃に政府がまとめる予定の「経済財政運営と改革の基本方針(通称・骨太の方針)」ならびに予算の概算要求基準に対置するものとして位置づけ、重点的に政府・政党に求めていく政策・制度要求をまとめる。

本重点政策は、「2016~2017年度 政策・制度 要求と提言」で掲げた政策課題のうち、2015年7月から2016年6月の1年間で「実現を目指す重要度の高いもの」、あるいは「早期の実現は難しいが重要度合いが非常に高く、重点的に取り組みを進める必要があるもの」を抽出する。

### 2. 構成

「2016~2017年度 政策・制度 要求と提言」第二部の柱立て7項目(「持続可能で健全な経済の発展」、「雇用の安定と公正労働条件の確保」、「安心できる社会保障制度の確立」、「社会インフラの整備・促進」、「くらしの安心・安全の構築」、「民主主義の基盤強化と国民の権利保障」、「公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現」)に「東日本大震災からの復興・再生に向けた政策」を加えた8項目とする。

運動にメリハリをつけるとともに、組合員がより理解しやすい政策・制度実現の運動を行うことを目的に、重点政策からさらに絞り込んだ「最重点政策」を抽出する。

## II 2016年度 連合の重点政策

### 1. 基本的な考え方

東日本大震災の発生から4年が経過した。災害廃棄物処理の完了など復旧・復興に進展が見られる一方で、2015年1月現在でも未だ約23万人が避難生活を強いられるなど生活基盤の再建や、安定雇用の確保は十分とは言えず、復興への道のりは遠い。

わが国全体の社会・経済は、景気が回復基調にある一方で、貧困と格差の拡大、不安定・低賃金労働者の増大などの深刻な課題を抱えたままである。加えて、少子高齢化の急速な進展による支え手の減少に直面する中、持続可能で安心できる社会保障制度への改革は不十分であり、社会保障・税一体改革を引き続き推進すること

が重要である。

震災からの復興および日本経済の再生を確実に成し遂げ、真に国民のくらしと雇用の安定・向上につなげるためにも、格差是正、くらしの底上げ・底支えが不可欠である。政府は、生活者・働く者の視点に立った政策を実行し、すべての国民が将来に希望と安心が持てる道筋を示さなければならない。そのためにも、連合は、早急に解決すべき重要課題に取り組み、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざし、組織の総力をあげた運動を展開する。

## 2. 重点政策 (★は、「3.最重点政策」で取り上げた項目)

### 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

#### (1) 復興財源の確保および被災自治体への継続的支援

- a) 集中復興期間の終了を見据え、2016年度以降の復興事業計画の中で本格復興の道筋を明らかにするとともに、地方負担分への追加的補助も含めた財源を確保する。また、被災自治体に対する復興交付金を継続実施するなど、国が確実なバックアップを行う。★
- b) 被災地域の特性を活かし、農林漁業の6次産業化の推進や、医療・介護分野、再生可能エネルギー分野などの成長産業の育成など、複合政策を推進する。
- c) 復興・再生に必要な地域の行政機能を回復し、住民のニーズに対応するため、専門的分野に対応できる職員を被災自治体に配置するなど、必要な人材を確保する。また、被災自治体の人材確保を支えるため、震災復興特別交付税措置を継続・強化する。
- d) 福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向けて、I A E A (国際原子力機関)と連携した事故の収束および放射性物質の除染を早期かつ着実に進める。

#### (2) 被災地域の雇用のミスマッチ解消につながる職業訓練の充実と雇用の確保、復興事業における労働安全衛生対策の強化

- a) 被災地経済の早期復興、地域の雇用創出の核となる事業への雇用支援措置の継続などを通じ、質・量ともに十分な雇用を確保する。★
- b) 雇用のミスマッチ解消に向けた職業訓練メニューの充実をはかるとともに、労働局やハローワークが主体となって就職支援体制を強化する。★
- c) 18歳未満の者の除染業務就労や、偽装請負や違法派遣などの労働法令違反がないよう、指導・監督を強化する。国が発注する除染等の業務において、下請けを含めたすべての労働者に特殊勤務手当(除染手当)が確実に支払われる仕組みを早急に構築する。また、除染手当の不当な中間搾取を行っている業者等に対する指導・監督を強化する。

#### (3) 防災性・環境性能が高く、社会保障サービスの提供体制が確保された「ひとが中心のまちづくり」の実現

- a) 電気・ガス・上下水道・情報通信などのライフラインの安心・安全を確保するとともに、主要幹線道路、橋梁などの公共施設における耐震補強や老朽化対策を早期に完了する。また、誰にでも確実に防災情報が届く「総合防災情報システム」を整備し、高い防災性を備えたまちづくりを推進する。

- b) 地域住民の意向を踏まえたうえで、環境負荷の小さいまちづくりとともに、行政、教育、医療、介護、生活などの機能を集約し総合交通体系を組み込んだ効率的なまちづくりを、長期的な視野に立って推進する。
- c) 被災者の居住の安定を確保するため、地域の実情に応じて、仮設住宅から災害公営住宅への移転を進める。★
- d) 仮設住宅において、独居の高齢者の増加や自治会機能の低下によって、地域のつながりが希薄になることの問題や孤立死に対する懸念も高まっていることから、「見守り活動」への支援を強化する。★
- e) 医療・福祉・介護など社会保障サービス分野における人材確保と、医療機関、施設等の再建支援により提供体制を整備し、必要なサービスへの円滑なアクセスを可能とすることで、「日常生活」を取り戻す。

#### (4) 放射性物質により汚染された廃棄物・表土の迅速な処理

- a) 放射性物質により汚染された廃棄物や、除染後の表土などの処理について、地元・近隣住民・地方自治体の合意を得つつ、廃棄物の処理に必要な施設の整備を進め、仮置き場・仮々置き場に山積している残土等の迅速な処理をはかる。
- b) 効果的な放射性物質の除去・封じ込めについて、I A E A (国際原子力機関)などと連携しつつ情報収集や研究・調査を行い、その結果を公表する。

#### (5) 放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された農水産物・加工食品に関する安心・安全の確保

- a) 消費者の安心・安全を確保するため、放射性物質の影響が懸念される地域・産地で生産された食品に対し、生産・出荷サイドでの検査体制を維持した上で、検査結果にもとづく適切な流通管理を通じ、安全性を確保する。
- b) 放射性物質の検査で安全と認められた食品に対する認定制度を構築し、消費者が安心できるよう情報提供する。また、流通・販売サイドの自主的な放射性物質検査の整備・強化に向けた補助を行い、風評被害の回避をはかる。

#### (6) 安心して学び遊べる教育環境の整備

- a) 被災3県において、保護者のメンタルヘルスが子どもに影響していることから、保護者と子どもを包括的に支援するため、養護教諭の複数配置とスクールカウンセラーの常勤配置を進める。★
- b) 福島県において、運動不足に伴う子どもの肥満傾向や体力低下が続いていることから、「福島再生加速化交付金」を継続し、子どもたちが安心して遊べる屋内施設の整備を進める。

- c) 子どもたちが安心して学べるよう、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」による、保育料や入園料、小中学生に対する学用品費や給食費の援助など、教育費に関する公的支援を拡充し継続する。

関する調査・監視を充実・強化する。

- h) 機関投資家に対して「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを促すなど、責任投資の概念が広く浸透するよう取り組みを進める。

## 「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて

### (1) 持続可能で健全な経済の発展

#### ① 経済・産業政策と雇用政策の一体的推進および中小企業・地域産業への支援強化

- a) デフレからの早期脱却とともに経済の好循環を実現し、持続的な成長軌道に復帰させるため、財政規律に留意しつつ、経済成長や雇用創出効果の高い分野に予算・税制措置、規制の見直しなどの施策を集中し、産業政策と雇用政策を一体的に推進する。
- b) 補正予算編成も含めた年度予算全体の中での財政規律を厳格化する。そのために、中期財政計画を策定する中で、新規国債発行や歳出額の上限を設けるなど、予算編成の枠組みをルール化する。
- c) わが国の経済成長と雇用創出、アジア太平洋地域における公正で持続可能な発展につながるよう経済連携(F T A / E P A など)を推進する。環太平洋経済連携協定(T P P)の交渉にあたっては、国民への適切な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応を行う。加えて、中核的労働基準、食料・農林水産分野、医療など、安心社会の基盤となる重要事項について重点的に対策を講じる。
- d) 地域経済の活性化に向けて、地方が自主的・主体的に地域産業を支援・育成し、良質な地域雇用を創出できるよう、裁量度が高い交付金を恒久化する。また、まち・ひと・しごと創生の地方版総合戦略における産業・雇用政策の実効性を確保するため、産官学金労などによる推進組織のもとで個別施策のチェック・修正が確実に実施されるよう、地方自治体へのきめ細かな支援・助言を強化する。
- e) 企業におけるイノベーションによる新たな価値の創出を推進するため、設備投資や研究開発の実施を支援するとともに、中長期的なキャリア形成支援やワーク・ライフ・バランス推進のための環境整備を行う。また、非正規雇用労働者に対し正規雇用労働者へ転換させるための多様な支援を行う。
- f) 中小企業・小規模事業者の事業革新や新陳代謝に必要な設備投資支援を拡充し生産性向上をはかるとともに、産業界と教育機関等が連携し中核的人材育成や技能・技術の伝承の充実、支援を行う。また、地方の中小企業支援センターの拡充を通じワンストップサービス実現の体制を整える。
- g) 企業間における公正かつ適正な取引関係確立のため、下請法をはじめとする法令の遵守・徹底をはかる。とりわけ、為替変動や資材高騰、物価上昇などに伴い増加したコストを適正に納入価格に転嫁できるよう、公正取引に

#### ② 安全・安心で安定的な資源・エネルギー供給の実現

- a) 再生可能エネルギーの積極推進、化石エネルギーの高度利用、分散型エネルギーシステムの開発・普及やスマートグリッドの活用、省エネ技術・製品の普及、エネルギー節約型のライフスタイル・ワークスタイルの普及などに対する政策的な支援を行う。
- b) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、制度の運用状況を注視するとともに、企業や国民負担の妥当性や納得性を精査し、最大限の政策効果と全体最適が確保されるよう柔軟かつ機動的な見直しを行う。
- c) 原子力発電所の再稼働については、安全性の強化・確認を国の責任において行うことと、周辺自治体を含めた地元住民の合意と国民の理解を得ることを前提とし、原子力規制委員会において策定された新規制基準について、厳格に適用する。
- d) エネルギーミックスを策定する際には、「安全・安心」「エネルギー安全保障を含む安定供給」「コスト・経済性」「環境」の視点から検討するとともに、国民生活や雇用、経済への影響を明らかにする。

#### ③ 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- a) マイナンバー制度の円滑な実施に向けて、個人情報の厳格な保護をはじめ、制度に対する国民の懸念を払拭する措置を講じる。また、納税者の権利・義務を明示した納税者権利憲章を制定し、国民と行政の意識改革をはかる。
- b) 所得税や相続税の累進性強化、総合課税化を念頭に置いた金融所得課税の強化など、税による所得再分配機能を高める。人的控除は、所得控除から税額控除に変えることを基本とし、配偶者控除は扶養控除に整理統合する。また、低所得雇用者の社会保険料・雇用保険料(労働者負担分)に相当する額の一部を所得税から控除する仕組み(勤労税額控除)の制度化を進める。★
- c) 消費税率の引上げに際しては、消費税転嫁対策特別措置法などに基づき公正な価格転嫁対策を強化する。低所得者対策として、単一税率の維持を前提とした給付措置(給付付き税額控除)を導入する。また、インボイス方式の導入や簡易課税制度・法人の免税点の廃止など、消費税制度の透明性向上に向けた検討を進める。★
- d) 法人税の租税特別措置等について、有効と認め難いものは廃止するなど不断の見直しをはかる。また、企業の社会的責任に見合った税負担となるよう、制度設計等における中小企業への配慮を前提に原則すべての企業に法人事業税の外形標準課税を適用する。グローバル企業

の租税回避防止のため、各国政府は政策協調のもと課税の適正化に努める。

- e) 自動車関係諸税について、自動車取得税を廃止するとともに、抜本的な軽減・簡素化に向けて更なる検討を進める。★
- f) 税制改革全般について、地方財政への影響に配慮し、必要な税財源を確保する。地域による偏りが少なく安定的で、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして抜本改革を行う。★

## (2) 雇用の安定と公正労働条件の確保

### ①安心して働き続けられるための労働者保護ルールの堅持・強化

- a) 労働者の救済に繋がらない解雇の金銭解決制度は導入しない。★
- b) 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等に適切に対処するため、労働基準監督官の増員を含め、国および地方自治体における労働行政を充実・強化する。★
- c) 有期契約、パートタイム、労働者派遣、請負など雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化などを検討する。★
- d) 国家戦略特区における雇用・労働分野の規制緩和は行わない。
- e) 雇用・労働政策に関する立案・決定には、労働政策審議会を尊重するとともに、雇用労働の当事者である労使の代表者を関与させる。

### ②派遣労働者の雇用安定や処遇改善の強化

- a) 労働者派遣法における派遣期間制限の撤廃などの労働者保護を後退させる規制緩和を阻止し、労働者保護の視点からの法改正を行う。★
- b) 2012年改正で創設された「労働契約申込みみなし制度」を2015年10月に確実に施行するとともに、運用状況を検証しながら必要な見直しを行い、当該制度を充実・強化する。

### ③改正労働安全衛生法の実効性の確保

- a) ストレスチェック制度がすべての事業場で実施されるよう、事業者や労働者などへ周知・指導し、必要な支援策を実施する。労働者のプライバシー保護と不利益取り扱い防止に向け、指導・監督を強化する。派遣労働者に対するストレスチェックについては、確実に実施されるよう派遣元・派遣先に周知・指導を徹底する。
- b) 重大な労働災害を繰り返す企業に対し、改善計画作成等の指示、勧告、企業名の公表等の対応を行う特別安全衛生改善計画制度を労働災害発生の抑止力の1つとして運用し、同一企業での重大な労働災害再発を防止する。

### ④労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直し

- a) 「時間外労働限度基準」告示を法律へと格上げすると

もに、特別条項付き36協定を適用する場合における上限時間規制を法定化する。また、現在その適用が除外されている事業または業務についても同法の条文に規定する。★

- b) すべての労働者を対象に「休息时间(勤務間インターバル)規制」を導入する。★
- c) すべての労働者の実労働時間の把握義務を使用者に課す。
- d) 面接指導制度等の労働安全衛生法上の過重労働対策については、休日労働時間の取扱いを含め、当該上限時間規制と一体的・整合的なものとなるよう見直す。
- e) 「管理監督者」の定義を法律で明確に定めるとともに、現行通達に基づく厳格な監督指導は直ちに徹底する。

### ⑤失業から良質な雇用に早期に復帰・移行できるセーフティネットの構築および拡充

- a) 雇用保険制度について、基本手当の給付日額・給付率・給付日数を2000年改正前の水準に引き上げるなど、セーフティネット機能を強化する。なお、雇用保険の国庫負担割合については、雇用政策に対する政府の責任として、早期に雇用保険法本則の4分の1に戻す。
- b) 求職者支援制度については、ニーズに即した訓練コース整備や訓練機関の質の向上、就職支援の一体的実施など、実効性ある制度の運用を行う。なお、求職者支援制度は国として設けるセーフティネットであることに鑑み、その財源は全額一般財源で負担するものへと見直す。

### ⑥若年者、高齢者、障がい者の雇用対策の強化

- a) すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、労働条件の的確な表示の徹底、企業による職場情報の積極的な提供、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの機能強化等を行う。また、若者が働き続けられる職場環境の整備、学校等における労働教育のカリキュラム化等を推進する。
- b) 行政による指導を徹底するなどして、高齢者雇用安定法に定める雇用確保措置を確実に実施し、希望する者全員が65歳まで働き続けられる環境整備をはかる。高齢者雇用安定法の雇用確保措置の対象外である有期労働契約を反復更新して60歳を迎える労働者について、その65歳までの安定した雇用確保をはかるため、当該労働者を65歳まで雇用する事業主に対する助成の拡充を検討するなどの環境整備を行う。
- c) 「障害者雇用促進法」の改正(差別禁止・合理的配慮の提供義務および精神障がい者を雇用義務制度の対象とすること)を踏まえ、障がい者の就労支援の拡充・職域拡大をはかる。

### ⑦すべての労働者に対する職業能力開発の充実・強化

- a) 雇用形態や企業規模、在職・離職にかかわらず、すべて

の働く者が自己の能力を最大限開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くよう、適切な訓練機会の提供をはかる。

- b) 求職者支援訓練と専門実践教育訓練については、すべての対象者が受講できるよう講座を開設する。特に専門実践教育訓練については、講座開設の地域偏在を早期に解消するとともに、幅広い労働者層を対象とする講座を指定・開設する。★
- c) ハローワークを地方における職業能力開発の拠点として位置づけ、適切な権限を付与した上で、人員や予算を適切に配分する。

### ⑧適正な水準への最低賃金の早期引き上げと監督行政の強化

- a) 地域における労働者の生計費および賃金水準を十分考慮しつつ、賃金の底支え機能を果たし、セーフティネットとしての実効性を高めるための環境を整える。
- b) 監督体制の抜本的強化をはかり、違法事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高める。

### ⑨雇用における男女平等と女性活躍の推進

- a) セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに関する最高裁判決を踏まえ、都道府県・雇用均等室の人員の増員および人材育成の観点から更なる質の向上をはかり、男女雇用機会均等法の実効性確保を徹底する。★
- b) 女性活躍を推進する観点から、いわゆる「女性活躍推進法」について、賃金の実態把握や格差改善などに関する実効性ある省令や指針を整備するとともに、各企業におけるポジティブアクションに関する施策の促進をはかる。★

### ⑩男女平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し

- a) 第3次男女共同参画基本計画の取り組みを後退させることのないよう、第4次男女共同参画基本計画を策定し、具体的かつ実効性のある総合的な男女平等施策を推進する。
- b) 男女が責任を分かちながらあらゆる分野において活躍できることを可能にするため、男性の働き方を見直しや性別役割分担意識に基づく慣行の払拭を進める。

### ⑪ワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- a) 育児・介護休業法について、介護休業・短時間勤務制度の拡充、男性の育児参画の促進等、仕事と育児・介護の両立に資する内容で改正を行う。★
- b) 出産・育児に関わるさまざまな法制度の周知を徹底するとともに、保育所や放課後児童クラブの待機児童対策を確実に実施する。
- c) 次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、中小企業の取り組みが進むよう支援の充実をはかる。

### ⑫外国人労働者の雇用改善と外国人技能実習制度の見直し

- a) 外国人労働者の人権を尊重し、労働者保護を確保する。
- b) 外国人労働者の受入れは、専門的知識・技術・技能を必要とする職種に限定し、在留資格・就労資格の緩和は行わない。
- c) 外国人技能実習制度については、「国際貢献」という制度本来の趣旨を十分踏まえ、労働関係法令や入管法違反の運営が行われないよう厳格に管理監督するとともに、専ら日本の労働力不足を理由として安易な対象分野の拡大や期間延長は行わない。

## (3)「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

### ①持続可能な社会保障改革の推進

- a) 社会の安全と安心、一人ひとりが尊厳を基盤に、誰もが必要な時に必要な支援を受けることのできる社会、「人間の安全保障」が完備した社会をつくるとともに、社会保障給付のあり方は、制度の特性に応じた丁寧かつ慎重な検討を行う。★
- b) 医療制度については、2025年に向けて、切れ目のない医療を効率的に提供する体制を構築するため、医療機関の機能分化や連携強化を推進する。
- c) 介護保険制度については、軽度者を保険給付の対象から除外しないとともに、ケアマネジメントの標準化や要介護認定の地域間格差の解消を進める。また、被保険者の範囲拡大や利用者負担のあり方について、検討を進める。

### ②「地域包括ケアシステム」の構築に向けた医療機関の機能分化および医療と介護の連携強化

- a) 住み慣れた地域で、切れ目のない医療・介護サービスを受けられ、尊厳ある暮らしを続けられる「地域包括ケアシステム」の構築と普及・定着を進める。
- b) 質の高い安心・安全な医療の提供、入院・外来医療の機能分化・在宅医療との連携の推進、医療と介護の連携強化や地域医療の確立、看護職員の勤務環境改善などに資する診療報酬改定を行う。★
- c) 介護予防・日常生活支援総合事業については、サービス水準の地域格差が生じることのないよう、必要な支援を行う。また、認知症の人に対してサービスの拡充を行い、介護者にかかる介護負担を軽減する。
- d) 地域医療介護総合確保基金は、地域医療構想の達成や医療・介護の連携強化、および人材確保に資する事業に優先活用する。また、各事業の実施結果を検証し、基金活用のあり方を適宜改善する。

### ③医療・介護人材の勤務環境・処遇改善

- a) 都道府県に対して、国は医療勤務環境改善支援セン



ターの速やかな設置を促す。同時に、すべての医療機関で勤務環境改善マネジメントシステムを活用し、夜勤負担の軽減など勤務環境を改善し、人材の定着をはかる。

- b) 介護労働の専門性の確立によって社会的地位の向上をはかるとともに、処遇改善と定着促進を進める。そのため、事業者に対して介護職員処遇改善加算の確実な算定を求める。必要に応じて、次期改定を待たずに、処遇改善加算の増額を行う。
- c) 技能実習制度への介護職の追加は、技能実習制度の検証がされていないことやコミュニケーション能力の懸念が解消されていないことから実施しない。★

#### ④保険者機能が発揮される医療保険制度の確立

- a) 国民健康保険の財政責任が都道府県となることから、保険者機能の発揮や加入者の利便性を損ねることなく、円滑な実施に向けた環境整備を着実に進める。
- b) 高齢者医療制度の抜本改革の検討を進め、被用者保険から高齢者医療への支援金などのあり方を検討する。また、医療保険の給付範囲を縮小することなく、将来にわたり給付割合を百分の七十とする。

#### ⑤子ども・子育て新制度の着実な実施

- a) 子ども・子育てを社会全体で支える理念の実現に向けて、新制度を着実に実施する。そのため、幼児教育・保育の質の改善に向けて、消費税率の引上げによる財源(0.7兆円)を含めて1兆円超程度の財源を確実に確保する。★
- b) 自治体に対して、引き続き、地方版「子ども・子育て会議」の積極的な開催を働きかけるとともに、子ども・子育て新制度の実施状況を把握し、すべての子どもに良質な育成環境を保障する。
- c) 幼児教育・保育の質の改善と保育労働者の処遇改善が着実に進むよう、事業者に対して積極的な加算の算定を求める。

#### ⑥生活困窮者自立支援制度の着実な実施

- a) 生活困窮者自立支援制度の着実な実施に向けて、自治体の実施体制の検証を行う。
- b) 学習支援をはじめとした任意事業については、引き続き、実施自治体の拡大を推進する。また、任意事業の補助率を3/4とする。★

#### ⑦老後の生活を支える安心と信頼の公的年金制度の構築

- a) 年金積立金については、経済成長や株価引上げのために使わない。その運用は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、年金財政上必要な運用利回りを長期的な観点から安全かつ確実に確保する。
- b) 年金積立金管理運用独立行政法人(G P I F)のガバナ

ンス体制について、現行の理事長独任制をあらため、複数の労使代表をはじめ多様なステークホルダーが参画し、意思決定する合議制とする。★

- c) マクロ経済スライドについては、デフレ下や賃金・物価の伸びが低い場合の発動は年金受給者への影響が大きく、地域経済への影響もあるため、賃金・物価の伸びの範囲内にとどめる。また、基礎年金はマクロ経済スライドの対象から外すなど低年金者対策を検討する。
- d) 2016年の短時間労働者への被用者保険の適用拡大にあたっては、対象者への適用の徹底を行うとともに、さらなる適用拡大に向けて制度改革を推進する。★
- e) 2004年年金改正で導入した財政フレームを再検証し、抜本的な改革議論を進める。

### (4) 社会インフラの整備・促進

#### ①安心・安全な社会とまちづくりの推進

- a) 既存社会インフラの長寿化・老朽化対策にあたっては、地方自治体への財源措置を行う。防災・生活・安全・交通・観光に関連した社会資本については、人口減少および高齢社会に対応する観点から優先順位をつけた上で効率的に整備を推進する。
- b) 省エネ・低炭素社会の実現に向けて、環境・耐震・ユニバーサルデザイン等に適応した住宅や設備に対する税制優遇や費用補助を拡大する。
- c) リフォーム事業を営むための資格の整備や、事業者に対する規制等を通じて、リフォーム業界の健全化をはかり、公平なルールづくりおよび情報提供を推進する。
- d) 増え続ける空き家が、周辺の住宅や住民に影響を及ぼさないよう対策を強化する。また、空き家対策を行う地方自治体への財政支援を行う。
- e) 「交通政策基本計画」の実施経過の「見える化」やフォローアップを行うとともに、施策の推進に向け、法制上・財政上の支援措置を講ずる。また、地方自治体における計画策定を誘導・指導するとともに、交通政策を担当する専任者を配置するなど、人材を育成・確保する。

### (5) 暮らしの安心・安全の構築

#### ①国内外における環境保全と地球温暖化対策の強化・推進

- a) 「公正な移行」の確保を前提として、「環境保護」と「経済発展」を両立させ、自然と共生できる「グリーン経済」への転換をはかる。
- b) 2020年からスタートする「すべての締約国が参加する公平で実効性のある温暖化対策の新たな法的枠組み」が後退しないよう温暖化対策の国際交渉を行うとともに、交渉の経過について国民に分かりやすく情報提供し、その解説を行う。
- c) 国民運動としての省エネ・節電を積極的に支援するとともに、環境・エネルギー技術の深化・革新を通じて温室

効果ガスの排出を抑制する。また、二国間クレジット制度などによる海外における温室効果ガスの削減を積極的に推進する。

## ②食料自給力の向上と農林水産業の産業基盤の強化・育成

- a) 食料自給力の向上に向け、国産食品の消費拡大、輸出拡大ならびに食料廃棄の削減を推進する。
- b) 科学的根拠にもとづき、生産地から食卓にわたる食品の安全性の確保・品質管理の徹底をはかるとともに、消費者に対する適切な情報提供を行う。
- c) 農林水産業の担い手を確保・育成しつつ、安定した生産活動の維持・発展、競争力強化に資する経営基盤の体質強化をはかる。
- d) 国土保全、地球環境保全、生物多様性保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの農山漁村・農林水産業の多面的機能のさらなる発揮を促進する。
- e) 地球温暖化の森林吸収源対策として、間伐等の森林整備(年平均52万ha/年)に要する財源を毎年安定的に確保し、2020年までの平均算入上限値 3.5%以上の吸収量を保持する。

## ③消費者の視点に立った消費者政策の推進

- a) 消費生活センターをすべての地方自治体に設置し、消費者行政の組織体制の充実や機能強化をはかる。また、消費生活センターの運営に向けた財政基盤の強化、相談員の雇用形態・処遇の改善、能力開発の充実を推進する。
- b) 安全・安心な消費行動の確保に向け、生命・身体の安全の確保、公正な取引環境の確保、食品をはじめとする適切な表示制度の整備・運用の確保、消費者被害回復のための制度の充実をはかる。
- c) 増加する悪徳商法・特殊詐欺の撲滅をめざし、消費者への情報提供・注意喚起の徹底とともに、新たな手口に対して迅速に対応し、特に高齢者や障がい者をはじめとする消費者の保護をはかる。
- d) ライフステージに応じた消費者の自立につながる幅広い消費者教育について、関係省庁の連携と多様な主体の参画をもって計画的かつ着実に実施する。

## ④総合的な防災・減災対策の充実

- a) 平時から地域における「顔の見える関係」を構築し、災害時の助け合いにつなげるとともに、地方防災会議への女性・若年者・高齢者・障がい者の参画を担保する。
- b) 住民、地域組織、企業などと連携し、発災時に特性の違う複数の手段により被害状況を収集・集約・精査し、防災、報道、ライフライン、公共交通などの関係機関へ発信し、情報の共有化をはかる。
- c) 土砂災害防止の観点から、災害がより発生しやすい箇所を特定しつつ森林管理を重点的に行うとともに、斜面の

崩壊等防止工事などを強化する。

## (6) 民主主義の基盤強化と国民の権利保障

### ①新しい公共と民主的で透明な公務員制度改革の推進

- a) 地方自治体、民間事業者、NPO、協同組合など多様な担い手が地域課題を共有し対話できる場を各都道府県に設置するなどして、「新しい公共」の推進をはかる。
- b) 労働基本権を回復し公務員の自律的労使関係を確立するとともに、民主的で透明・公正な公務員制度改革を実現する。また、刑事施設職員や消防職員への団結権付与を含む地方公務員制度改革を実現する。
- c) 臨時職員・非常勤職員に対する労働契約法・パート労働法の趣旨の適用、諸手当支給制限の撤廃など、制度改革や運用改善をはかるとともに、任期付職員を含めて労働時間等に応じた常勤職員との均等待遇をはかる。

### ②地方分権改革の推進

- a) 国と地方の役割・権限の見直し、財源保障の充実を通じ、人口減少、少子高齢化に対応する地域の自主性を尊重した公共サービスを提供できる体制を拡充する。
- b) 地方財政計画の策定や地方交付税算定を行うにあたっては、「国と地方の協議の場」を活用し、決定プロセスの透明化をはかる。

### ③公契約基本法・公契約条例の制定による公契約の適正化の推進

- a) 公契約基本法の早期制定をはかり、公正労働基準や労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の基準とする。
- b) 地方自治体における公契約条例の制定を促進し、公契約のもとで働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかる。
- c) ILO第94号条約「公契約における労働条項に関する条約」を批准する。

### ④「人権侵害救済法(仮称)」の制定と人権救済機関の設置

- a) 人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と救済を目的とする「人権侵害救済法(仮称)」を早期に制定する。

### ⑤教育の機会均等の保障と労働教育のカリキュラム化の推進

- a) 「貧困の連鎖」を防止し、家庭の経済状況の格差が教育の格差につながらないように、社会的共通資本である教育は原則無償とする。また、高等教育における給付型奨学金制度を拡充する。★
- b) 働く上で必要なワークルールや労働安全衛生、使用者の責任などに関する知識を深め活用できるよう、学習指導要領への記載と労働教育のカリキュラム化を推進する。

- c) 学校統廃合や義務教育学校の新設を行う際には、学校が地域のコミュニティの拠点となっていることを踏まえ、保護者や地域住民の意見・要望を聞いた上で慎重に検討する。
- d) いじめ・体罰問題の解消に向けて、養護教諭を複数配置するとともに、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーをすべての小・中学校に常勤配置する。

## (7) 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現

### ① 社会対話の促進と中核的労働基準の遵守

- a) G 20アンタルヤ・サミット(2015年11月)および日本が議長国となる2016年G 7サミットにおいて、社会的パートナーと十分な協議を行い、質の高い雇用を伴う包摂的成長に向けた実効性ある政策を策定する。
- b) 環太平洋経済連携協定(T P P)、日E U経済連携協定(日E U・E P A)等の交渉において、中核的労働基準遵守条項と環境条項を組み込む。
- c) 連合が優先的に批准を求めるI L O条約、とりわけ中核条約である第105号(強制労働廃止)と第111号(差別待遇(雇用・職業))を早期に批准する。
- d) 労使と協働してO E C D多国籍企業行動指針の周知徹底および労使紛争の早期解決に取り組む。また、日本N C P(ナショナル・コンタクト・ポイント)が十分な役割を果たせるよう人的・財政的拡充をはかる。

### ② 貧困撲滅と持続可能な開発に向けた取り組みの推進

- a) ミレニアム開発目標(M D G s)の成果と残された課題を踏まえ、ポスト2015年開発目標(2016年1月から15年間)の達成に貢献する。
- b) O D A実施にあたっては、人間の安全保障の理念に立脚した事業となることを前提とする。また、国際労働財団(J I L A F)などの活用により労働分野における人材育成の拡充をはかるとともに、サプライチェーンも含め、O D A事業における中核的労働基準の遵守を徹底する。
- c) 在外邦人の安全確保のため、平和で安定した国際社会の形成に向けた取り組みを進めると同時に、在外公館の体制強化をはかり情報収集・危機管理体制を整備・強化する。

## 3. 最重点政策

### (1) 東日本大震災からの復興・再生の着実な推進

- 本格復興に向けた復興事業計画の策定および必要な財源の確保
- 雇用創出事業への支援措置の継続と雇用のミスマッチ解消に向けた就職支援強化
- 被災者の居住環境の改善、独居高齢者の「見守り活動」への支援強化
- 保護者と子どもへの包括的支援のための養護教諭やスクールカウンセラーの配置拡充

### (2) 「公平・連帯・納得」の税制改革の実現

- 税による所得再分配機能の強化、所得税の人的控除の見直し
- 消費税の単一税率の維持を前提とした低所得者対策の実施
- 自動車関係諸税の軽減・簡素化と地方における必要な税財源確保

### (3) 労働者の健康・安全の確保のための労働時間制度の見直しと労働者保護ルールの堅持・強化

- 特別条項付き36協定締結時の上限時間規制の法定化と「休息时间(勤務間インターバル)規制」の導入
- 解雇の金銭解決制度の導入などの解雇規制の緩和反対
- 過労死問題やいわゆる「ブラック企業」問題等への適切な対処に資する労働行政の充実・強化

### (4) すべての労働者の雇用の安定と職業能力開発の充実・強化

- 労働者派遣法における派遣期間制限の撤廃などの阻止と労働者保護の視点からの法改正の実施
- 雇用形態にかかわらず均等待遇原則の法制化
- 専門実践教育訓練の拡充・強化

### (5) 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランス社会の早期実現

- 男女雇用機会均等法の実効性確保の徹底
- 「女性活躍新法」にかかる実効性ある省令・指針の整備とポジティブアクションに関する施策の促進
- 仕事と育児・介護の両立に資する育児・介護休業法の改正

### (6) 「全世代支援型」社会保障制度のさらなる推進

- 財政制約を口実にした社会保障の給付抑制を行わず、質の高い効率的な制度への改革推進
- 医療機関の機能分化、医療と介護の連携強化、看護職員の勤務環境改善の推進
- G P I Fにおける、労使代表等が参画し意思決定する合議制の導入に向けたガバナンス体制の見直し
- 短時間労働者への被用者保険のさらなる適用拡大

### (7) 格差・貧困の解消に向けた政策の推進

- 子ども・子育て新制度の着実な実施のための、1兆円超程度の財源確保
- 生活困窮者自立支援制度における、国庫補助率拡大などによる任意事業実施自治体の拡大
- 教育の機会均等実現に向け、教育の原則無償化、高等教育における給付型奨学金制度の拡充

# 2016年度 連合の重点政策

2015年6月

編集・発行:日本労働組合総連合会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

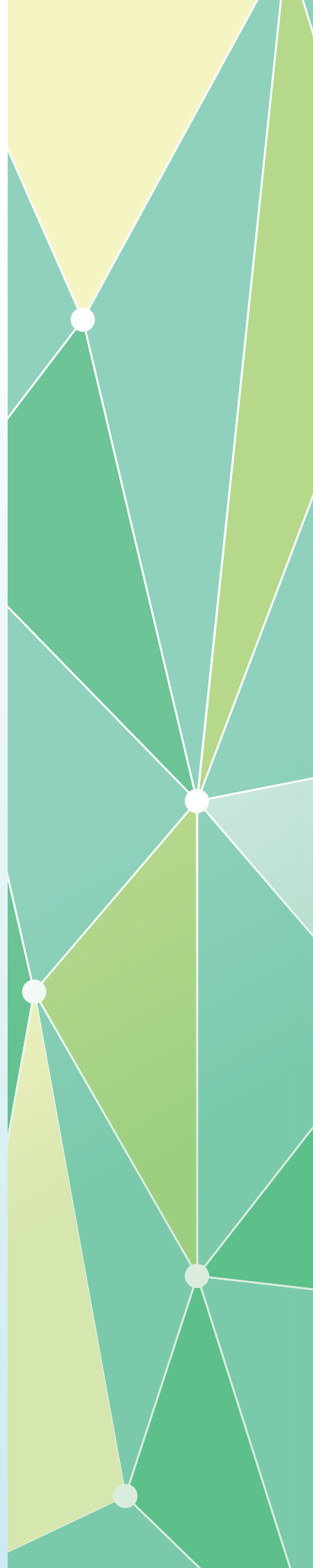
TEL:03-5295-0521(経済政策局)

FAX:03-5295-0546

E-mail:jtuc-keizai@sv.rengo-net.or.jp

ホームページ:<http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

印刷:アイズ株式会社



## 平成 28 年度 都市税制改正に関する意見（抄）

### ○ 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の意見の反映

消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

### ○ 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支える上で重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

平成 27 年 8 月

全 国 市 長 会

# 平成 28 年度 都市税制改正に関する意見

平成 27 年 8 月  
全国市長会





政府は、本年を「地方創生元年」と位置づけ、地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するため、総力を挙げて地方創生に取り組むとしており、その実現に向け、国と地方が力を合わせていかなければならない。

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や公共施設の老朽化対策をはじめとする社会資本整備、防災・減災対策等の諸課題に対応するため必要な財政需要が年々増加しており、経費全般について徹底した節減合理化に努めても、なお巨額の財源不足が生じているという極めて厳しい状況にある。

都市自治体は、住民の最も身近なところで住民生活に直結した広範な行政サービスを提供しており、それら行政サービスを持続的に実施していくためには、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築するなどにより、税財源を確保していくことが不可欠である。

今後とも、住民の負託に応え、人口減少の克服・地方創生の実現を図るためには、都市自治体が担う事務と責任に見合った税財源を充実確保する必要がある。

については、平成 28 年度の税制改正に当たり、都市自治体の意見を十分に踏まえ、基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、以下の事項について必要な措置を講じるよう要請する。

## 制度改正に関する意見

### 1 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

#### (1) 地方の財政自主権の拡充及び税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実に確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

#### (2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

#### (3) 税制改正に関する地方の意見の反映

地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

### 2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げるに当たっては、恒久減税による減収には恒久財源で補てんするなどにより、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の意見の反映  
消費税率（国・地方）10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

法人住民税法人税割の交付税原資化については、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであり、これを地方一般財源の不足に対する確保策としないこと。

#### 4 消費税の軽減税率制度導入に係る慎重な検討

持続的な社会保障制度を構築し、その安定財源を確保するため平成29年4月に消費税率（国・地方）を10%に改定することとなっているが、税率10%時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目選定の公平性、困難性等様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう確実に代替財源を確保すること。

#### 5 固定資産税の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

とりわけ償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

(2) 土地に係る負担調整措置については、商業地等の据置措置、住宅用地特例など、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から見直すこと。

- (3) 家屋の評価方法は、その複雑さから納税者の理解を得にくく、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- (4) 住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、新築住宅に係る固定資産税の減額措置について見直すこと。
- (5) 無料低額診療事業及び無料低額介護老人保健施設利用事業に係る固定資産税の非課税措置について、生活保護法による保護を受けている者は、医療扶助等が講じられていることから、「無料又は低額診療患者の割合」及び「無料又は低額利用に係る入所者の割合」の算定の対象から除外すること。
- (6) 地方税法第408条の規定による固定資産の実地調査については、市町村の評価事務上の期間的な制約等を考慮し、当該調査を補完するため、土地及び家屋においては、その用途等に異動が生じた場合、その所有者に申告させることができる旨の規定を設けること。

## 6 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

## 7 車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保

自動車取得税については、消費税率（国・地方）10%時に廃止するとされているが、その税収の7割が交付されている市町村においては、特に大きな減収となることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車重量税についても、税収の4割が市町村に譲与されている現状を踏まえ、その見直しに当たっては、都市財政運営に支障が生じることのないよう、所要の財源を確保すること。

## 8 軽自動車税の環境性能割の導入に当たっての対応

消費税率（国・地方）10%時に導入するとされている軽自動車取得時の環境性能課税については、市町村の徴収効率や納税者の利便性を考慮し、確実に課税できる仕組みとすること。

また、これは新たな税制上の仕組みであり、条例の制定や納税者への周知に一定の期間が必要であることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

## 9 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例による上乗せ分については、地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割等を踏まえ、その一部を地方へ譲与すること。

## 10 都市税財源の充実強化

### (1) 個人住民税

都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実すること。

個人住民税の本来の性格を踏まえ、新たな政策的控除の導入は原則として行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと。

ふるさと納税（都道府県又は市区町村に対する寄附金）に係る所得税（国税）の控除については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税（地方税）から控除するの

ではなく国税で対応すること。

## (2) 法人住民税

法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等にかんがみ、法人住民税の都市自治体への配分を充実すること。

法人住民税均等割については、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格や長期にわたり見直しがなされていない現状及び制限税率の適用状況を踏まえ、税率を見直すこと。

日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

## (3) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税であり、これら事業の財源を確保するため、引き続き制度の維持を図ること。

## (4) 基地交付金・調整交付金及び国有資産等所在市町村交付金

### 基地交付金・調整交付金

基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、十分な予算額を確保すること。

### 国有資産等所在市町村交付金

ア 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、

耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

また、市町村長が当該交付金額の算定のために行う国有財産台帳の閲覧の請求等については、柔軟に対応すること。

イ 都市計画区域に所在する、国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

#### (5) 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税等の多岐にわたる非課税及び課税標準の特例措置については、真に必要なものに限定するなど、不断の見直しを行うこと。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

#### (6) 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

事務配分の特例により、都道府県の事務・権限が大都市等に移譲されているが、地方税制は事務・権限に関わりなく画一的であり、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

### 11 社会保障・税番号制度の円滑な導入に当たっての対応

社会保障・税番号制度の設計に当たっては、地方税実務の現状を踏まえ、都市自治体と十分に協議・調整等を行うとともに、迅速な情報提供や国民への周知徹底を図ること。

## 12 課税・徴収体制等の改善

### (1) 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度の改善

地方税法に定められている年金保険者からの都市自治体への特別徴収対象者情報等の通知期日については、納税義務者に税額通知を行う時期を考慮し、現行より早めるよう見直すこと。

### (2) 租税債権者による自動車の所有権代位移転登録の実現

滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録を可能とするよう制度を見直すこと。

## 13 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。



## 制度運用の改善に関する意見

### 1 国税連携ネットワークシステム等による情報の提供

市税の賦課決定に当たり、市が所得情報を効率的に捕捉できるよう、国税連携ネットワークシステム等により、必要な情報（生命保険契約・損害保険契約等に係る年金等、商業登記簿情報等、また、確定申告書様式の第二表の情報については数値データ化したもの）を電磁的方法により提供すること。

また、国税連携ネットワークシステムによる所得税の確定申告情報のうち、期限内申告分の提供については、年度末までの完了を図ること。

### 2 税務情報の仕様等の創設、変更に伴う都市自治体の意見の十分な反映等

国等が提供する税務情報の仕様等を創設、変更するに当たっては、都市自治体の意見を十分反映すること。

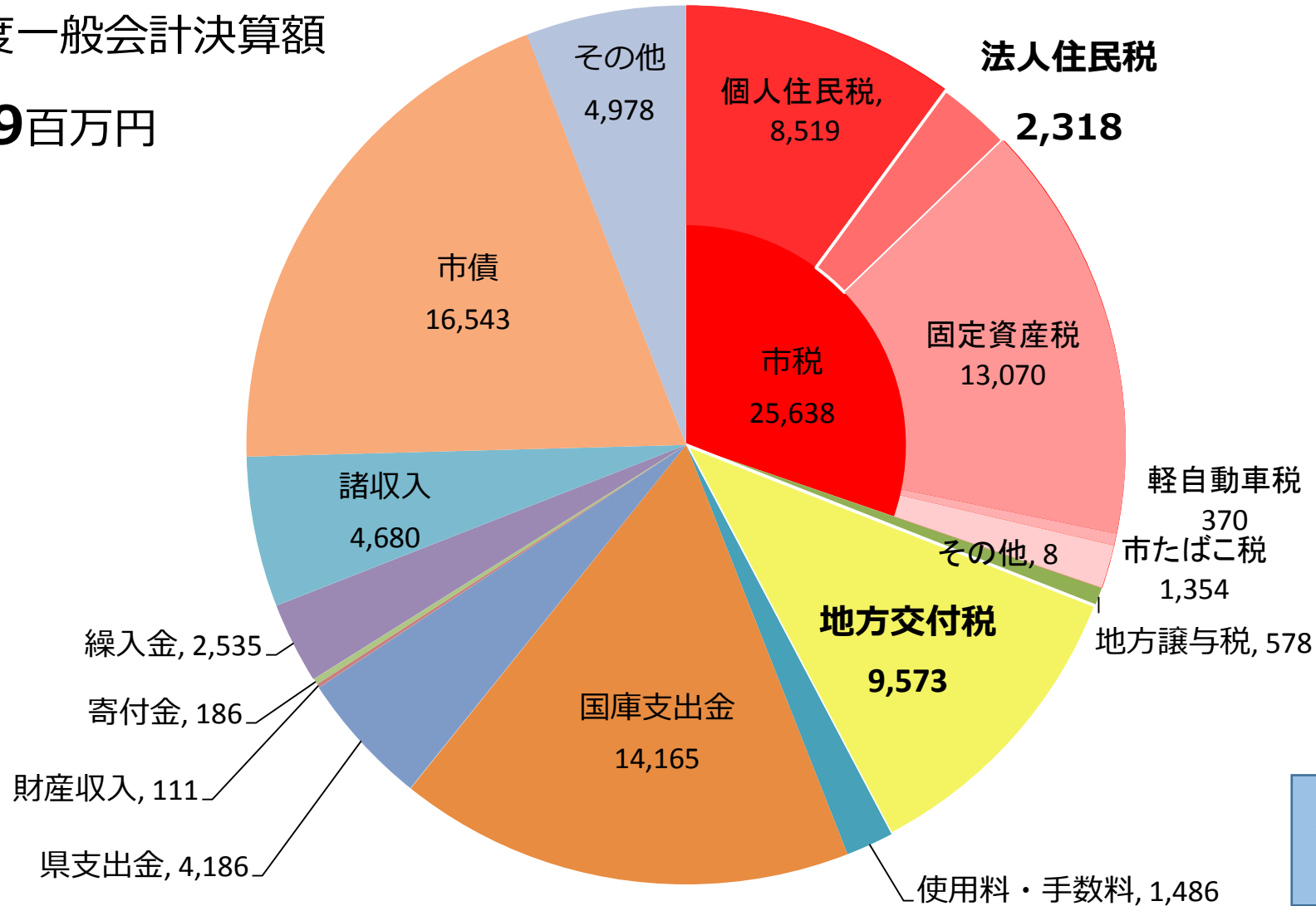
また、税制改正等に伴う都市自治体のシステム開発等に係る経費については、必要な財政措置を講じること。



# 高岡市の歳入状況

平成26年度一般会計決算額

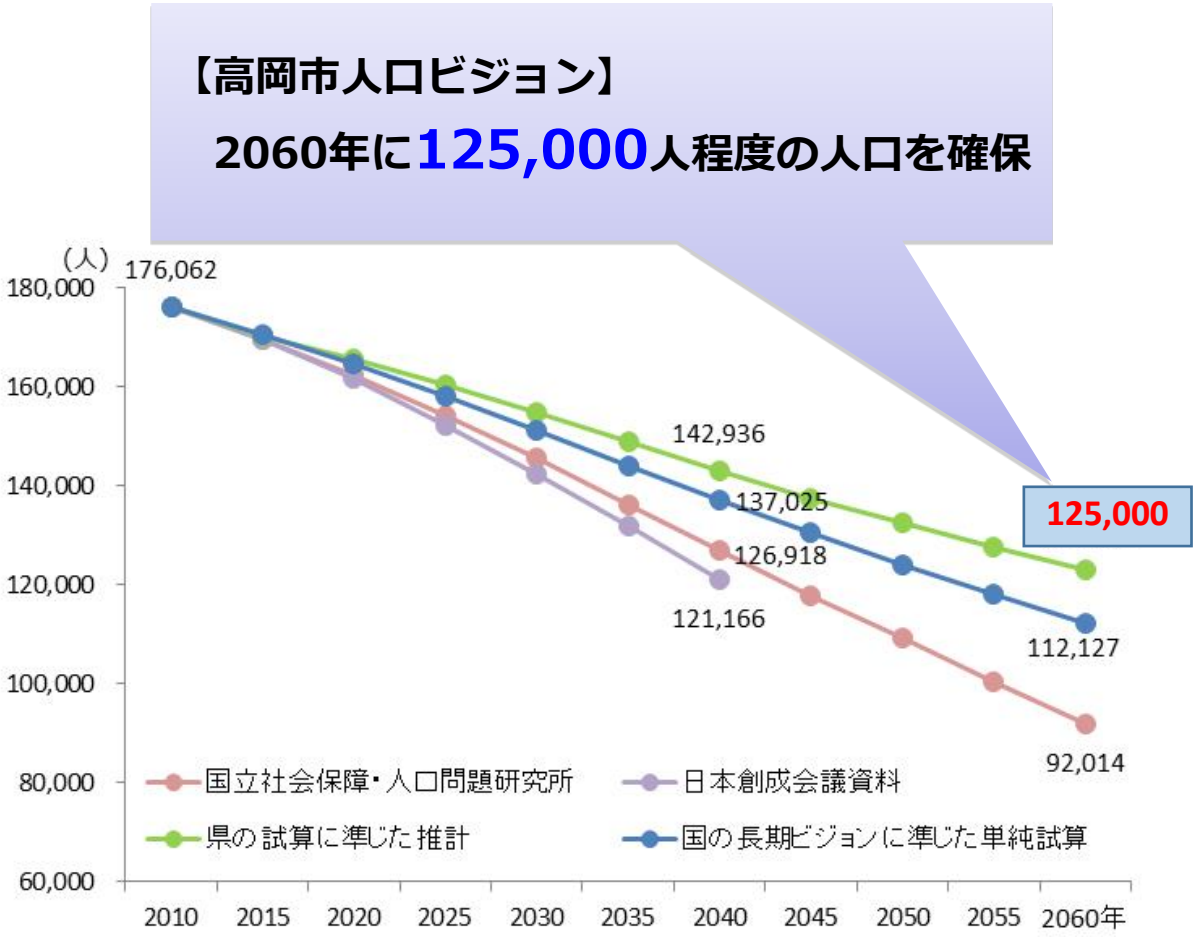
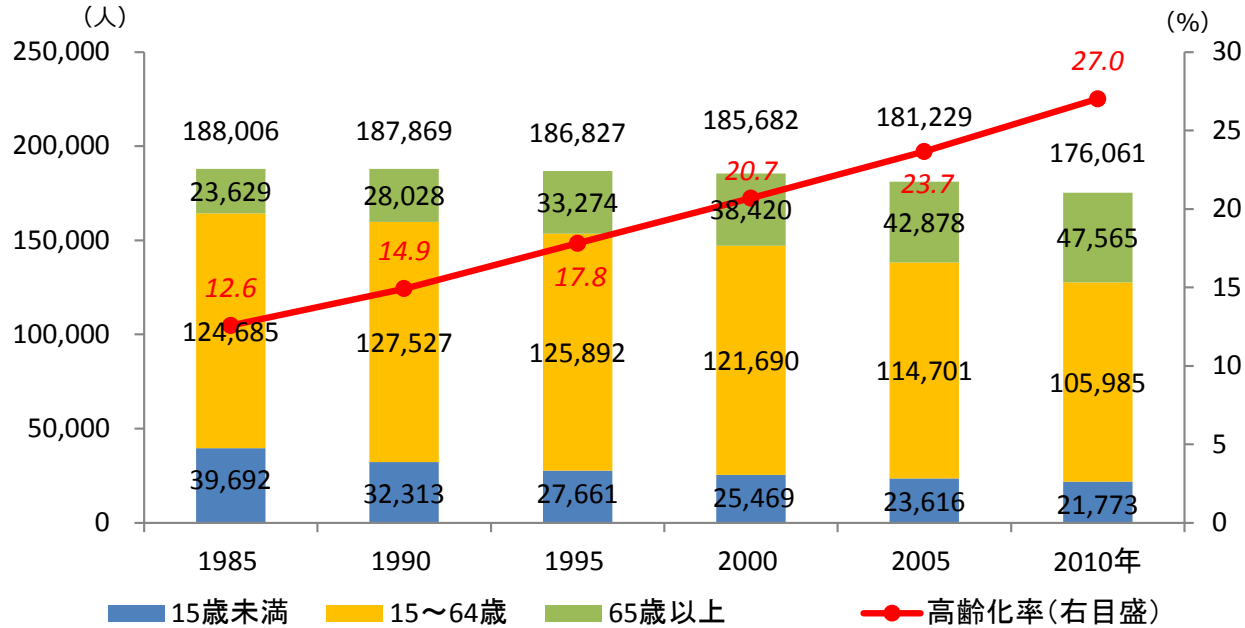
**84,659**百万円



財政力指数 (H26)  
**0.75**

# 人口減少と地方創生

## 人口の推移と少子高齢化の進展



# 十津川村の位置



紀伊半島のほぼ中央。  
奈良県の最南端



- ◆ 面積 672.35平方キロメートル
- ◆ 奈良県の5分の1 日本一広い村です。
- ◆ 琵琶湖や淡路島よりも大きい
- ◆ 村の96%が森林
- ◆ 急峻な地形の緩やかな部分に集落が点在
- ◆ 過疎・少子高齢化

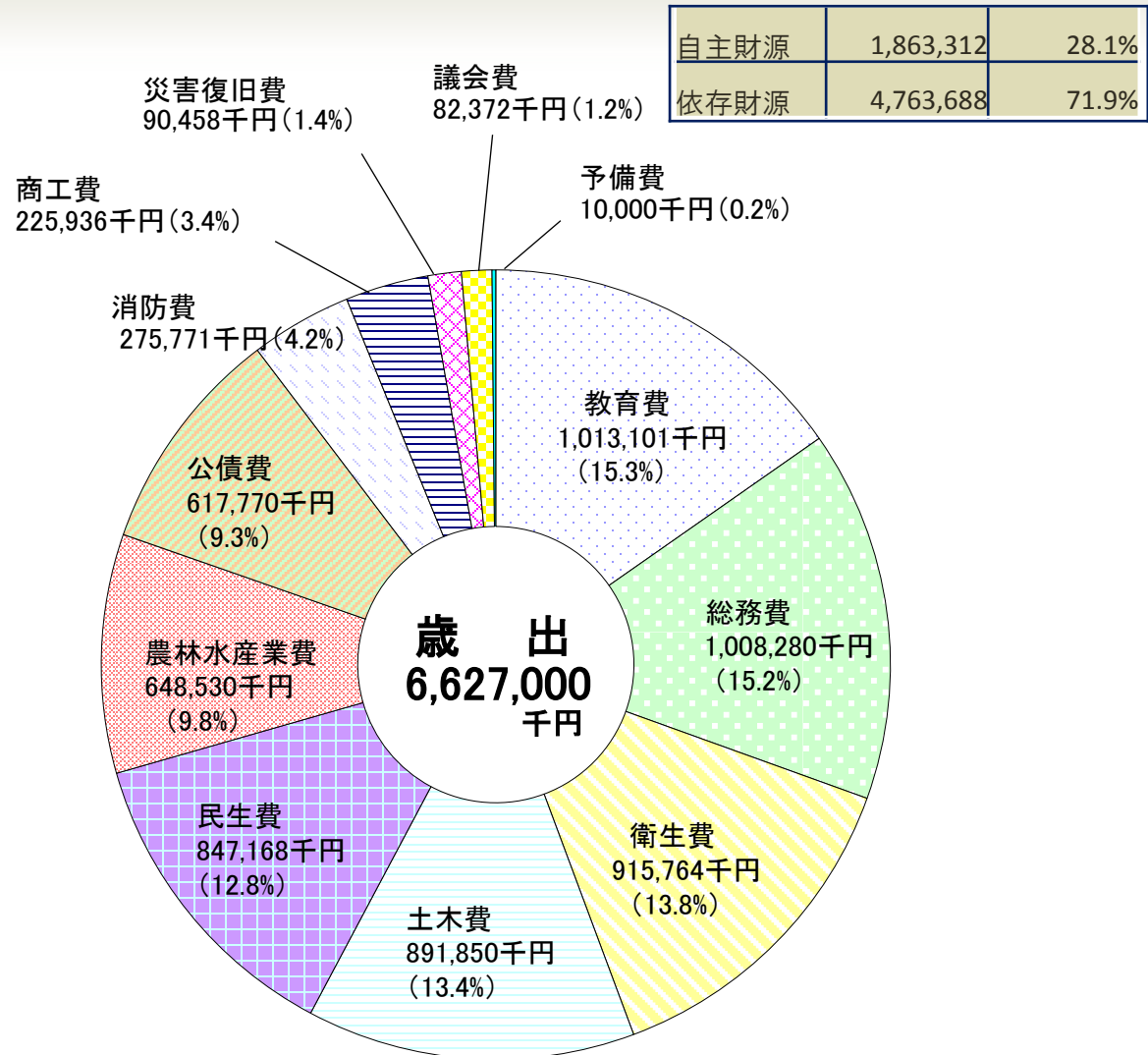
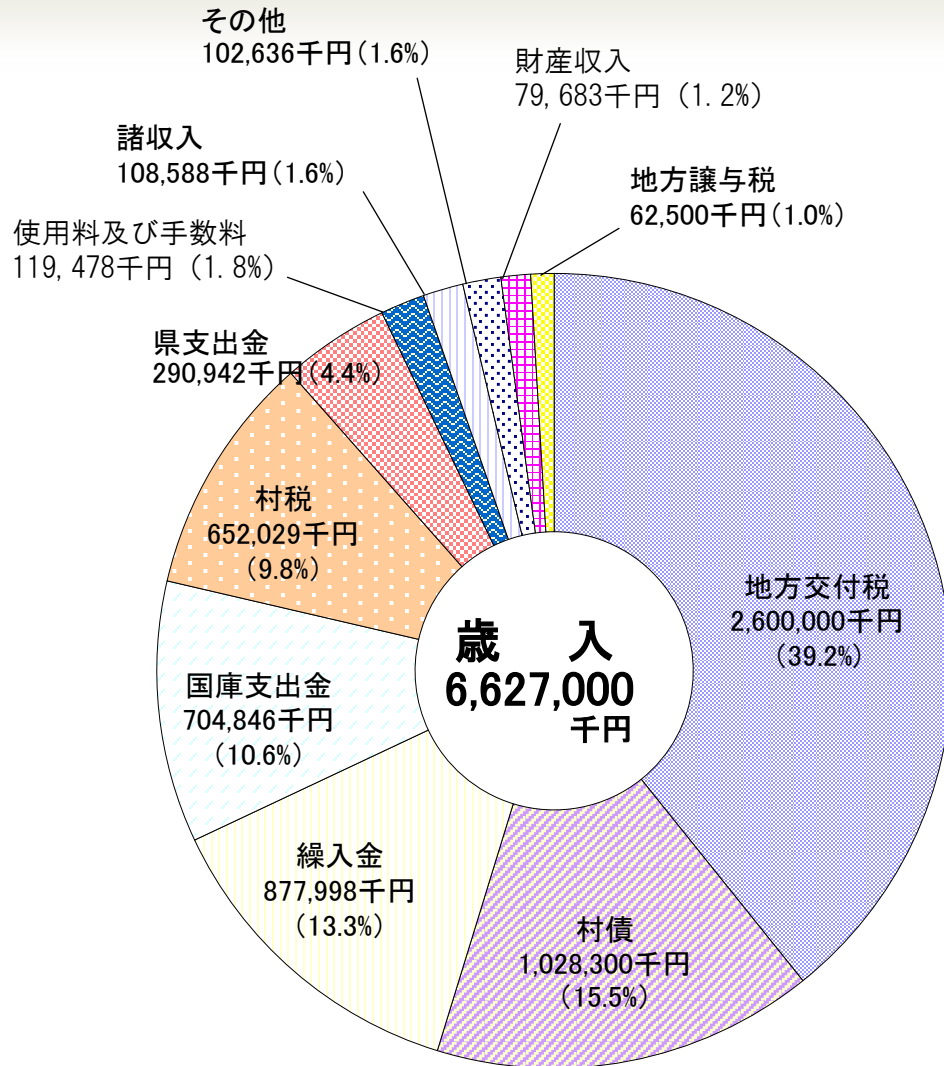
人口 3,617人 (10月1日現在)

世帯数 1,866世帯 (10月1日現在)



# 十津川村の財政状況

## 平成27年度 一般会計予算歳入歳出内訳



自主財源	1,863,312	28.1%
依存財源	4,763,688	71.9%



# 十津川村の財政状況

## 健全化判断比率の状況

						(単位:%)
地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比率	将来負担比率
294497	奈良県	十津川村	-	-	5.0	-

						(単位:%)
標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化 基準	15.00	20.00	25.0	350.0
3,099,720	167,886	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	



# 地域の資源を活かした 村づくり

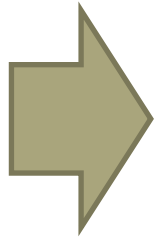
- **林業 林業の6次産業化**  
**低炭素な社会づくり**
- **観光 世界遺産「熊野古道」**  
**源泉掛け流しの温泉**  
**自然との調和ある暮らし**  
**人情味ある人とのふれあい**





# 十津川村が存在する 価値・責務

山を守る事



(再認識)

- 川を治める事
- 道路をはじめ  
ライフラインを守る事
- 人を守る事
- 地球環境を守る事

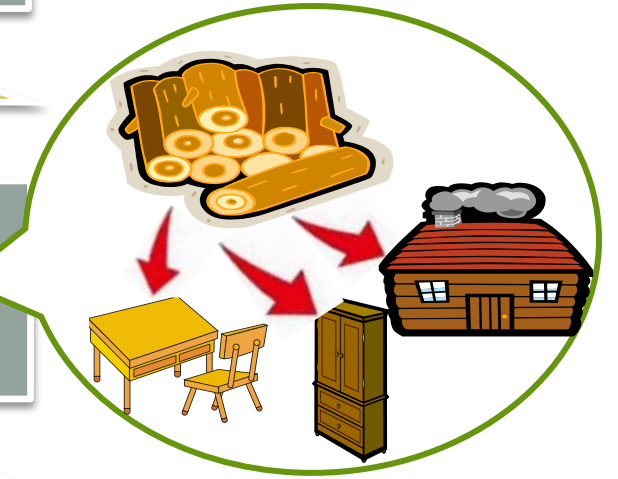
# 十津川式6次産業

使命・責務

自然への感謝の念  
自然への恩返し

林業再生

ニーズ



- 品質管理
- 安定供給

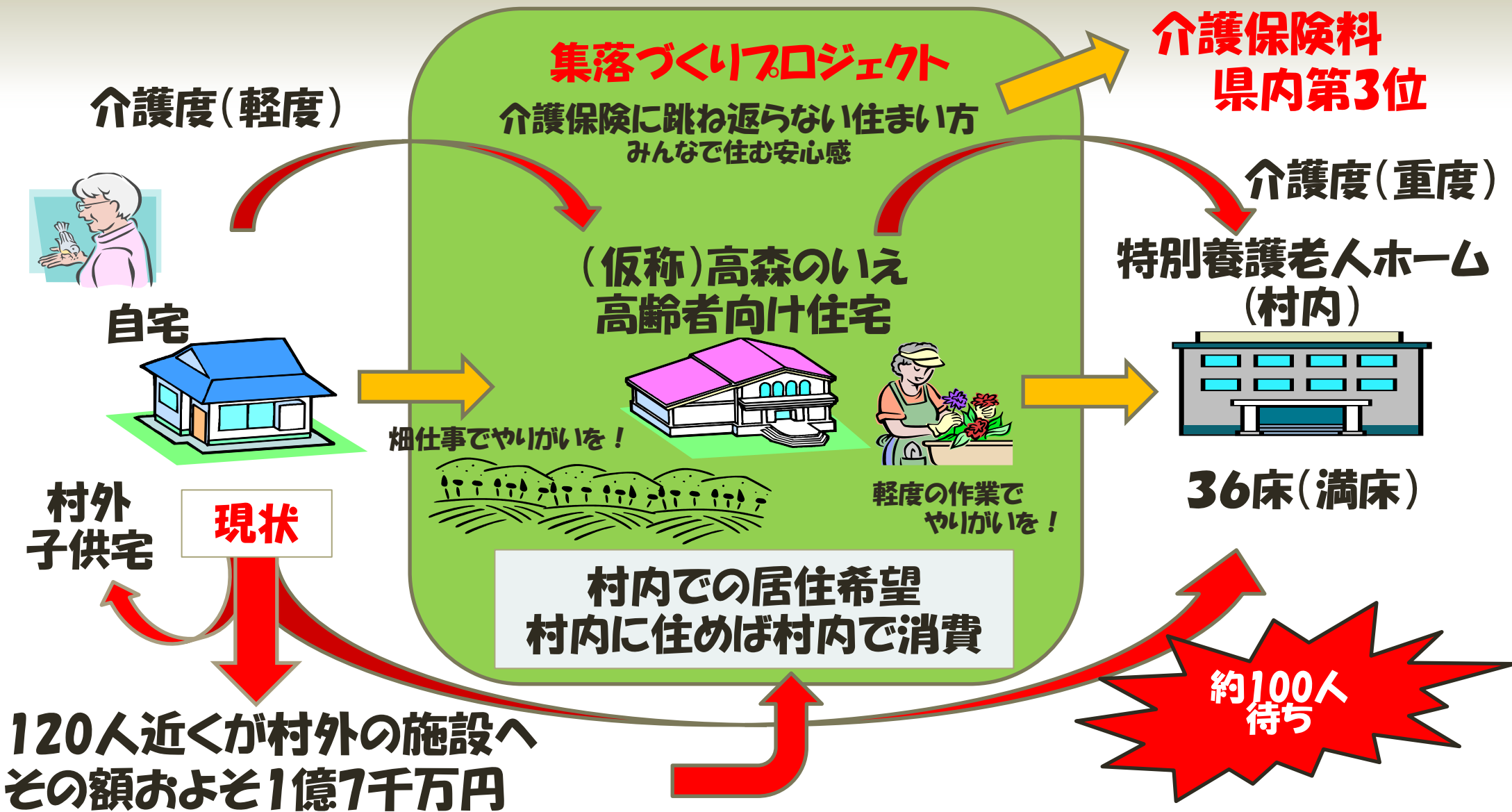


- 共感



# 高齢者と若者が 安全・安心に暮らせる村づくり

## やりがい、助け合いの集落づくり





# 「高森のいえ」検討



「高森のいえ」  
検討中

## 平成28年度政府予算編成及び施策に関する要望(抄)

### 全国町村会

#### 4. 町村財政基盤の確立

##### 1. 町村税源の充実強化

(3) 地方法人課税に関する検討にあたっては、法人市町村民税が、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるために課税するものであること、企業誘致等の税源かん養のインセンティブとなっていること等を踏まえ、個別町村において行政サービスの低下を招かないよう慎重に行うこと。

また、法人実効税率については、今後さらに20%台までの引き下げを目指すこととされているが、その場合には、課税ベースの拡大等あくまで法人課税の枠組みの中で所要の地方税財源を確保することを大前提とすること。

# 地方税収の偏在の状況①

(9月29日検討会提出資料)

# 法人課税の概要

## 法人税 (国)

11.0兆円

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

× 税率  
23.9% =

法人税額

## 地方法人税 (国)

0.5兆円

※ 税収の全額が地方交付税の原資  
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

× 4.4%

## 法人住民税 (県・市)

2.7兆円

法人税割

市

法人税額

× 9.7%

1.6兆円

県

法人税額

× 3.2%

0.6兆円

均等割

0.5兆円

## 法人事業税 (県)

5.5兆円  
(2.1兆円)

※( )内は地方法人特別税  
(内数)

【資本金1億円超の普通法人】

所得割

所得

× 4.8%  
(<sup>㉗</sup>6.0%)

2.4兆円

外形標準  
課税

付加価値割

付加価値額  
(収益配分額+単年度損益)

× 0.96%  
(<sup>㉗</sup>0.72%)

0.6兆円

資本割

資本金等の額

× 0.4%  
(<sup>㉗</sup>0.3%)

0.2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】

所得割

所得

× 9.6%

1.9兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

収入割

収入金額

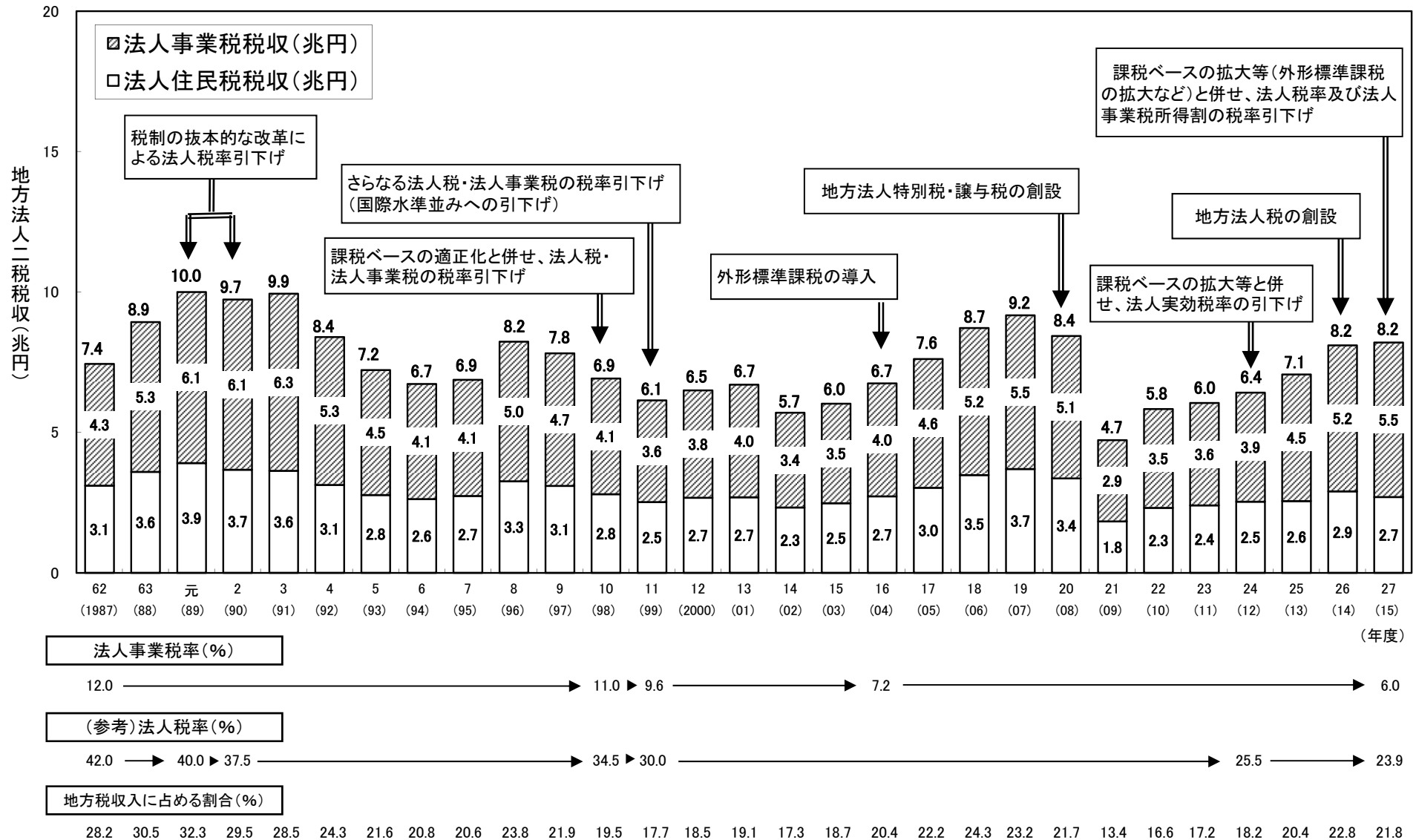
× 1.3%

0.4兆円

※ 税収はH27収入見込額であり、その積算に当たってはH27改正前の税率を用いている。

※ 端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。

# 地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



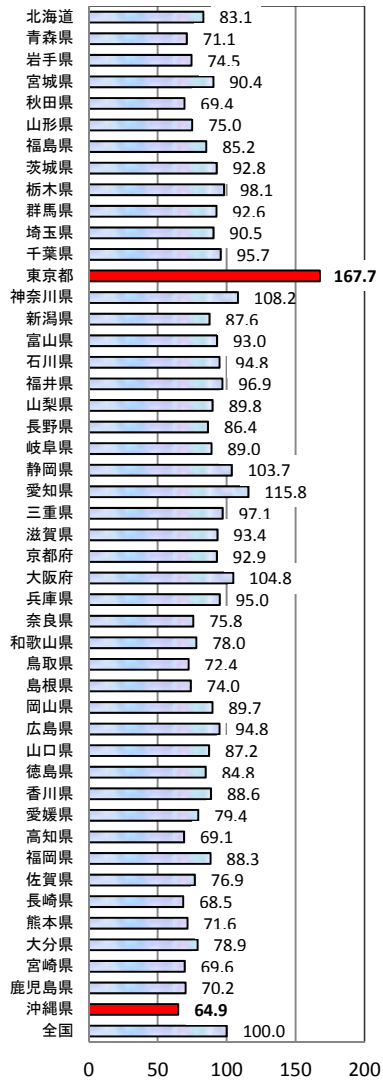
(注) 1 25年度までは決算額、26年度は決算見込額であり、いずれも超過課税等を含まない。また27年度は地方財政計画額である。  
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。  
 4 27年度の法人住民税収には地方法人税(0.5兆円)は含んでいない。



# 人口一人当たりの税収額の指数(平成25年度決算額)

## 地方税計

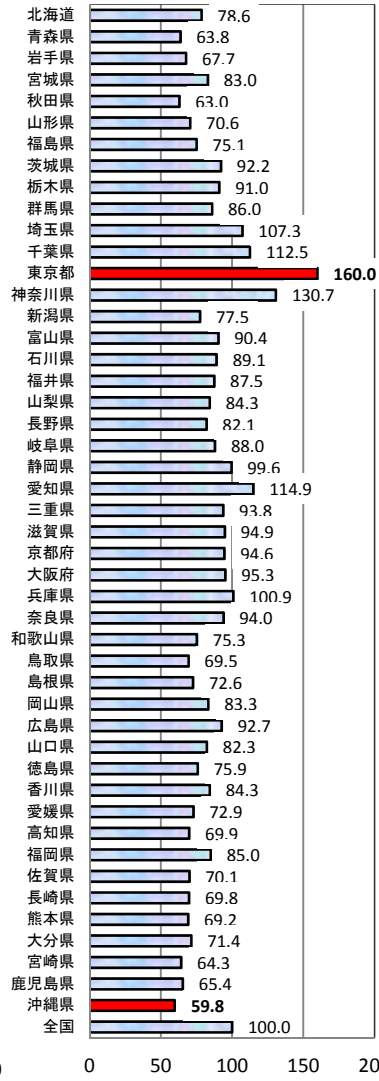
最大/最小: 2.6倍



34.7兆円

## 個人住民税

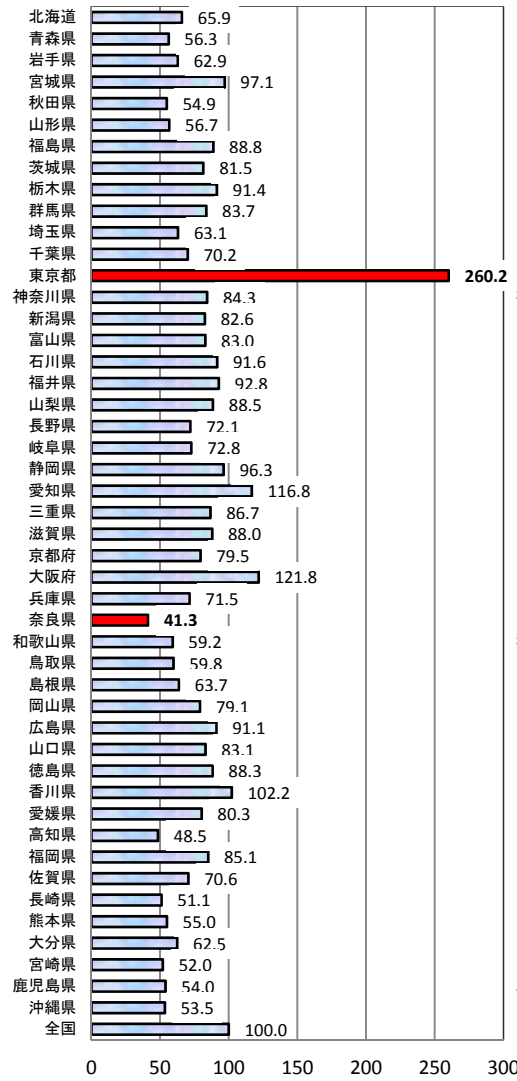
最大/最小: 2.7倍



11.6兆円

## 地方法人二税

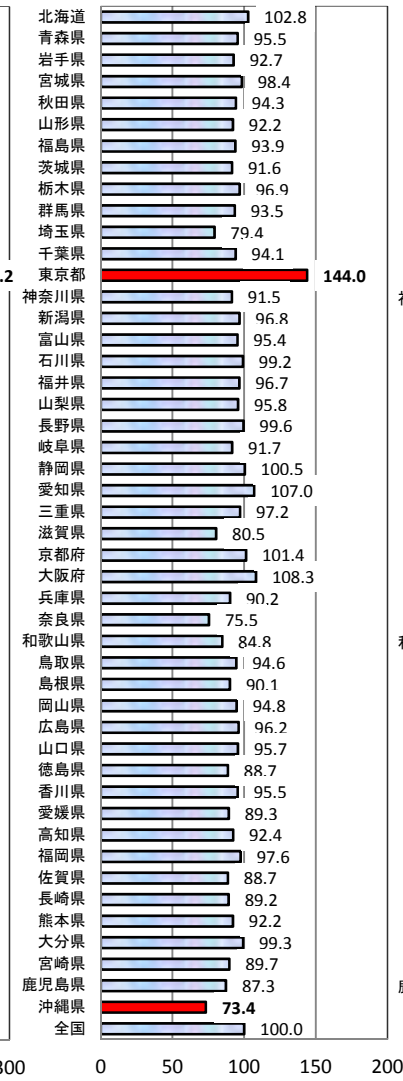
最大/最小: 6.3倍



5.1兆円

## 地方消費税(清算後)

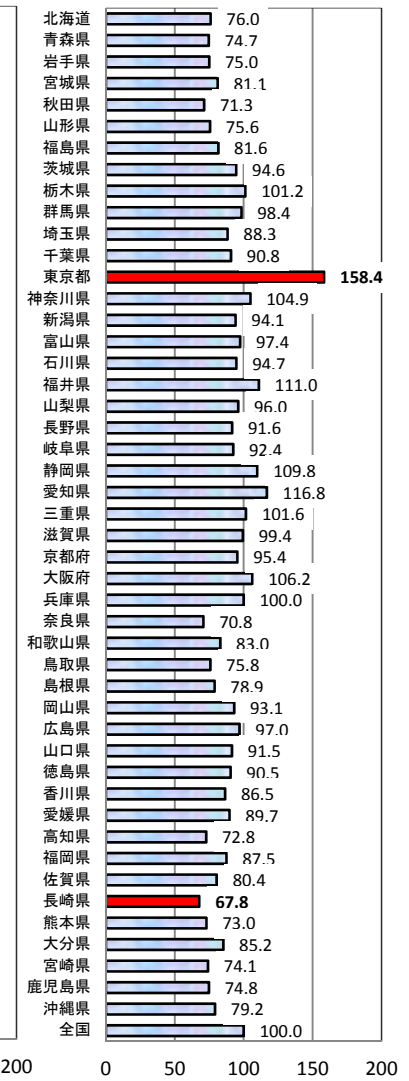
最大/最小: 2.0倍



2.6兆円

## 固定資産税

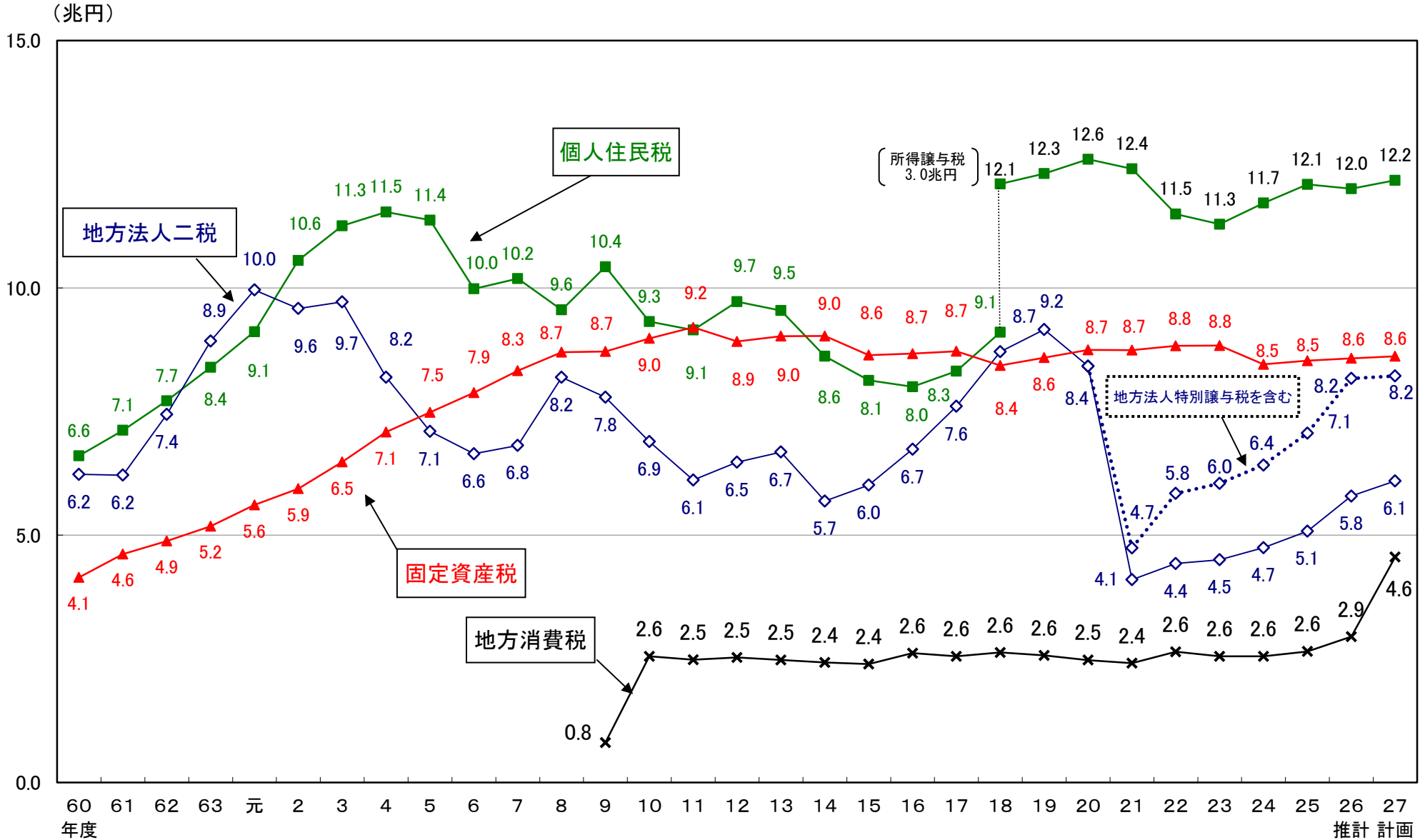
最大/最小: 2.3倍



8.6兆円

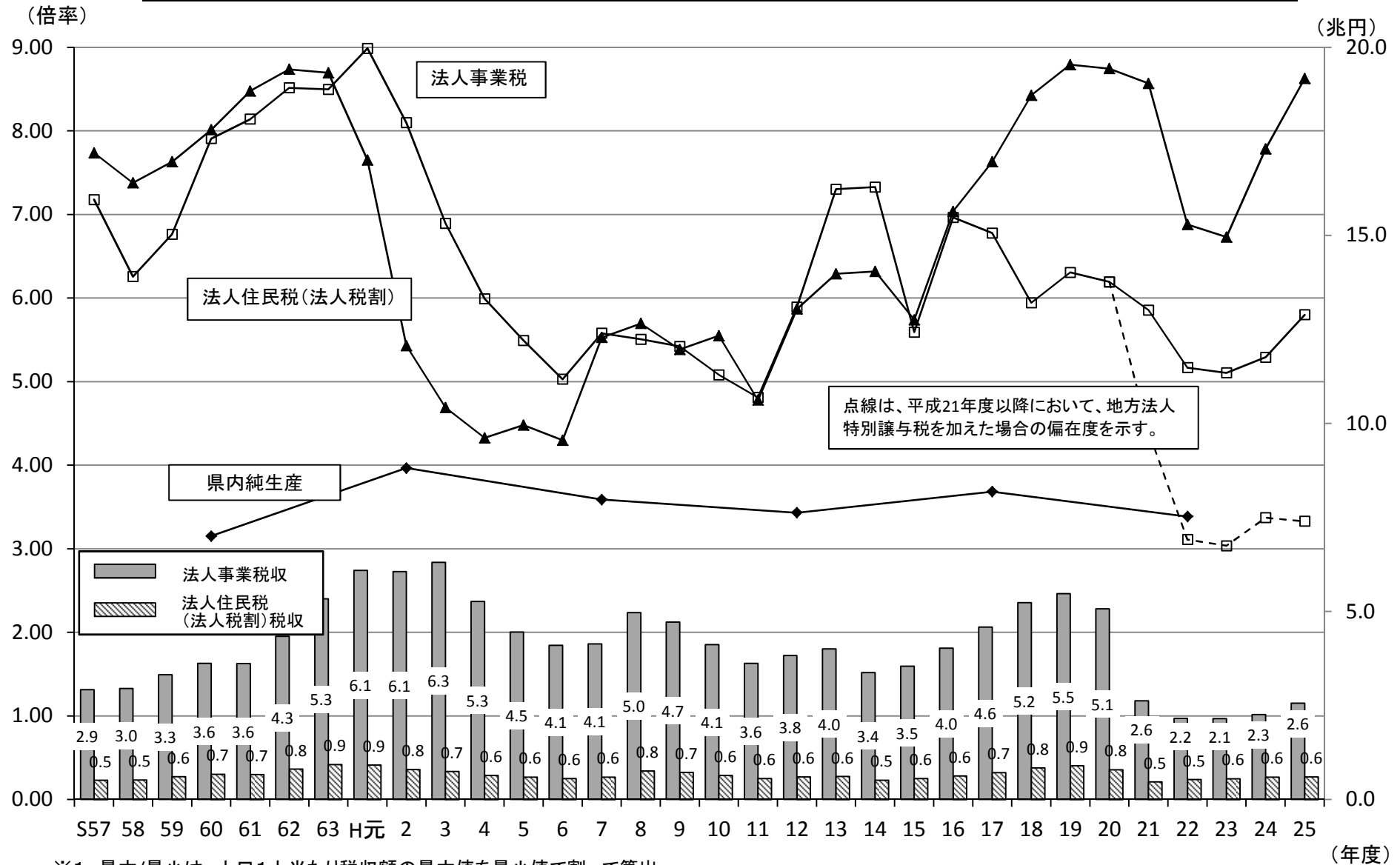
※上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。

# 主要税目（地方税）の税収の推移



(注) 1 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。  
 2 平成25年度までは決算額、26年度は推計額（H27.1時点）、27年度は地方財政計画額である。  
 3 地方法人二税の平成21年度以降の点線は、国から都道府県に対して譲与されている地方法人特別譲与税を加算した額。  
 (㉑) 0.6兆円、(㉒) 1.4兆円、(㉓) 1.5兆円、(㉔) 1.7兆円、(㉕) 2.0兆円、(㉖) 2.4兆円、(㉗) 2.1兆円

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(最大/最小)の推移<都道府県分>



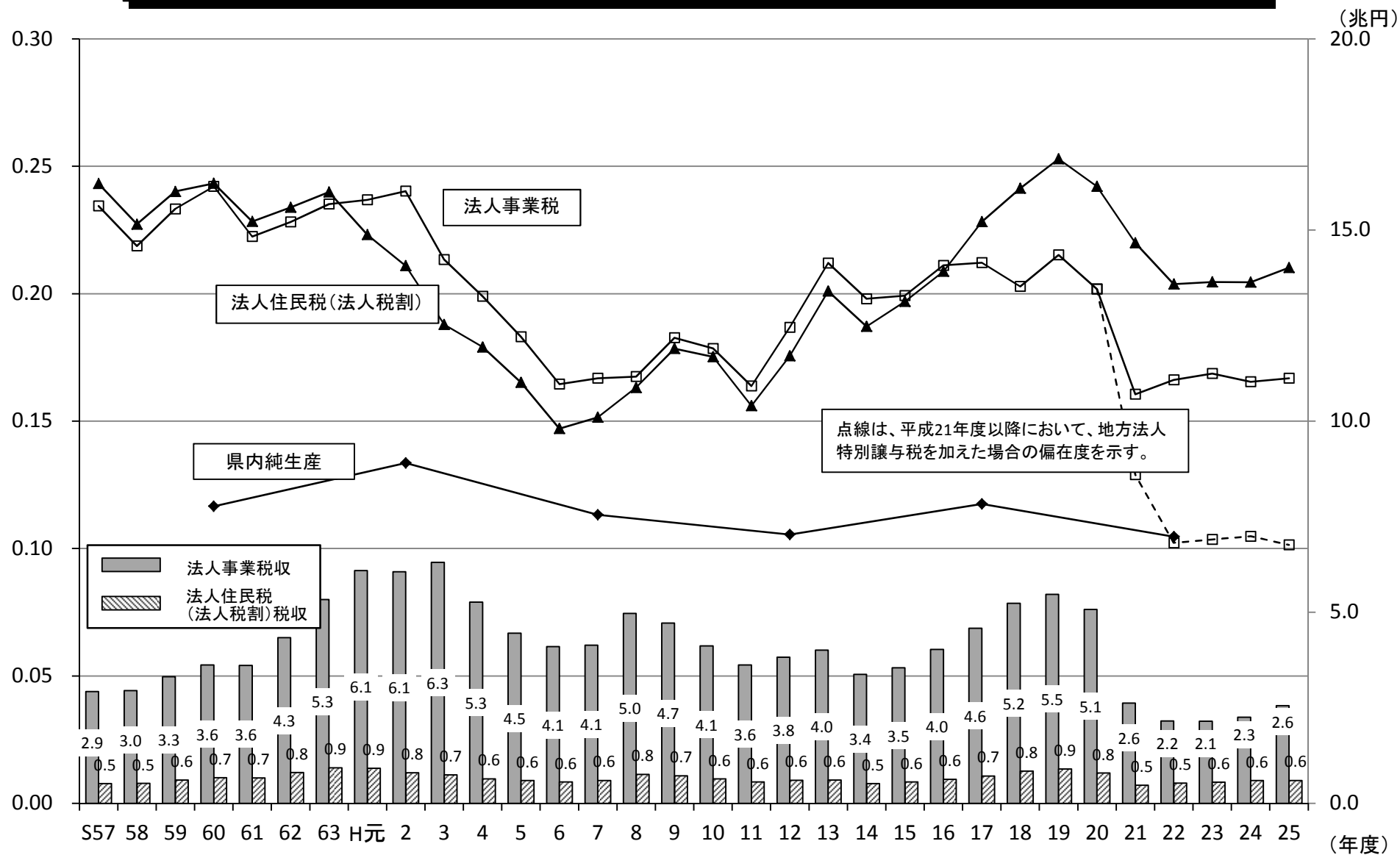
※1 最大/最小は、人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割って算出。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。

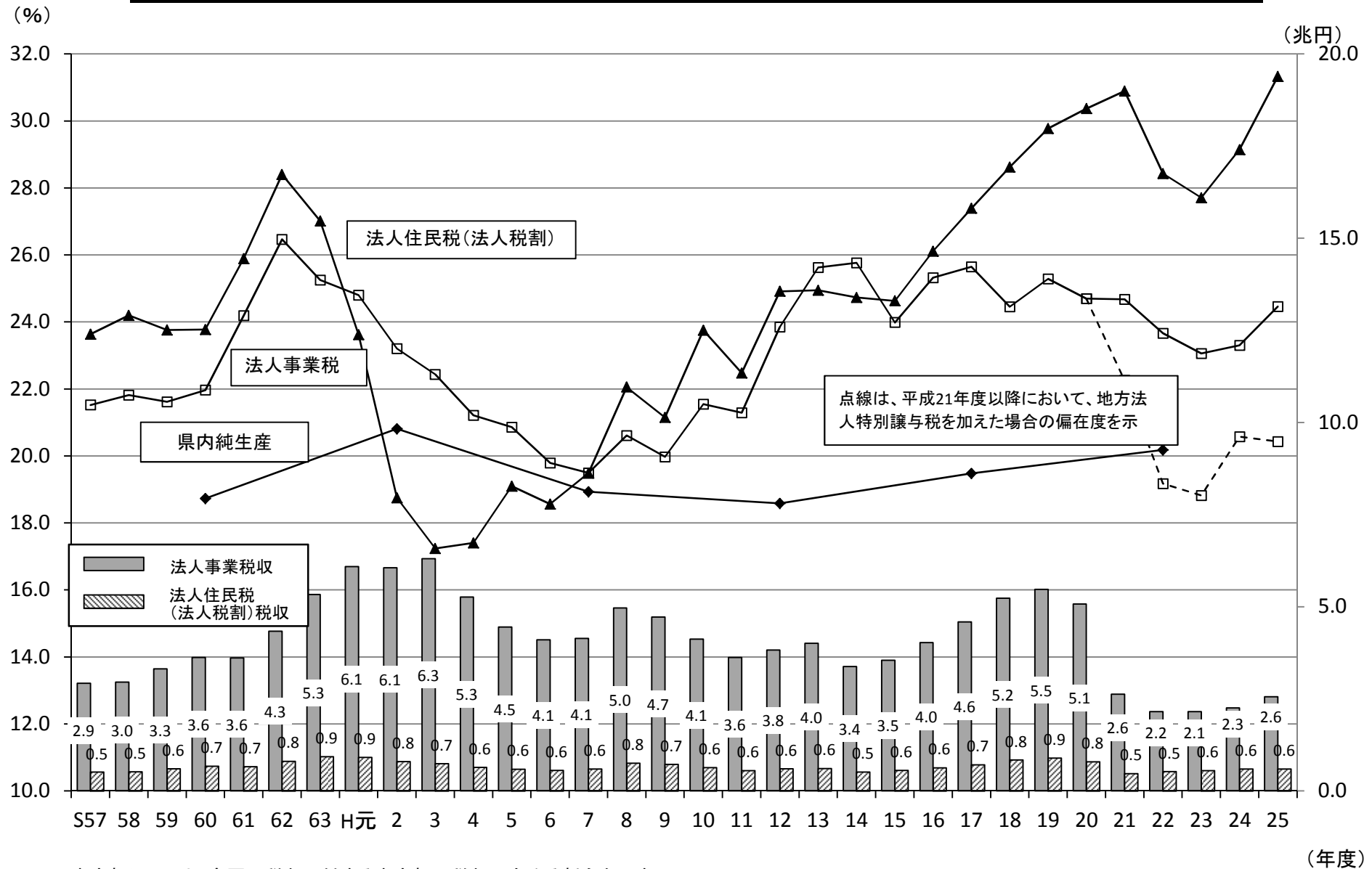
※4 人口は各年度末の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(ジニ係数)の推移<都道府県分>



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。  $ジニ係数 = [共分散 \times 2] / [都道府県数 \times 平均値]$   
 ※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。  
 ※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のものの県内要素所得を基に算出。  
 ※4 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

# 法人事業税、法人住民税(法人税割)の偏在度(東京都シェア)の推移<都道府県分>

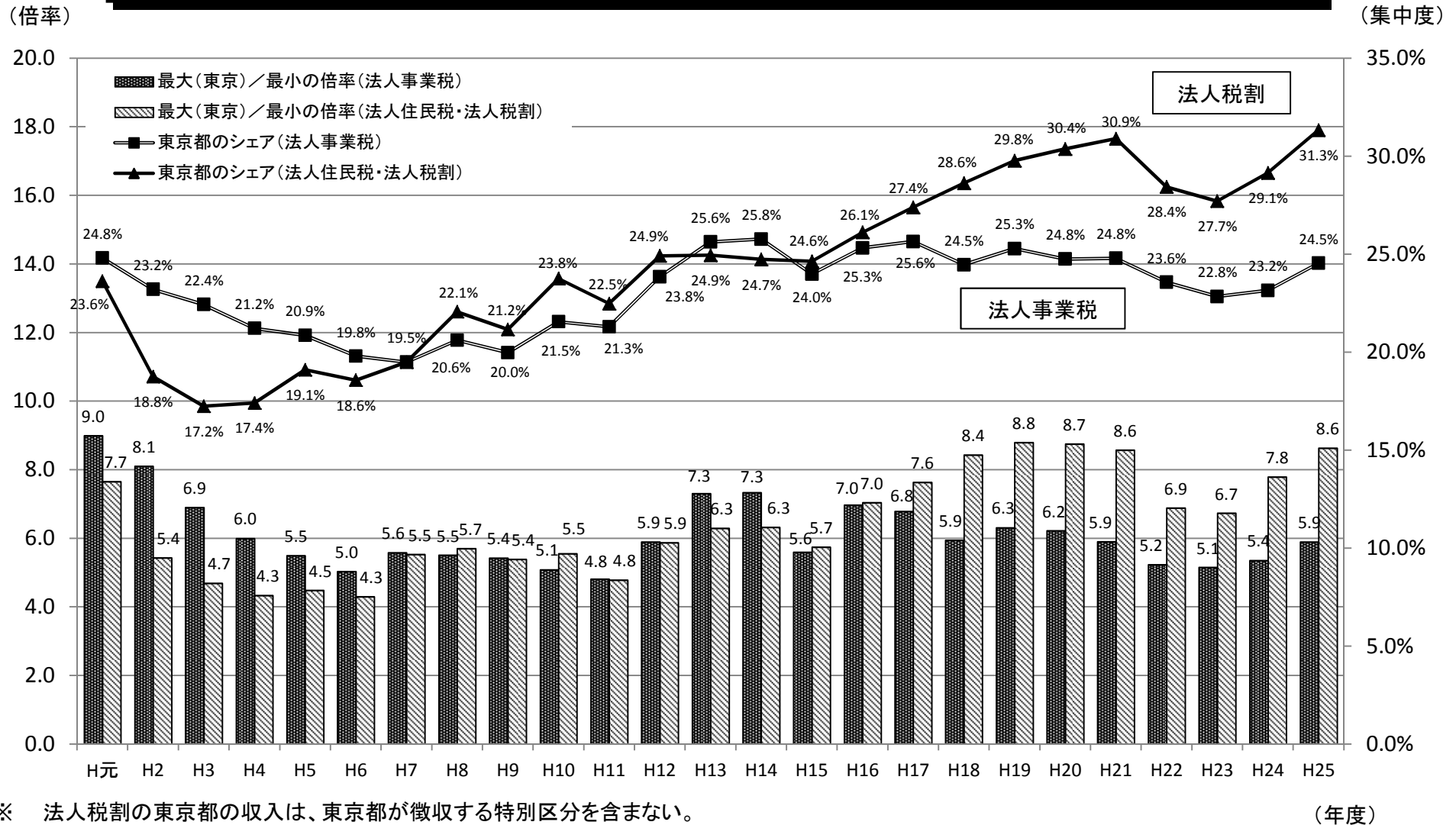


※1 東京都シェアは、全国の税収に対する東京都の税収の占める割合を示す。

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税(法人税割)」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」(「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの)の県内要素所得を基に算出。

# 地方法人二税(都道府県分)の偏在度の推移

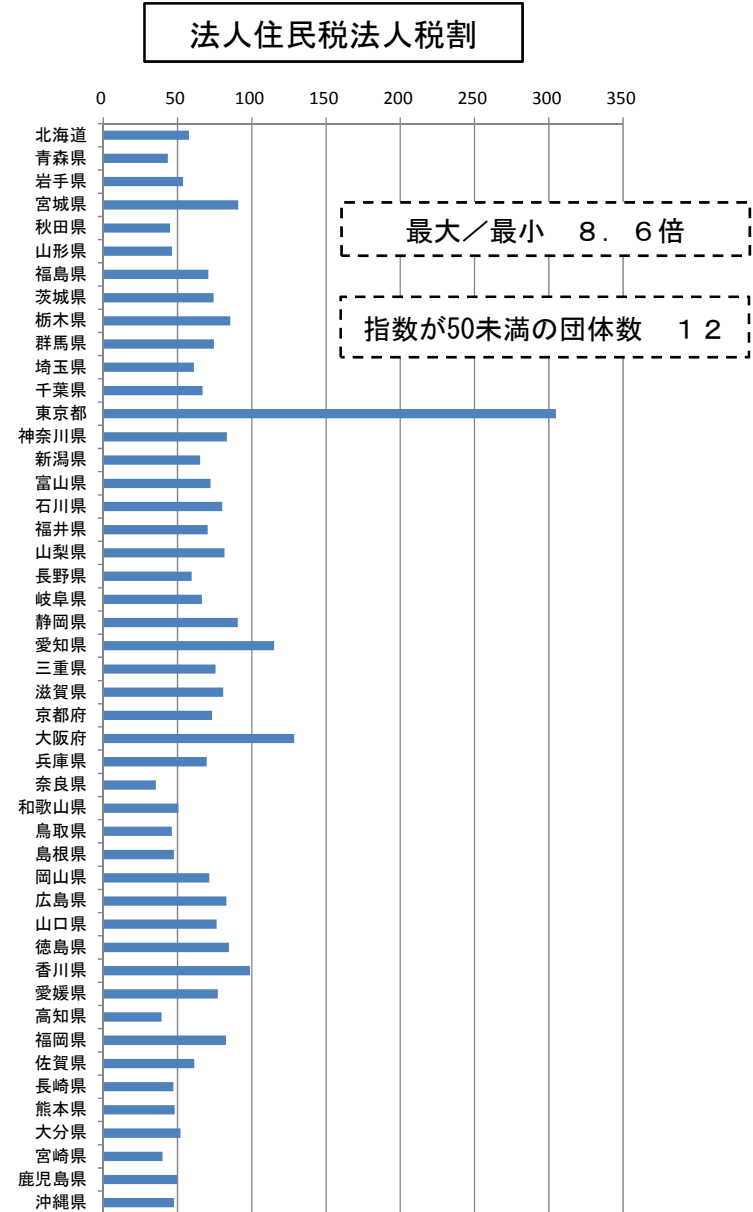
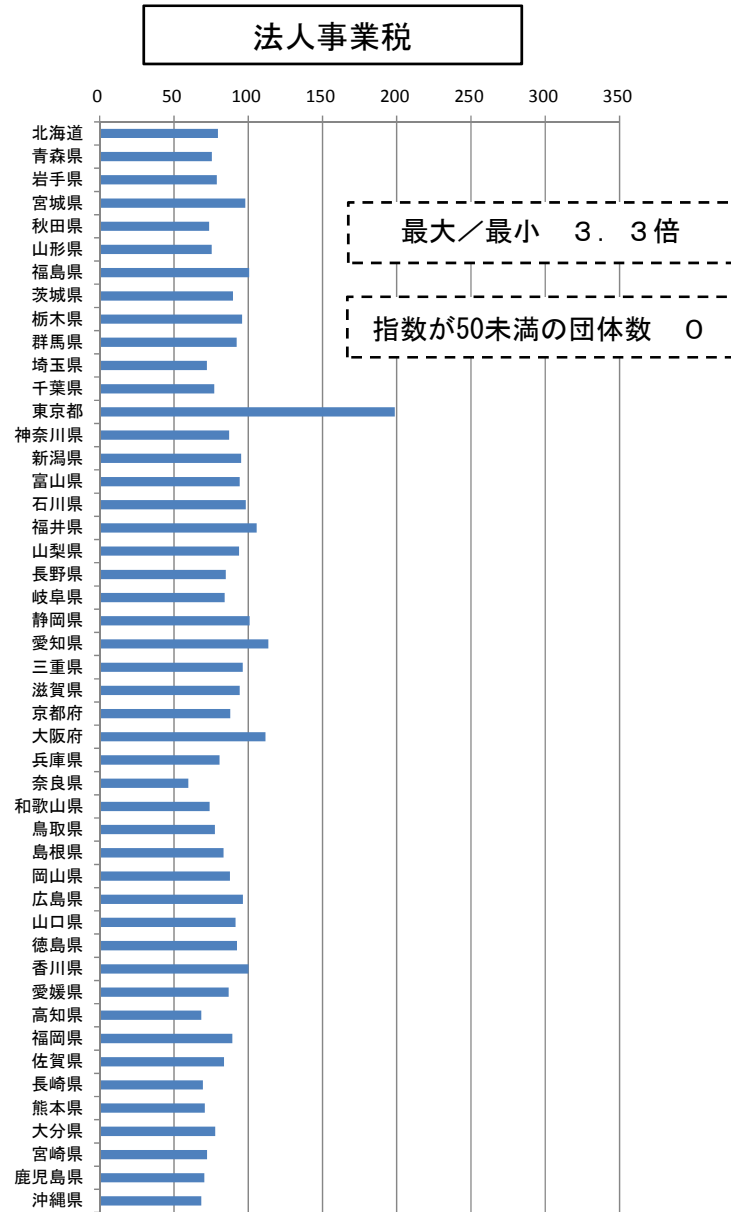


※ 法人税割の東京都の収入は、東京都が徴収する特別区分を含まない。  
 ※ 各年度とも決算値であり、地方法人特別税の税収を加算している。また超過課税分を含まない。  
 ※ 「最大(東京)／最小の倍率」は、各都道府県の人口1人当たり税収額の最大値(東京)を最小値で割った数値である。  
 ※ 人口は、各年度末(平成25年度は平成26年1月1日現在)の住民基本台帳人口による。

(年度)

## 地方税収の偏在の状況②

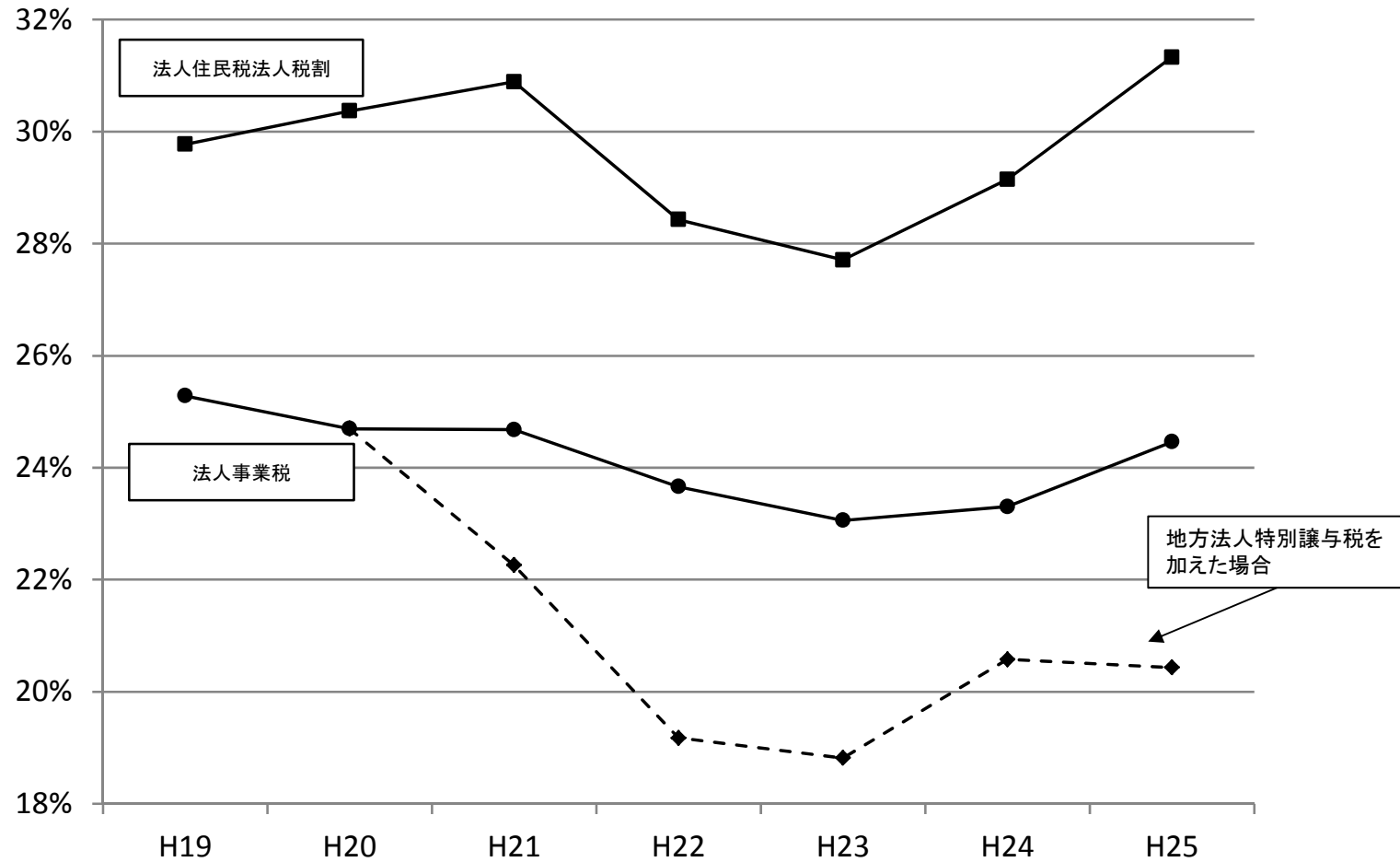
# 人口一人当たり税収額の指数（平成25年度）



※全都道府県の法人事業税（地方法人特別譲与税を含む）及び法人住民税法人税割（都道府県分）の合計を全国の人口で除した値を100とした場合の指数。  
 ※税収は決算額であり、超過課税分を除く。  
 ※人口は各年度の住民基本台帳人口。

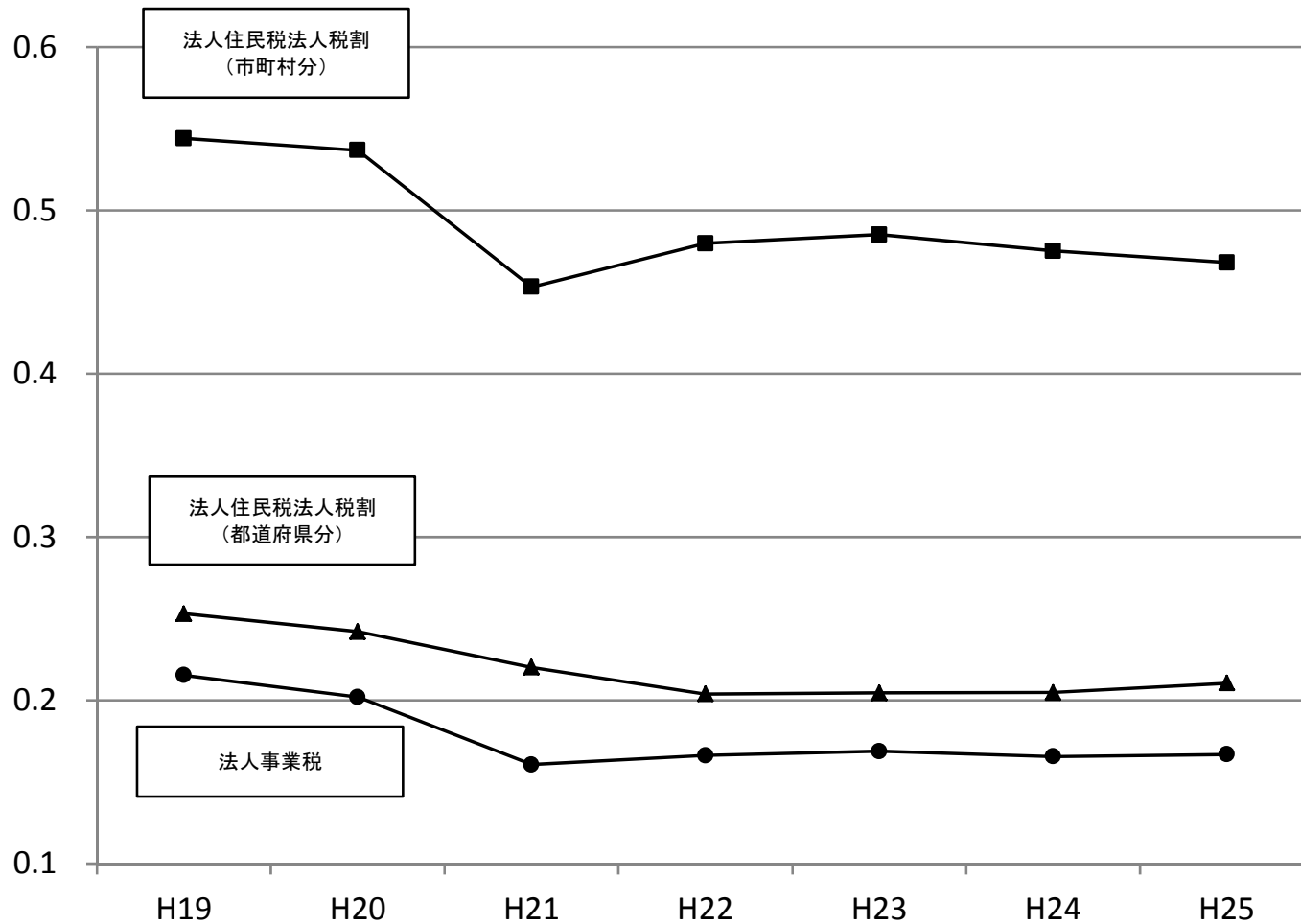


## 法人事業税と法人住民税法人税割（都道府県分）の偏在度（東京都シェア）



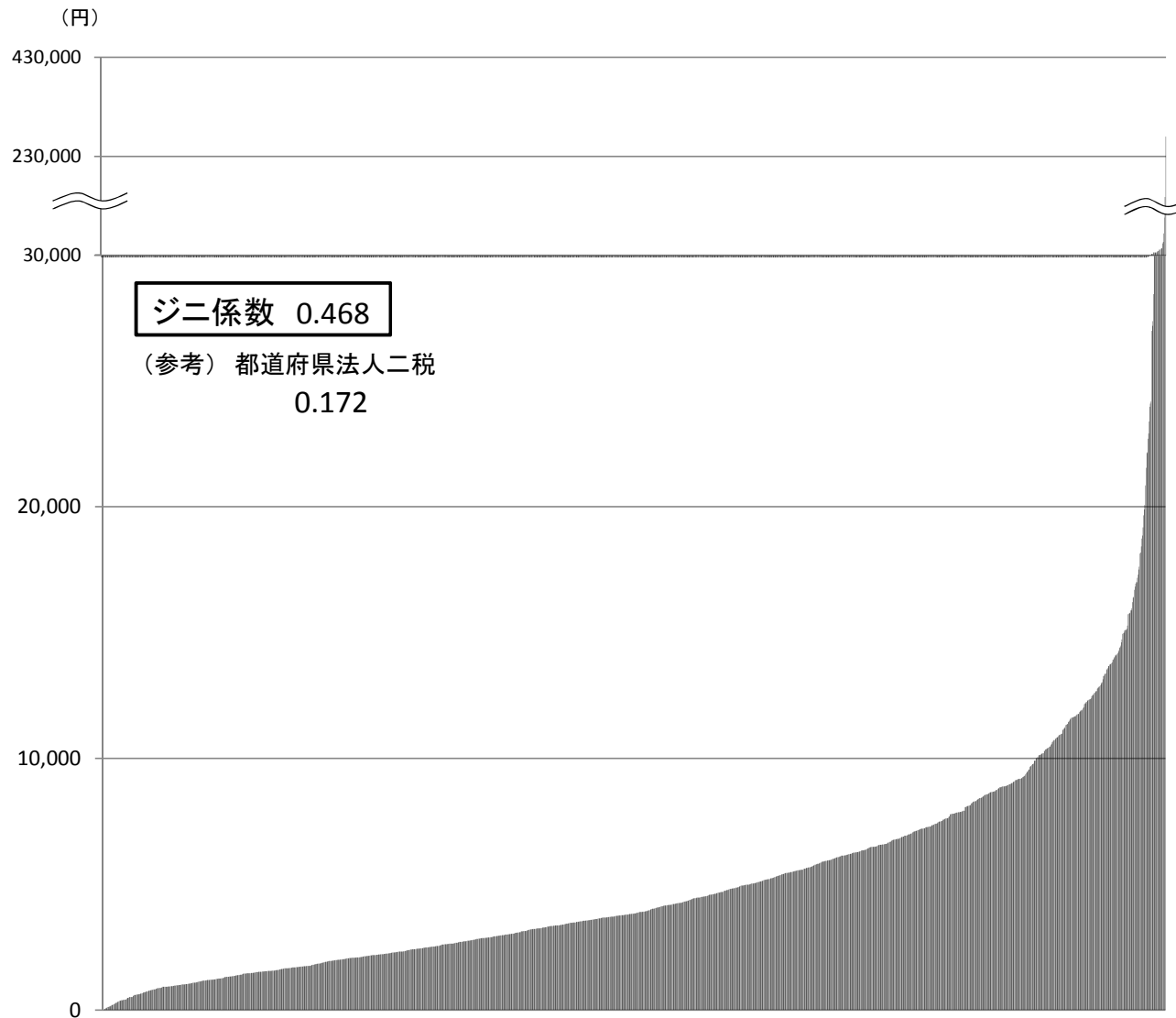
※ 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を含まない。また、法人住民税法人税割には東京都が徴収する特別区分を含まない。

## 法人事業税と法人住民税法人税割の偏在度（ジニ係数）



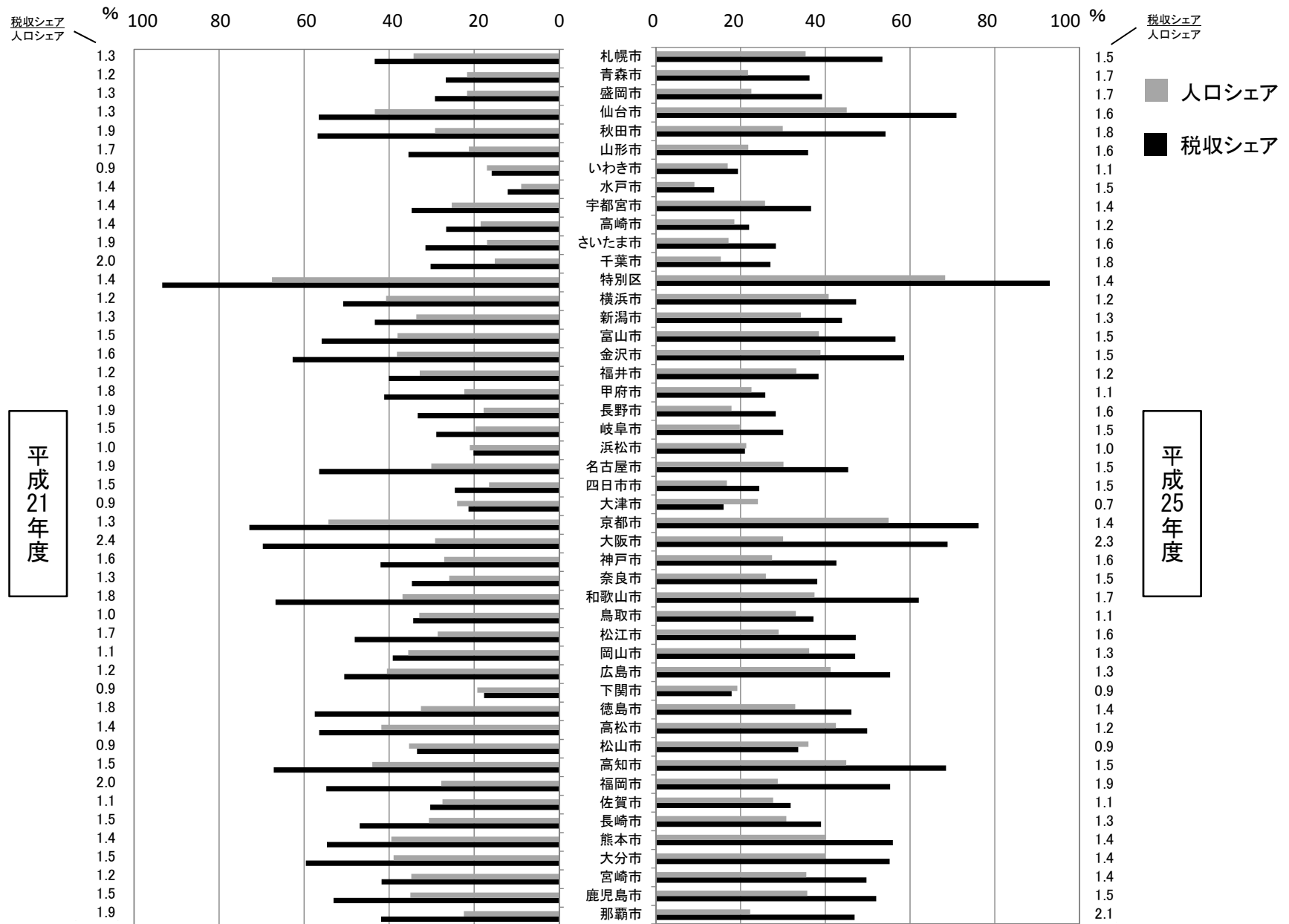
- ※ ジニ係数は人口一人当たりの税収額を基に算出。
- ※ 税収は各年度の決算額であり、超過課税分を含まない。また、法人事業税には地方法人特別譲与税を含まない。
- ※ 人口は各年度末(平成25年度は平成26年1月1日時点)の住民基本台帳人口による。

# 法人住民税法人税割(市町村分)の人口一人当たり税収の状況(平成25年度)



- ※ 税収は平成25年度決算であり、超過課税分を含まない。
- ※ 都道府県法人二税は法人事業税及び法人住民税法人税割。
- ※ 人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳による。

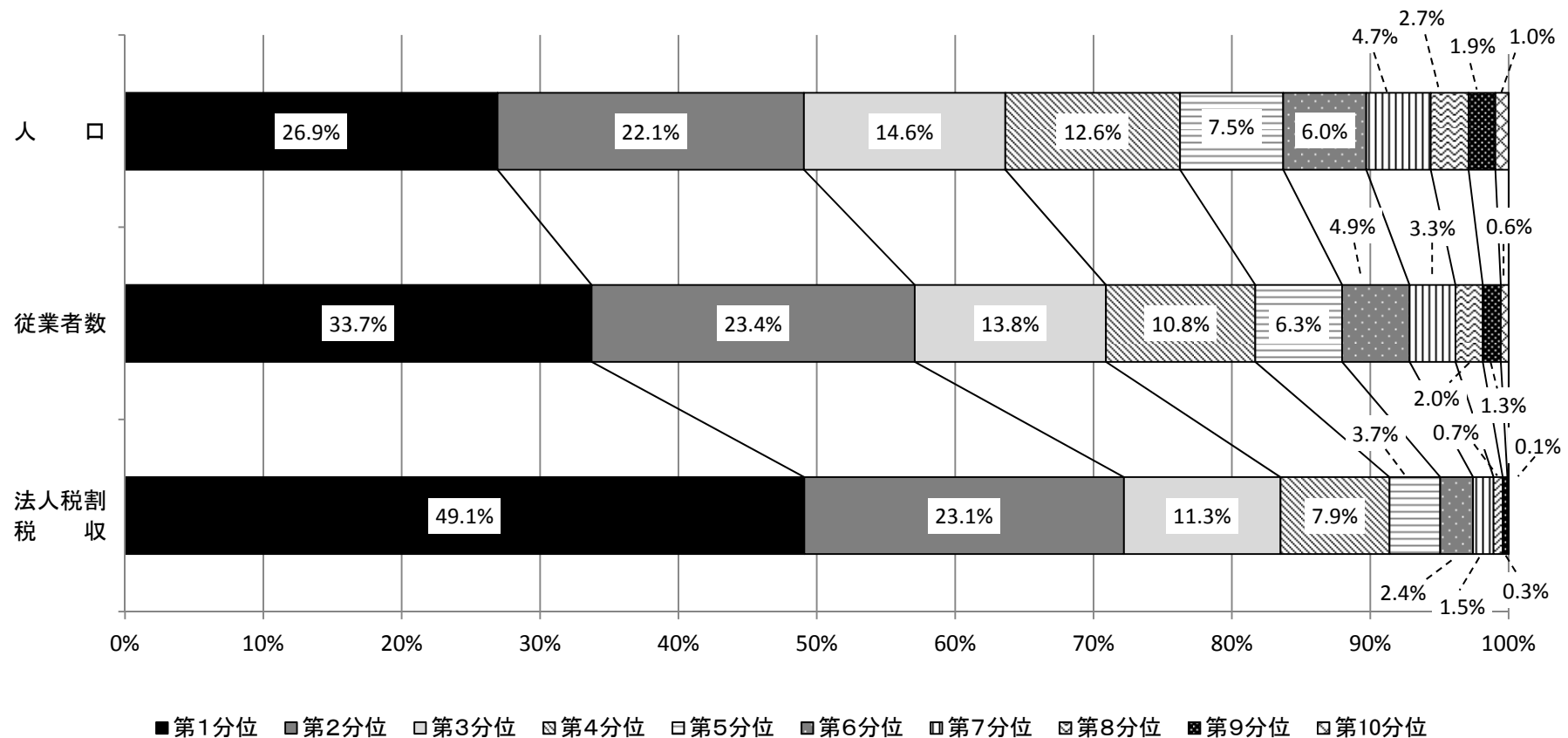
# 各都道府県における人口最大都市の人口シェア及び法人住民税法人税割シェア



※税収は決算額(超過課税分を除く)であり、人口は各年度の住民基本台帳人口。  
 ※東京都特別区は一団塊としてカウント。

## 市町村における人口、従業者数及び法人住民税法人税割税収の状況

全市町村を人口一人当たりの法人住民税法人税割税収が高い団体順に10区分（高い順に第1分位、第2分位…第10分位と表示）し、各区分の人口、従業者数及び法人住民税法人税割税収の状況をグラフ化したもの



※ 人口は平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口、従業者数は平成26年経済センサスにおける民営分、法人税割税収は平成25年度決算（超過課税分を除く）。

※ 東京都特別区は除いている。

# 所在都道府県における人口及び法人住民税法人税割収のシェアの状況

＜人口一人当たり法人住民税法人税割収が高い全国の上位5団体＞

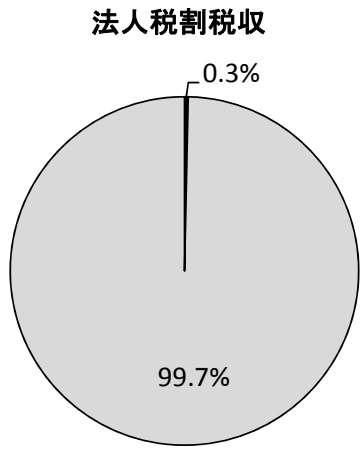
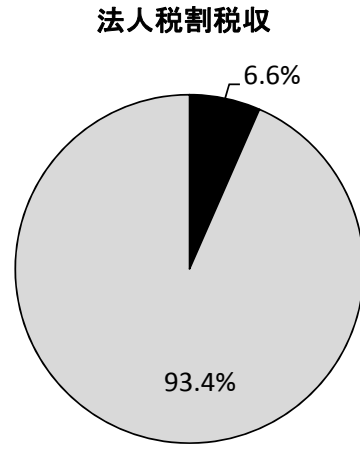
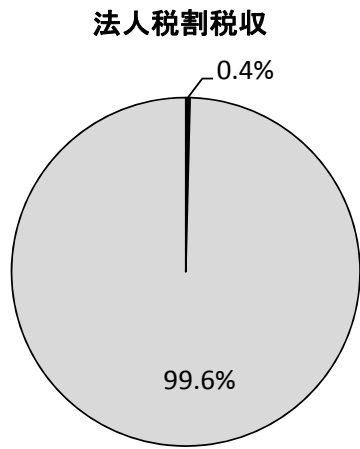
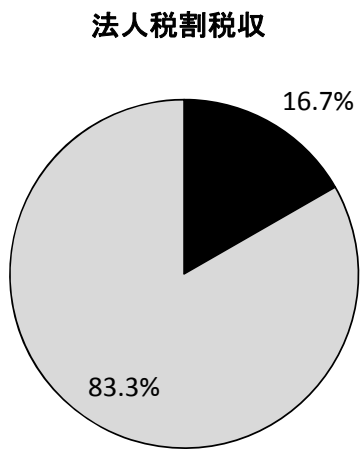
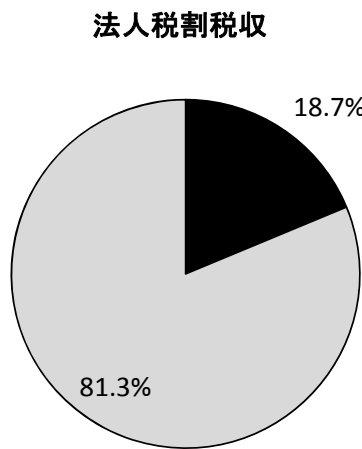
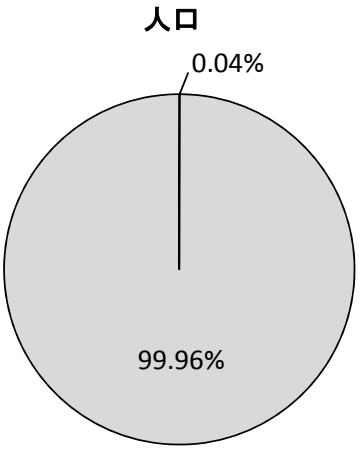
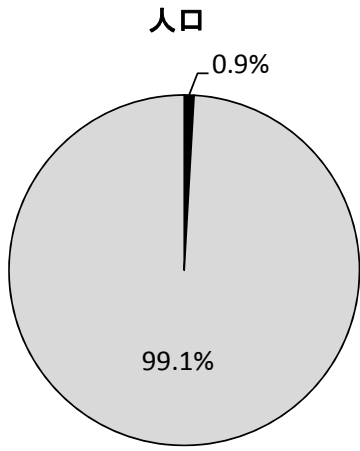
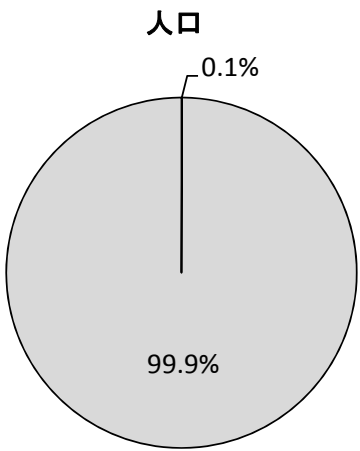
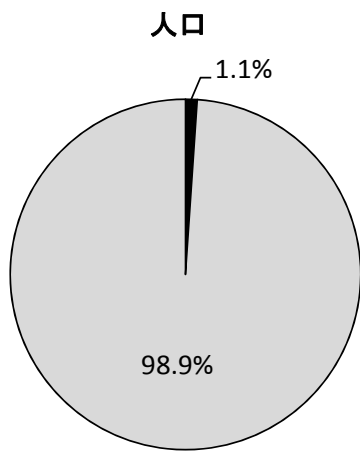
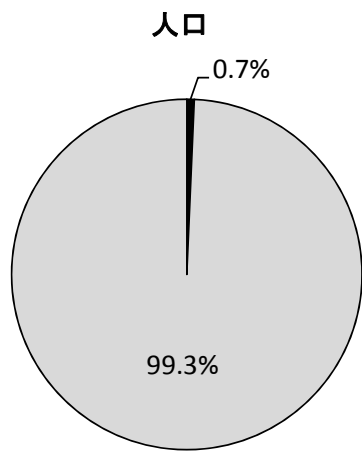
団体A

団体B

団体C

団体D

団体E

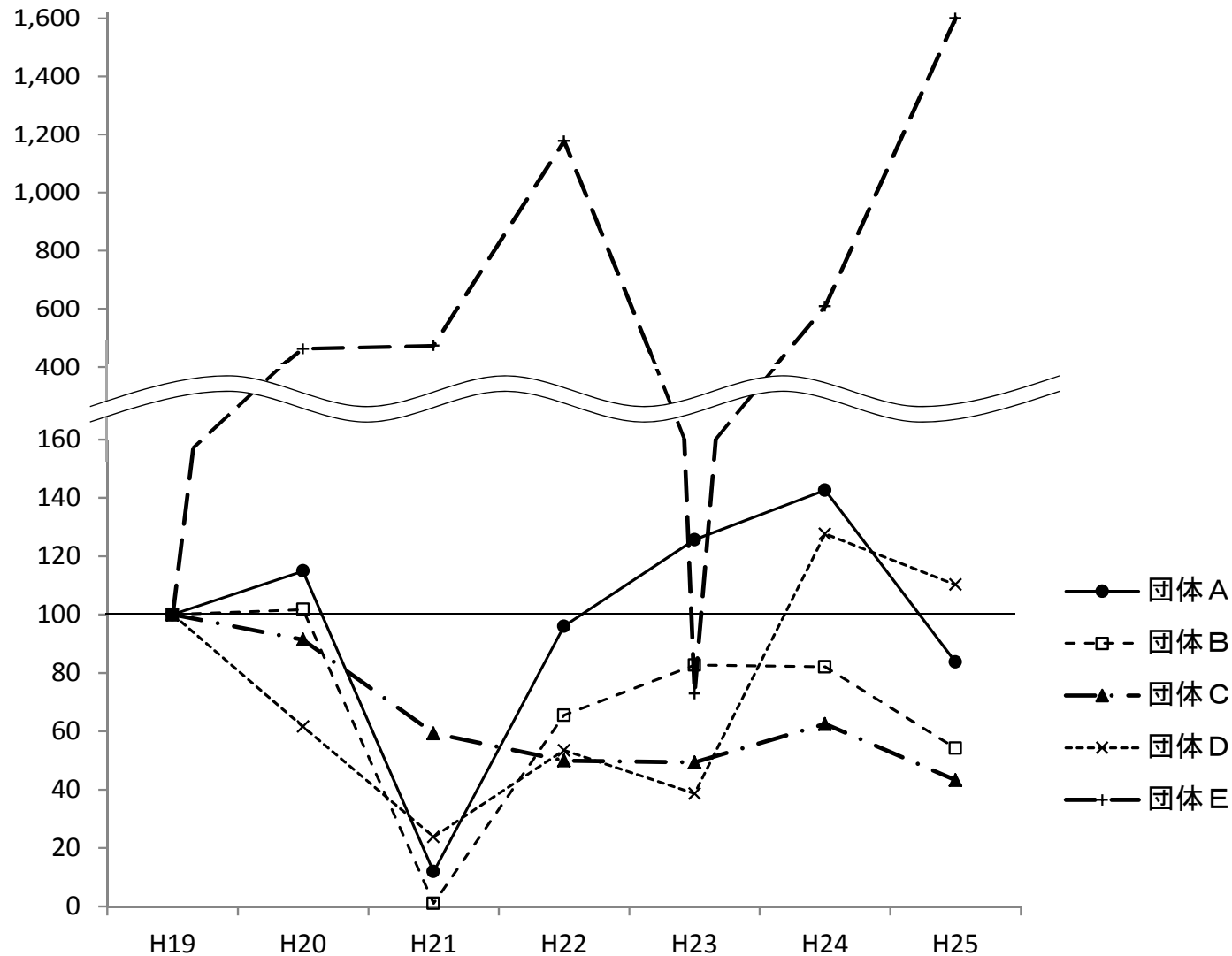


※税収は平成25年度決算(超過課税分を除く)

## 法人住民税法人税割収の推移(指数)

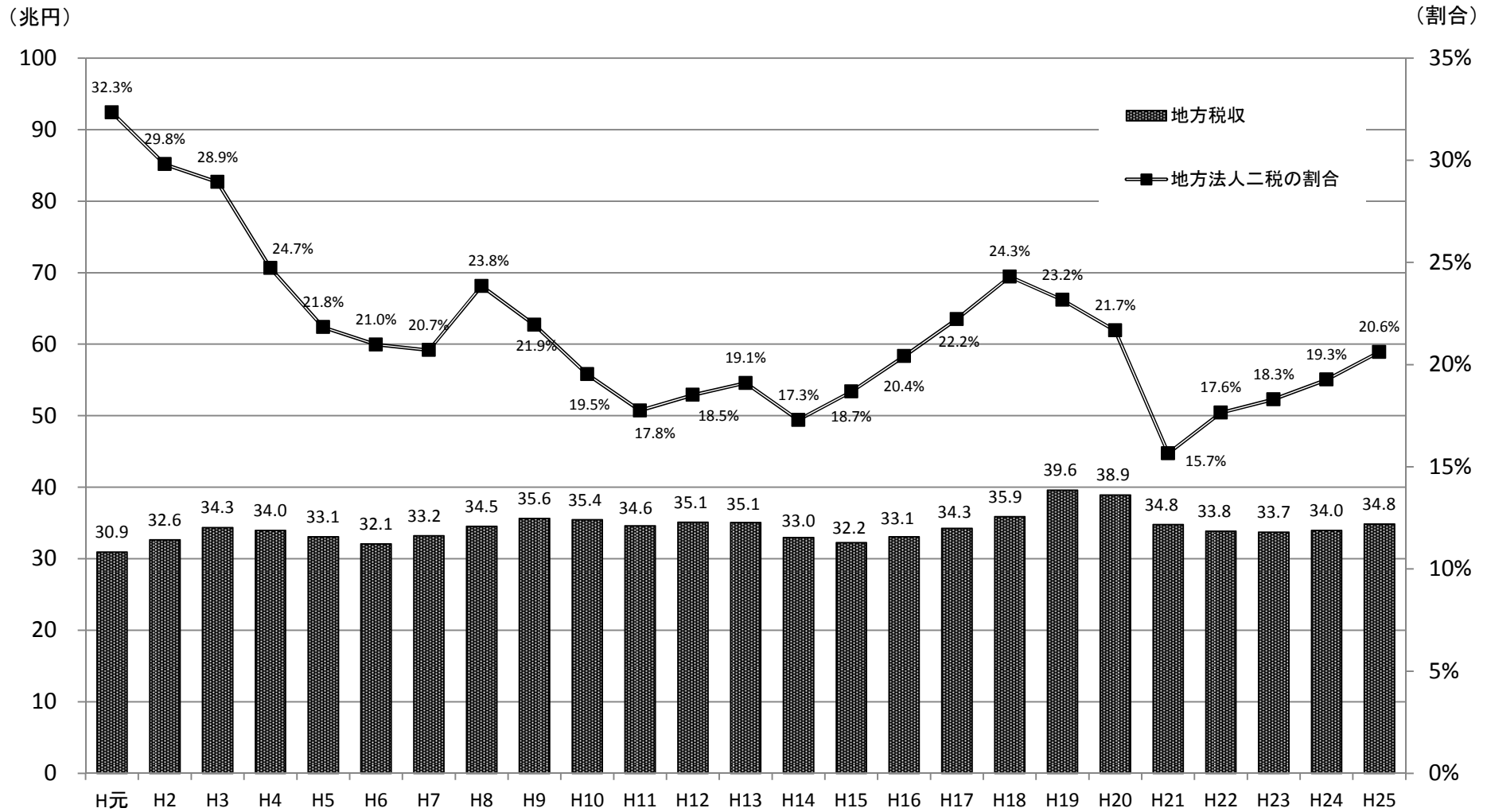
〈人口一人当たり法人住民税法人税割収が高い全国の上位5団体〉

(平成19年度の税収を100とした場合の指数)



※税収は各年度の決算(超過課税分を除く)

## 地方法人二税(県+市) が地方税収に占める割合の推移



※各年度とも決算値(超過課税分を除く)である。

※地方法人二税は、法人住民税(均等割、法人税割)の都道府県分、市町村分、法人事業税及び地方法人特別譲与税の合計額である。



地方法人課税のあり方等に関する検討会  
報告書(概要)  
＜平成25年11月＞

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)①<H25.11>

### 地方法人所得課税についての基本的考え方

- 地方法人所得課税（法人住民税法人税割及び法人事業税所得割）については、
  - ・ 税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと、
  - ・ 法人の事業活動がより広域化しており税収を帰属させる課税団体についてもある程度の大きさが必要であること等の課題が指摘。
  
- 今回の地方消費税の税率引上げのように他の偏在性の小さい安定した地方税を充実していくことを前提に、
  - ・ 法人の事業活動規模等に即した外形的な基準による課税への移行や
  - ・ 国税化による地方交付税原資化を図ることを検討すべき。
  
- 地方交付税原資化を検討すべきものとしては、
  - ・ 偏在性が大きく、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割
  - ・ 地方法人特別税、法人事業税所得割
  
- （地方交付税原資化の）対象としては、まず、法人事業税よりも偏在性が大きく、また、国の法人税と課税ベースの共通性の高い法人住民税法人税割を検討。

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)②<H25.11>

### 地方消費税率の引上げに対応した偏在是正措置

- 偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するためには、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と法人住民税法人税割の地方交付税原資化によることが基本。
- 今回の地方消費税の増収は不交付団体においても生じるものであるから、地方消費税の税率引上げのタイミングは、法人住民税法人税割の地方交付税原資化を図る一つの機会。
- 税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、関係者の理解が得られる範囲内で、地方消費税の税率引上げに併せて、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割の一部について交付税原資化を図ることを検討すべき。

### 地方法人特別税・譲与税制度と他の偏在是正措置

- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。
- その際、法人住民税法人税割の交付税原資化により、より望ましい偏在是正措置に移行していくべき。